同井上弘三を罰金八万円に処する。

被告人らにおいて右各罰金を完納することができないときは、いずれも金一〇〇〇円を一日に換算した期間当該被告人を労役場に留置する。

大蔵事務官重野秀幸押収の一九五五年型フォード乗用車一台は、被告人植田豊男から、大蔵事務官梶田重郎押収の一九五四年型フォード乗用車一台及び第一審裁判所押収の自動車用ラジオ一台（証第一八号）は被告人井上弘三から、それぞれ没収する。

訴訟費用中、第一審証人バージル・V・ハートン、通訳人有元芳之助及び証人重野秀幸に支給した分は、全部被告人植田豊男の、第一審証人梶田重郎に支給した分は、全部被告人井上弘三の各負担とし、第一審証人金子太郎、同本田辰雄、同堀内大及び同大角欣治並びに原審証人山本恵一、同佐藤国光及び同加藤盛章に支給した分は、全部被告人株式会社日光社及び同松村登と連帯して負担させる。

理　由

被告人らの弁護人青柳虎之助の上告趣意第一点について。

所論は、事実誤認の主張であつて、適法な上告理由に当らない。

同第二点について。

所論は、単なる法令違反ないし量刑不当の主張であつて、適法な上告理由に当らない。

検察官の上告趣意について。

所論は、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由に当らない。

しかしながら職権を以て調査するに、原審は、被告人らの量刑不当の控訴理由を認めて第一審判決を破棄した上、自判し、被告人植田豊男に罰金一〇万円に、同井上弘三を罰金八万円にそれぞれ処しながら、右被告人二名に対し、いずれも三年間右罰金刑の執行を猶予する旨の判決を言い渡しているが、罰金刑の執行猶予は、罰金額が五万円以下の場合に限られるものであること刑法二五条一項、罰金等臨時措置法六条の規定により明らかであるから、右は判決に影響を及ぼすべき法令の違反であり、この点において、原判決中被告人らに関する部分はこれを破棄しなければ著しく正義に反するものと認める。

よつて刑訴法四一一条一号、四一三条但書に則り、原判決中被告人らに関する部分を破棄し、被告事件について更に判決することとする。

原審の確定した被告人らに関する各犯罪事実に、原判決の（法令の適用）の部の一(2)及び(3)、二及び三掲記のとおりの法令の適用をなし主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見によるものである。

検察官　玉沢光三郎公判出席

昭和四〇年五月二五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　柏原語六

裁判官　石坂修一

裁判官　五鬼上堅磐

裁判官　横田正俊

昭和四〇年五月二五日判決　昭和三八年(あ)第一九八号

裁判官　田　中　二　郎

昭和三八年(あ)第一九八号

弁護人青柳虎之助の上告趣意

第一点　原判決には判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があり、これを破棄しなければ著しく正義に反することが認められる。

即ち原判決は第一審判決理由摘示の第一(一)の被告人金子、同植田が共謀の上所轄税関の許可を受けずして合衆国軍人ハートンから一九五五年型乗用車一台を譲受けて関税を逋脱し(二)被告人金子同井上共謀の上(1)関税逋脱物件たる乗用車一台を買受け(2)関税逋脱物件たるラジオ一台を買受けて取得した旨の事実を認定し被告人等に対し第一審判決同様有罪の判決を言渡した。

しかして原裁判所が右譲受け又は買受けの事実を認定した理由の大要は

(1)　前示外車の取引はいづれの場合も外車の権利を移転しようとする方の側の相手方は当該外車の登録以前に引渡を受けこれを自由に使用できることを契約の要素としている。

(2)　登録前に代金の大半の支払いを了している。

(3)　第三者への権利の移転を明確に禁止していない。

と謂うにある。

被告人　植田豊男

同　井上弘三

然しながら第一、二審における証拠調の結果によれば

(一) 被告人金子、同植田とハートンとの間の契約において

(1) ハートンは登録済みまで乗用車の所有権は被告人会社に移転させない意思であつたこと。

(2) ハートンが受領した金九〇万円は代金を云わずに保証金と称していたこと。

(3) 登録済みまで所有権はハートンに留保する旨の書面が作成されていたこと。

(4) 被告人会社が同物件につき第三者と取引する場合ハートンの使用の許諾を要する旨の約定の存していたこと。

の各事実及び

(5) 被告人会社が中央電気工事株式会社と右乗用車につき約定をなした際受領した金一五〇万円は保証金と云い代金とは云わなかつたこと。

(6) 中央電気が同乗用車を使用するにつき一ヶ月一万円の損料を被告人会社に支払の約定の存したこと。

の各事実が明白に認定せられるのみならず

(7) ハートンと金子、植田間の契約においてハートンには原判決が重複強調するような「登録以前に乗用車を被告人会社が自由に使用できることを契約の要素とした」り或は「売買でなければ考えられないような権利を登録以前に取引の相手方に与えることを相互了解していた」りなどの事実は全然存しないのであつて、例えばハートンの検察官に対する供述調書によれば

(イ) 自分は近畿モータースが買つてくれそうな相手に見せるため丈けならば自分の車を使つても差支えないと云う約束をした丈けである。同会社が中央電気に引渡したことは知らない。

(ロ) 自分は近畿モータースに自動車のデモンストレーションを口頭で許容したがそれは会社が有望の買手に自動車を

試験的に運転することを許可したに過ぎない。

(ハ) 会社に車を渡したが、自分が頼めば自分でこれを使用できると思つていた旨の記載があり、これと

又同人の原審公判廷における

(ニ) 一九五七年一月五日まで買手に品物を見せるという意味で使用を認めた。

展示試乗を許可する程度であつたから使用料を取るような取決めはしていない。

旨の供述によつて原判決の右認定は甚しき誤認であることがわかる。

要するに原判決は乗用車の引渡と金員の大半の支払と云ふ外形事実のみに捉われて契約当事者の真意を誤解しよつて重大なる事実誤認を冒した非難を免れない。

(二) 次ぎに相被告人松村と被告人金子、同井上との乗用車並ラジオに関する約定においても第一、二審の証拠によれば、使用致し度く島田健一を運転手と指定する所有者（ストロング）の証明をいたゞき度」なる書面の内容はその文字通り右乗用車の所有者はストロングであることを物語るものである。若し相被告人日光社がストロングより右車輛を買受け所有者となつているならば、ストロングを所有者と云わずに日光社を所有者と云う筈でなければならない。

(1) 原判決が認定しているように井上が松村に対し送つた「お譲りいただきました車輛に関し七月一五日までそのまま

又更に愛知海運株式会社専務取締役柴田澄治の大蔵事務官に対する供述調書中「自動車は名義の変らぬ間は所有権は移転しないものと思つているから近畿モータースから乗用車の引渡を受けたが愛知海運の所有となつたと思つていない」旨の供述記載並日光社と近畿モータース及近畿モータースと愛知海運との契約書には乗用車及びラジオの所有権の移転は何れも昭和三一年七月十五日以後まで留保される旨の記載が存するのであるから被告人近畿モータース（旧称）が日光社から右乗用車の所有権を取得した旨の原判決の認定は前示(一)同様外形事実のみに捉われ重大な真実

の認定を誤つた違法があつて破棄を免れない。

第二点　原判決は判決に影響を及ぼすべき法令の違反があつてこれを破棄しなければ著しく正義に反する。

即原裁判所は被告人名古屋近鉄モータース株式会社を罰金一〇〇万円、同金子二郎を同二五万円、同植田豊男を罰金一〇〇万円及同井上弘三を罰金八万円に各処し、右四名に対し裁判確定の日から三年間右各刑の執行を猶予する旨の判決を言渡した。

然しながら罰金刑の執行猶予は法令によれば罰金五万円以下の刑に処する場合に限られる。

然らば原裁判所が右被告人等に対し罰金五万円以下に処すべきであつてこれを超ゆる額を量定したのは法令の解釈を誤つた違法があり破棄を免れない。

（昭和三十八年四月十八日付）

以　上

昭和三八年(あ)第一九八号

検察官の上告趣意

原判決は判決に影響を及ぼすべき法令の違反があつて、これを破棄しなければ著しく正義に反するものと認められるので、刑事記訴法第四一一条に基づき破棄を求めるため上告を申し立てた次第であるが、以下その理由を開陳する。

一、原裁判所は、名古屋地方裁判所が、さきに本件被告人四名に対する頭書各被告事件につき言渡した有罪判決に対する被告人等の控訴理由中、量刑不当の控訴理由を認めて、原判決を破棄した上、被告人近畿日本モーターズ株式会社を罰金百万円、同金子二郎を罰金二十五万円、同植田豊男を罰金十万円、同井上弘三を罰金八万円に各処しながら、被告人四名に対しいずれも本裁判確定の日から三年間右各刑の執行を猶予する旨の判決を言渡した。（その他、訴訟費用、労役場留置及び没収の言渡がある。）

二、しかしながら、罰金刑の執行猶予は、刑法第二五条第一項、罰金等臨時措置法第六条の規定するところにより五万円以下の罰金の言渡をするときに限られるのである。

しかるに、原判決が各被告人に対し前記のごとく五万円を超える罰金刑に処しながら、いずれも執行猶予を言渡したのは、刑法第二五条第一項、罰金等臨時措置法第六条の解釈適用を誤つたもので、右は判決に影響を及ぼすべき法令の違反であることが明らかであつて、これを破棄しなければ著しく正義に反するものと思料する。

（昭和三十八年三月二十二日付）

以　上

昭和三八年(あ)第一九八号

決定

所在地　京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町五七九番地一四
本籍　京都市東山区八坂鳥居前東入円山町官有地
住居　同市同区東大路松原上ル東入ル星野町九二番地
会社員　松村登　大正一五年二月六日生

株式会社日光社
代表者　粂田禎雄

右両名に対する関税法違反、物品税法違反、外国為替及び外国貿易管理法違反被告事件について昭和三七年五月二八日名古屋高等裁判所の言い渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件各上告を棄却する。

理由

被告人両名の弁護人森島忠三の上告趣意第一点について。

所論は、原審の訴訟手続に法令違背があることを前提として違憲をいうけれども、原審の訴訟手続には何ら違法な点はないこと記録上明らかであるから、所論違憲の主張は前提を欠くものであつて、適法な上告理由に当らない。

昭和四〇年五月二五日決定　昭和三八年(あ)第一九八号

同第二点について。

所論は、単なる訴訟法違反の主張であつて、適法な上告理由に当らない。（なお原判決が関税法一一二条違反罪と同法一一〇条違反罪との関係を、刑訴法九条二項にいわゆる「賍物に関する罪とその本犯の罪」との関係と同一視すべきものとし、右両者を関連事件としたのは相当である）。

同第三点について。

所論は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて（なお引用の判例は本件に適切でない）、適法な上告理由に当らない。

同第四点について。

所論は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、適法な上告理由に当らない。

また記録を調べても刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和四〇年五月二五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　柏原語六

裁判官　石坂修一

裁判官　五鬼上堅磐

裁判官　横田正俊

裁判官　田中二郎

弁護人森島忠三の上告趣意

第一点　原判決は憲法に違反する違法な判決である。

一、憲法第三十七条第一項によればすべての被告人は公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有することになつている。

(一)　一件記録に徴すれば、原審に於て本件の事実審理が終つたのは昭和三十五年六月十三日であり、その際判決の宣告期日を同年七月二十日午前十時と指定された。而して同日職権により宣告期日が変更されて追つて指定となり、昭和三十七年五月二十一日判決宣告期日を同月二十八日と指定された旨の記載がある。

即ち、昭和三十五年七月二十日宣告期日を変更されて追而指定となつていた処突然昭和三十七年五月二十一日に至りその宣告期日を同年五月二十八日と指定されたことになつているが之は全く出鱈目であつて真実に反する。昭和三十五年七月二十日には宣告期日は追つて指定とされたのではなく同日宣告期日を同年八月三十一日午前十一時と指定されたのである。然る処原審は同月二十九日当弁護人宛に末尾添付の如き宣告期日変更の打電を為して以来昭和三十七年五月迄事件を放置していたものである。

昭和三十五年十一月頃余りに無責任な原審の態度に不審を抱き迅速なる裁判を求める為当弁護人は名古屋市在住の青柳相弁護人に対し原審の態度を照会した処、同月二十六日同弁護人より末尾添付の如き当面に接した。

何が故に斯る重大なる事件を結審、以来二ヶ年有余もそのまゝの不安定な状態下に放置していたのか、全く理解に

被告人　株式会社日光社

同　松村登

苦しむ処である。

公判調書には事実の記載なく且つ二ヶ年有余も被告人を不安定な状態においた原審の審理方針は全く憲法を無視した処の重大なる違法がある。

(二) 原判決は憲法及び之に基く裁判所法其の他刑事訴訟法等に則とつて云渡された判決ではない。

原判決は法律に基づく裁判所の構成によつて云渡された判決ではなく従つて無効である。

即ち原審において全事実審理に関与した中谷直久裁判官は前橋地方裁判所高崎支部に転任されたのであるが、その発令の日である昭和三十七年五月二十日の翌日に前記の如く突然判決宣告の期日を同月二十八日と指定されているのである。

原審は判決の云渡を中谷裁判官の転任する機会を窺い之を待つていたもので、公平迅速なる裁判と云えないことは勿論事件に関与した裁判官を除外する態度に出たものであつて無効の判決と云わざるを得ないのである。

更に、判決の云渡しには全事実審理に関与された谷口正孝裁判官が列席しておられることは一件記録上明白であるが、同裁判官は同年八月三十一日東京地方裁判所八王子支部へ転任されている、而して此の頃には後記の通り尚判決書が作成されていないのである。

原審は判決に基いて判決の云渡をせず、尚谷口裁判官転任時である昭和三十七年八月三十一日に到つても法律の求める判決が成立しておらず同年九月十日に至つて初めて判決書が作成されたことになつている。これでは谷口、中谷両裁判官の署名押印が出来ないのは当然である。

判決云渡から谷口裁判官転任まで三ヶ月以上の余裕があるので当然に判決書が作成され同裁判官の署名押印が得られた筈であるのに故意に此の手続をとつていない。

また判決書によればその作成の日付が昭和三十七年九月十日となつているが、之亦事実に反する。当弁護人は前記青柳相弁護人に対し余りに判決謄本の送付が遅いので不審に思い同年八月初及九月十日頃の二回に亘つて原裁判所の態度に付照会した処、末尾添付の書面の通りに二回に亘り同弁護人からの回答に接した。その最後の書面は郵便スタンプにより明かな通り昭和三十七年九月十八日附であるが之によれば「主任裁判官が関係書類を転任先より送つて来ないそうです」とある。

之によつて之を見れば、同年九月十日に判決書が作成される筈がないのである。

よつて考えると原判決はその全体が全く出鱈目であつて到底日本国民として信を措くことは出来ないものである。

原審判決は憲法をその頂点とする諸刑事裁判を規制する法律によつて構成された裁判所により然かも成立した判決によつて云渡されたものではなく無効のものである。強いて述べれば原判決は諸法律を無視した影山正雄氏個人の作文である。

果せる哉原判決は裁判官に最も親しい刑法第二十五条、罰金等臨時措置法を知らないのである。

国民の権利義務に重大な影響を及ぼす判決は更に更に真摯な態度で且法律の定める手続により真重に法律を適用したものであらねばならないことを強く主張するものである。

何人も法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。

よつて原判決は憲法第三十七条第一項違反であると共に同法第三十一条違反であつて当然に無効であると主張するものである。

第二点　原判決は不法に土地管轄を認めた違法があり当然に破棄さるべきである。

一、原裁判所は被告人等の関税法第一一二条違反の罪に付て不法に土地管轄を認めた違法がある。而して被告人等の管轄

違いの主張に対して、

本来刑訴法の管轄の規定は裁判所の事件審理の便宜を考慮するとともに、事件当事者殊に被告人の利益をも考慮して規定されていることに鑑み、関税法一一〇条違反罪と同法一一二条違反罪とは、立法趣旨において賍物罪とその本犯との関係と全く同一であるのみならず、両者は証拠を共通にすることが多く、両罪を同一裁判所で併合審理することは検察官の立証、被告人側の防禦につき便利であり、かつ裁判所の審理の上にも適当であるから、関税法一一〇条の罪と同法一一二条の罪の事件もまた刑訴法九条二項にいう賍物犯とその本犯の事件の中に含まれると解し、関税法一一〇条の事件について管轄権を有する原裁判所に同法一一二条に関する事件も刑訴法九条二項の「賍物に関する罪」に含まれ関連事件として同法六条により土地管轄権を有するものと考えられる。と判示した。勿論関税法一一二条には刑法の賍物に関する罪と殆んど同態様の行為を処罰する規定が存するが、只この処罰の態様が類似するとの一事を以て関税法違反の罪が刑訴法九条二項の賍物の罪とその本犯の事件の中に含まれると解釈するのは被告人の利益を無視した独断も甚だしいものである。

賍物とは刑法上の財産犯罪によって取得された物それ自体を汎称し、被害者の追及を保護法益とするものであるに反し、関税等の逋脱においては、之によって犯人が得たものは関税相当額の利益であり違反貨物はそれ自体相手方と何等の瑕疵なく取引されたものであつてそれ自体国家が賍物として追及すべきものではないのである。従つて被害法益も劃然と異るものである。

よって関税法一一〇条の罪と同法一一二条の罪の事件が刑訴法九条二項に所謂賍物犯とその本犯の中に含まれると解することは許されないのである。

刑訴法の本来の裁判管轄は、被告人の住所地、犯罪地居所又は現在地である。之は被告人の権利擁護の為に設けられた規定であるが故に濫りに拡張又は類推する解釈は厳として許されないのである。固より抱含解釈は許すべきでない。何故ならば裁判官の恣意によって審理の便宜の為めに或は検察官の立証容易の為めにと藉口して、例外規定たる刑訴法九条二項を濫りに拡張或は抱含解釈することは被告人の利益を害すること甚しいからである。

よって原判決は管轄権がないのに之あるものとして云渡したものであつて不法である。

第三点　原判決は判決に影響を及ぼすべき重大なる事実の誤認若しくは法令の違反と採証方法に誤りがあり、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものであると思料する。

第一、被告人等に原判示第一の㈠の(1)及(2)の各事実に付関税逋脱の事実は勿論之が犯意のなかつたことに付て詳述する。

一、関税法の規定によれば、外国貨物を輸入する場合には事前に税関に対しその旨を申告し、その検査を経て関税及物品税を納付の上輸入の免許を受け然る後之が貨物を引取るのを原則としている。また日本とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法の特例に関する法律（以下関税特例法と称する）第十二条の規定によっても同法第六条の適用を受けた物品の日本国内での譲受は輸入とみなされ関税法の適用を受け、その後の同法改正によって譲渡又は譲渡の委託を受けて又はこれ等の媒介の為めに所持することも譲受けと解して関税法の適用を受け、事前申告主義を執つていることは法文上明らかである。而して右の法律は就れも輸入申告時に於て何時でも関税等を納付出来る状態の物品の輸入を前提として規定されたものであることは法文上明らかである。

而して関税の逋脱とは、輸入申告の手続を為し検査を経て税額の決定を受け之が関税等を納付し得られる状態のものであるに不拘、敢えて斯る手続を執らず「詐欺その他の不正行為」により関税を免れた場合を指称するものである。

二、如斯、関税法は事前申告が立前であるに不拘、大阪高等裁判所は、特例法第六条の適用を受けた自動車を合衆国軍

人より譲受ける場合には、一般有税品の輸入の場合と異る取扱をしなければならないとして、合衆国軍人が関税法等特例法第六条の適用を受けた物品を譲渡するに付ては、駐留軍規則その他により、駐留軍憲兵隊の厳しい規制があり、憲兵隊の譲渡許可がなければこれをすることが出来ないことになつており、譲渡許可を受ける手続順序としては、自動車について云えば、合衆国軍人と日本国業者と売買契約をし、両者同道して憲兵隊において譲渡に関する宣誓をし、日本陸運事務所に提出すべき抹消登録申請書、新規登録用謄本交付請求書、譲渡確認申請書を提出し此の譲渡確認申請書に憲兵隊の認証を受け、次いで抹消登録申請書を陸運事務所に提出して登録の抹消を受け、更に之を憲兵隊に持参し憲兵隊が之を確認してピルオブセールを発行して之を譲渡人に交付し憲兵隊の手続が終るのである。そして之等一切の書類が譲受人に渡されて自動車と代金の取引が完了し、税関手続はその後に入ることになるのである。

従つて関税等特例法第十一条、第十二条では税関の事前許可が立前であるのに不拘、駐留軍の厳しい規制上、税関手続を先行させることは行い難く憲兵隊の手続従つて取引が先行するのが実情であるので税関においても已むを得ないものとして之を認めないわけには行かないのである。従つて大蔵省の通牒にも、自動車を引取つてから後に関税手続の申告をして来た場合、その申告を受理するよう命じており、之を逋脱として取扱わないことになつているし、自動車を譲受ける場合には一般有税品の輸入の場合と異り、単に税関手続を経る以前に該自動車を引取つたと云う一事を以つて直ちに逋脱罪が成立すると解するのは妥当ではない。としている。（大阪高等裁判所昭和三十二年五月一日第一刑事部判決）

三、更には大蔵大臣臨時代理国務大臣三木武夫は昭和三十三年十月十一日蔵税第一三四〇号訴願の裁決に際し「駐留軍等の免税特権者からそれ等以外の者が関税法特例法第六条に規定する免税物品を譲受ける場合には、同法第一二条の

規定によつて事前に税関に申告してその免許を受けなければならないことになつていたが、自動車については事後の申告を受理していたという実情にあつたので、単に税関手続を経る以前に自動車を譲受けたことのみを以ては直ちに犯意ありとして関税逋脱の犯則の成立と認めることは出来ない。事件については偽造の申告書を行使して陸運事務所に当該自動車の新規登録を申請して、関税逋脱の犯意が確定的に外部に表現された時を以て関税逋脱の犯則が成立したと解すべきであると述べている。

四、右の裁判及裁決によつて関税逋脱の成立の時期が事前申告の立前を大きく揺り動かしたのである。殊に大蔵大臣の裁決によれば関税逋脱が成立する時期は単に不申告と云う不作為のみでは足らずたとえば「偽造の申告書を行使して陸運事務所に当該自動車の新規登録を申請して関税逋脱の犯意が確定的に外部に表現された時」を以て関税逋脱の犯則が成立するものとして前記高等裁判所判例より更に逋脱成立の時期が後退したのである。

然るに右の諸条件が具備し関税が納付されねばならないのに不拘その手続を為さずして大阪市内を走つている免税外国自動車が無慮千台もあると云うことは昭和三十二年十一月十六日附大阪毎日新聞大阪市内版朝刊紙上に大々的に掲載されて居る通りである。

右は免税自動車の譲渡を受け又は譲渡の媒介の為めの所持に関するものであるが、彼等において関税の免許を受ける手続を為さないと云う一事を以ては検挙の要件が充足されず即ち逋脱の犯則が成立せず従つて仕方なく野放しにしているのであると第一審に於て大阪税関の職員堀内大が証言している通りである。右のケースにおいて犯則が成立するのは単に諸手続を為さないと云う不作為のみでは足らず、不正の方法によつて陸運事務所に登録される等その犯意が確定的に外部に表現されなければ犯則の成立がないのであるから斯る事実表現を待たねばならないのであることは大蔵大臣の裁決にも明らかである。

而して右は㈠完全に当該自動車の譲渡を受け又は譲渡の媒介の為めに所持する場合であるが、未だ完全に譲渡を受けず即ち売買予約をしたのみの自動車である場合には右の要件充足には程遠いものであると云わねばならない。㈡更に右は何時でも関税が納付出来る状態下の免税自動車に係るものであることを特に茲に強調するものである。（此の点後に論述する）

五、以上の諸事実から本件の自動車について検討を加える。

㈠ 被告人株式会社日光社がストロング中尉との間に判示自動車について売買の予約を為しその代金の一部を支払い之が担保の為めに該車輛を引取つたが、当時は後記の通り関税の諸手続をしたくともその手続が出来なかつたので已むを得ずその時期の到来するまで所有権移転を留保し、税関手続に必要なる書類を整備しつゝ被告人会社の保税倉庫において格納待機していた状態下において如何なる理由で関税の逋脱があると云い得るのであるか。

被告人日光社が昭和三十一年三月二十七日ストロングより判示自動車を買受ける予約をしたのは業者間に所謂先物契約であり売買の予約であつて自動車の所有権をも直ちに移転するとの契約では断じてない。

譲渡制限期日の経過する同年七月十五日に到り所有権移転が可能となり此の時に於て改めて所有権の移転契約をすると云う所謂民法上の売買予約を為したに過ぎないのである。此の契約に基いて自動車を引取つたことが直ちに所有権の移転即ち譲渡とはならず又関税特例法の譲渡の媒介の所持とはならないものである。いまだ完全なる譲渡がない自動車について如何でか関税の諸手続が執られようか。

更には後記の如く判示自動車には譲渡制限があり之が解放されるのは同年七月十五日である。此の日以前においては絶対に税関が申告書を受理せず従つて如何に被告人等において関税を納付したくとも事実上納付出来ない状態であつてみれば尚更である。

㈡ 原判決は被告人等の此の主張を排斥して（判示理由中その2㈠以下において）ストロングとの間の外形的なる取引の事実を縷々説示し結局、自動車の引渡を受けて自由に使用出来ることを契約の要素としている点、代金の大半を支払つている点、利益を見込んで第三者に権利を移転している点をあげて仮令当該契約書には売買の予約その他右外車の登録まで所有権の移転を留保する旨の文言を使用していてもその実質は売買であつたことを窺知することができるとしている。

然しながらストロングから自動車を引取つたのは、売買の予約完結権と云う権利の確保の為めであり且つ代金の一部を支払つた担保の為めである。また代金の大半を支払つたのが実質的な売買であると云うが、然らば代金の内幾何を留保しておけば売買の予約を認められるのか此の点の判定が確立しない以上斯る断定は出来ない筋合である。被告会社は代金九十万円の処即日十万八千円を支払つて売買の予約としたが、その後四月二日に至りストロングが妻が病気であり之が医者代に支払うから是非共金を六十一万円余り貸してくれと要求したので已むを得ずその金員を交付したもので、被告会社自から積極的に代金の大半を支払つたものではないのであり、また利益を見込んで他に転売したと云うが、被告人日光社は決して転売の利益を見込んで近畿日本モータース会社に転売していないのである。一件記録にも明らかな通り近畿日本に対し予約権を譲渡するに方りその本契約時の代金を金百四十五万円を定めた。而して右代金の内金四十五万円を関税及物品税の引当として之を右代金より控除したのであるから実質の売買代金は百万円となるのである。とすれば利益は差引金十万円となるものゝ如くであるが、近畿日本からは譲渡制限期日が経過する八月十六日を支払期日とする約束手形を受け取つたのみでストロングには現金で支払つているのであるから、その間の利息及該車輛の修繕費等を控除すれば寧ろ利益は零となるのである。

通常当時外車を転売して得る利益は一輛に付大体四、五十万円を見込んでいたものであるが、本件についてはそ

の利益は零である。当初より関税等の逋脱を計画していたならば被告人日光社は右通常得られる利益金四、五十万円の他に相当なる危険料を加算して転売しなくてはならないのである。

右の事実を指摘すれば原判決が本件取引を目して所有権移転の契約があつたと断定するのは余りにも早計であることが明らかに判明する。

しかも仮りに、所有権の移転があつたと認定しても前記裁判例及裁決に徴してみればこれだけでは逋脱犯の犯則が成立しないのである。繰返して云う、外部に表現される偽造申告等の不正事実がなければならないのである。

㈢ 原判決引用の通商産業省の告示は、合衆国軍隊の構成員等から外国製自動車を購入する場合の円貨支払いについての制限を規定したものであつて、自動車の譲受自体を禁止したものではない。此の告示は専ら外国為替管理令に関するもので、非居住者に対する円貨支払の許可制を実施したものである。

然らば右の告示に違反して円貨の支払を為した場合には或は外為法違反が成立するかも知れないが、自動車の譲受自体は絶対に違反となることはない。また譲受の行為自体が、関税逋脱犯に所謂「詐偽その他の不正行為」に該当しないことは明瞭である。

第一審裁判所における証人金子太郎は、本件自動車の売買予約、その引渡の事実に付て証言し外為法違反即関税法違反となる旨供述したが明らかに之は論理の飛躍である。原審は金子証言は「日本人がアメリカ合衆国の構成員と自動車の取引をする際の取引および通関手続の規制の成立過程と右取引に関する違反行為および関税および物品税逋脱の取締り状況等につき主として自己の体験につき供述しており単なる意見若しくは根拠なき想像のみの供述でないことは右証言に徴し明かである」としてその証言を罪証に供したことの正当性を説示しているが、さてその意味する処は何かさつぱり理解に苦しむものである。

金子証人は外為法違反、即関税法違反となる旨供述しながら、弁護人の此の種事案に対して関税法違反として問擬したことがあるかとの質問に対し外為法違反と云うものに該当する場合が百%でございますので、関税法違反で問擬するまでないと云うことでございますと供述してその矛盾を認め

少くとも税関に申告して、免許を受けない自動車を譲受けている場合、関税法違反になるのでございますと終戦前の駐留軍が駐留する前の関税法の大原則をそのまゝ供述して恥じない証人である。更に同証人はこのような事件は関税法で争う様なやつかいなことをしなくとも、外為法で充分処理ができるんだと云う中央の考え方であることは、こゝではつきり申上げてよいかと思います。

と証言して此の種の事案は関税法違反にならないと供述しているのである。

更にこの種事案に対し、関税法違反の告発があつた実例があるかとの質問に対し、

関税法の通告処分によらなくともきりがつくんで……と答え、

裁判官の「実例があると云うんだね」

との誘導的な駄目押し尋問に対し、実例はおそらくないと思います。

と全く否定的な供述をしている。原判決は斯く一貫しない不徹底な証人の証言を断罪の資料とした違法があるのである。

㈣ 原判決は、免税外車の輸入（譲受）は他の外国貨物と同様関税法上事前申立の建前となつているが、税関の実際の取扱いとしては車の修理その他の事情を参酌して輸入（譲受）後十五日以内に申告するならば、関税法一一一条一項に違反しないことゝし、その旨昭和三十年八月二十五日付で各税関に大蔵省から通達したので、この期間を経過すれば、当然同法同条第一項違反の無許可輸入（譲受）罪が成立するものというべく、そして被告人等は右十五

日以内に申告をしなかつたことも本件記録上明らかであるとしている。申告をしなかつたからと云つて直ちに犯則が成立するものでないことは前記縷述の通りであるが、仮りに犯則が成立するとしても本件自動車は前記の通り譲渡制限期日が経過しなければ如何に申告しても税関において申告を受理しないのである。

此のことに付いて原判決は一言もふれておらず従つて被告人等の主張に対し何等の判断をも下していないのを最も遺憾となす処である。之の点に言及すれば当然被告人等は無罪とならねばならない筈である。

十五日の申告猶予期間の大蔵省の通達が徹底されているのにこの点を被告人等が知らなかつたのは過失であつて怨すべきでないと全く子供だまし的な判示をして事足れりとしていることは洵に残念の至りである。

右の通り関税逋脱の事実は、完全な所有権移転があること、関税が何時でも納付出来る状態下にあるのに敢えて之を納付する手続をしないこと、並に詐偽その他の不正行為によつて確定的に犯則の事実が外部に表現されることによつて成立するものであることは明瞭であるが、本件事案に付てはその就れの一にも該当しないものであることは以上説明の通りである。

六、被告人等に関税物品税逋脱の犯意がなかつたのである。

㈠ 被告人松村はストロングよりの自動車の買受けについて当時完全なる売買がなされていなかつたことに対する説明として

(A) 所有権の移転を留保する所謂先物契約であつたこと、

(B) 法規等の改正によつて何時譲渡行為が無効になるかも知れないので、この点を契約する際特に考慮に入れたこと、

(C) 譲渡期限（昭和三十一年七月十五日）の到来によつて完全なる所有権移転がなされるので此の時に初めて代金

の決済を行い、米軍法務官によつてピルオブセールの認証を受け然る後税関に申告してその免許を得関税を納付して通関手続を終る。その為めの準備をしていたこと、

等を終始一貫して陳述し逋脱の意思がなかつたことを申立てゝいる。之は決して犯意を否認する為めの申立ではないのである。

原判決は被告人等が繰返し繰返し陳述している前記の諸事実、即ち有税自動車の合衆国軍人より譲受けたる場合における通関手続が、事前申告の立前を大きく揺り動かした大阪高等裁判所の判例、或は大蔵大臣の訴願の裁決等の諸例を掲げて、自動車に限り事前申告主義の法律が要求していないものであると主張しているのに不拘、その九丁裏において

「まず関税逋脱の点について検討するに関税法第六十七条、七十二条によれば関税を納付すべき外国貨物については、関税が納付された後でなければ輸入を許可しないことになつているのであるから、関税法上は輸入前に必ず関税を納付する建前になつており、輸入後これを納付することは法の予想しないところであるから、いやしくも関税を納付すべき貨物であることを知りながら、無許可で輸入する以上関税逋脱の犯意があるものと認めるのが相当であつて、事後に納付する意図があつたか否かは関税逋脱罪の成否に消長を来すものではない」

「そこで本件について検討を加えると、同被告人等は原判示㈠及㈡の各外車が旧関税法特例法一二条四項によつて外国貨物とみなされるのであるから、各譲渡人から当該外車の引渡を受ける前に旧関税法特例法一二条一項、関税法六十七条、七十二条に従つて所要の関税を納付して輸入（譲受）の許可を受けなければならなかつたのにかゝわらず、同被告人はこれをなす意思なく、一定期間本件において当該外車について法律上の譲渡制限の解かれるころまで関税等の納付を免れる認識のもとに当該外車を引取つたものであることが、本件記録により明らかであるか

ら、同被告人等が逋脱の犯意があつたことは明らかであるといとも簡単にその犯意を認した。然しことはそう簡単ではないのである。

右判決の前段においては旧態依然たる関税の事前申告立前を麗々しく掲げて説示しているの誤りは前記の通りであり云うには及ばず、その後段においては「当該外車の引渡を受ける前に旧関税法等例法一二条一項関税法六十七条、七十二条に従つて所要の関税を納付して輸入（譲受）の許可を受けなければならなかつたのにかゝわらず、同被告人等は之を為す意思なく」と述べて前記裁判例及大蔵大臣の裁決に眼を閉じ耳を塞いだ説示をなし、名古屋高等裁判所のみが駐留軍が日本進駐後の大変革した諸社会現象から遊離した超然たる態度を示し、終戦後の日本国民と共に裁判所が存在するのだと云う重大なる事実を忘却しているが如き独断を説示している。

これでは被告人否国民は納得出来ないのである。更に後段の説示は続いて「一定期間本件においては当該外車について法律上譲渡制限の解かれるころまで関税等の納付を免れる認識のもとに当該外車を引取つたものであること」が明かであると結んでいる。

被告人等がストロングから外車を引取つた気持としては本項冒頭に掲げた通り(A)(B)(C)の意思の経過を経たもので、決して当初から車を他に転売する目的でもなければ、譲渡制限が解かれるまで関税の納付を免れるとの意思からではない。被告人日光社はフォード会社の代理店であり保税倉庫をも持つている。相被告人近畿日本へ転売する目的でストロングより茲外車の譲渡しを受けたのでは決してない。昭和三十一年四月二日ストロングより該外車を引取つたが、その譲渡制限が解かれるのは同年七月十五日であるのでその待機期間は僅か三ヶ月と十三日である。

前記の通り諸手続を経る為めにはこれ位の期間は絶対に必要なのである。然るに原裁判所は何の根拠があつて譲渡制限の解かれる迄の間に自動車を引取つた場合にはすべて逋脱の犯意があると云うのであろうか。

更に右判示説示中に事前に許可を受けねばならないのにこれを為す意思なくと断定しているのも遺憾である。被告人等は事前に許可を受けたいと云う気持があり、又関税も納付して一日も早く完全なる車の所有権を取得したいのであるが譲渡制限があるために税関はその申告を受理して呉れないのである。であるからこそ三ヶ月間保税倉庫に該車輛を格納して制限の解かれるのを待つためにストロングより之を引取つたのである。

右の段階においては税関は輸入の申告を受理せずまた関税を納付したくても受納してくれないことは原審証人金子太郎、同大阪税関職員堀内大の供述によつても明らかである。また同堀内証人は大阪税関管内には、此の種車輛が数百台も市中を走り廻つているが違反の対象にはならないので取締つてないと供述している。（此の点に付ては前記毎日新聞記事御参照）

譲渡制限の解かれるまでに合衆国軍人より「自動車を譲受けたことのみをもつては直ちに犯意ありとして関税逋脱の犯則の成立と認めることはできない」との前記裁判例及裁決に続いて「偽造の通関書類を行使して陸運事務所に当該自動車の新規登録を申請して関税逋脱の犯意が確定的に外部に表現された時を以て犯則が成立」するとの文言が思い出される。本件において右の如き所謂「詐偽その他の不正行為」がどこに表現されていると原審は認定したのであろうか。一件記録のどこを探しても之れが証拠を求めることができないのに、右は全く不可解な、事件そのものと全く遊離した夢遊中の空言だと云わなければならない。

(二) 自動車は公道を有姿のまゝで運行しなくてはその用を為さないと云う特殊な物件である。時計、指輪等の貴金属品とは異る有体物である。右の貴金属品に付て関税等を逋脱して譲受けた場合に於ては、その譲受人は譲受行為自体によつて完全なる所有権を取得するものであるが、事外国自動車については譲渡の要件が厳格に規定され、運行の用に供するためには、完全なる登録を要求されているものである。我国の現状に

おいては、登録の不可能なる自動車は自動車としての資格なく無価値にも等しいものとされている。

登録を予定せず、従つて正当な運行の用に供することを予定せずして誰か高価なる外国車輛を譲受ける者があろうか。

自動車の不正輸入――引いては関税逋脱――をなしたる場合に於いては、必ず譲受行為の後に陸運事務所に偽造の登録申請書を提出する等、外部に対して「詐偽その他の不正行為」により犯意が認められる事実が発生するものである。

右のことを念頭において本件被告人等が不正行為をしたか、又は不正行為を準備したか、従つて犯意の表現があつたかを一件記録に徴してみてもその片鱗すらも求めることは出来ないのみならず、逆に之を否定する証拠ばかりである。本件を歴史的日時に従つて一件記録に基いて顧みるに、

(1) 昭和三十一年三月二十七日被告人日光社とストロングとの間に為された売買予約は、押收の契約書と題する書面によつて明らかな通り、当初手附金として三百弗を支払い、更に同年四月二日千七百弗を支払い残額五百弗については自動車の譲渡制限の解かれる同年七月十五日に之が授受を為す契約であること、

ストロングは名義変更（所有権移転）により車を買手（日光社）に引渡すまでこの車に対して責任を持つこと、

売手は車輛を出来るだけ現状に近い状態に維持すること、

この契約の有効期間内に売手より買手に自動車譲渡禁止令が出た場合には、買手は本契約を破棄することができること、

等が右契約の内容となつているのである。

(2) ストロングより自動車の引渡を受けたのは手附金の交付及び之が契約を確保する為めであり売買予約完結の権

利を確保するためであつて、他に何等の他意はないのである。

面して被告人日光社はその本店において前記の通り大阪税関の保税倉庫を有しているもので、こゝに該自動車を格納していたものである。

昭和三十一年七月十五日の譲渡制限が解かれると同時に米軍法務官の認証あるビルオブセールの交付を受け、売買予約の完結をなして代金の決済をし、通関手続及陸運事務所の登録手続を為すためにストロングより必要書類を受取り、被告人側のとるべき準備行為を為し右の期限の到来を待つていたのである。

(3) 偶然営て被告人日光社に勤務していたことがあり当時近畿日本モータースに勤務していた相被告人井上弘三に前記保税倉庫に格納中の本件自動車を発見され、近畿日本モータースにおいて所望されたので之が権利を譲渡することにしたのであるが、この場合においても、日光社は近畿日本に対し本件車輛の通関及陸運事務所に対する登録申請に要する各書類を譲渡制限解除の時に引渡すと定めて当然税関に申告して関税の納付を相互に予定してその旨の契約書を取り交わし。

(4) 更に右契約書の外に念書と題する書面を取交わし通関その他納税の完了を七月十五日と予定せるも日光社の購入せる車輛の以前の所有者が法令その他不可抗力により譲渡困難となりたる場合には、売買契約は無条件に解除する。

と定めているのである。

(5) 原判決はその理由中において被告人等の犯意認定のために「更に第三者との間に利益を見込んで取引する」と云う文言を繰返し使用し、被告人日光社が如何にも多額の利益を得て本件車輛を近畿日本に譲渡したものであるとの印象を更に強くせしめているが之は事、日光社に関する限り証拠のない暴論である。

被告人日光社がストロングより該自動車を買受ける為めの約定価額は円貨にして金九十万円であり、之に関税物品税の予定額金四十五万円と後記金利及び該自動車の修繕費等合計金十万円を加算すれば金百四十五万円となるので此の価額で近畿日本へ譲渡することにしたのである。

利息及修繕費とはストロングに対しては既に現金七十二万円を交付してあり近畿日本からは現金十万円を受取つたのみで金四十五万円は関税の引当とし、残金九十万円に付ては譲渡制限の解かれる日の一ヶ月後である八月十六日を支払期日とする約束手形で受取つているのであるから此の間の利息及び当該車輛の修繕費を合算すれば前記十万円以上となるのである。

さすれば、被告人日光社は本件車輛を近畿日本に譲渡しても一銭の利益をも得ていないことになるのである。これが事実である。

当時の外国自動車の転売利益は平均一台に付、四、五十万円であつたのであるが、本件車輛に付ては一銭の利益も得ることなくして近畿日本に譲渡したのである、近畿日本も名古屋市において唯一の信用ある外国車輛取扱業者であり、被告人日光社とは、姉妹会社の如く従来より密接なる関係があるが、それにしても一銭の利益をも取らずして本件車輛を譲渡している被告人日光社である。

茲において被告人両者は市井の単なる自動車ブローカーでない所以が明らかである。

被告人日光社において関税逋脱等の犯意があるならば右の転売利益の他に更に相当な犯罪危険料をも加算した額で譲渡していた筈である。

また近畿日本から受取つた金九十万円の約束手形の支払期日が八月十六日となつている理由は、七月十五日の譲渡制限が解かれ税関に申告してその許可を得、無事通関と関税の納付を終つた後に之が決済を為す趣旨の下に

一ヶ月の後と定めたもので、犯則を犯するとの意思があれば斯る支払期日の約束手形を受領することは到底常識では考えられないことです。

(6) 本件車輛は近畿日本に対して契約と同時に引渡したのであるが、右買受会社に於ても被告人日光社と同様保税倉庫がある。

被告人日光社は右車輛が「そのまゝの状態で保税倉庫に保管されるもの」と信じて引渡したのである。

相被告人井上弘三氏の被告人日光社宛の書簡にも「乍早速お譲り頂きました車輛に関し、七月十五日までその儘で使用したく島田健一を運転手と指定する、所有者の証明を頂き度く」とあり、固より日光社は右島田なる人は近畿日本の従業員なりと信じて居たのであつて、近畿日本が需要家である愛知海運会社に右車輛を引渡したとの事実は全然知らなかつたのである。

(7) 原審において証人金子太郎は、当該自動車に関し、外為法違反があれば米軍法務官は絶対に、ビルオブセールを発行しない、と確定的証言をなした。従つて通関手続も出来ずまた輸入についての許可もあり得ないのだから関税法違反となると断定的な証言を行つた。

本件につき名古屋税関において近畿日本が検挙され検察庁に通告処分があつたのは同年七月十五日以前即ち自動車譲渡制限の解かれる以前であつた。

然るに右譲渡制限が解かれた後、即ち本件が捜査官によつて事件とされていると知つた後に於ても、米軍法務官は認証したビルオブセールを持参して、本件売買は日本の法律に違反しないからと云つてその残代金の支払を要求した。この事実は一体何を物語るものであろうか。

米駐留軍はその将兵に対し、譲渡制限期間内の自動車を日本の業者に譲渡することを公然と認め、その売買契

約書の雛型を作成して之を将兵に交付して徹底させていることは後記の通りである。

(8) 原裁判所押収の外車協会（外国車輌輸入業者団体）からの回覧書添付の外車譲受自動車の通関手続改正経過表によれば、従来外国製自動車の譲受についての税関へ申告する手続に付て、譲受後十五日以内に申告することになつているが、余りに実行されず、一年以上経過して申告しても、譲受当時の税金を納付すれば犯則にはならない、と説明し業者に徹底している程である。

(9) 判示ラヂオについて、之は車輌と附加して一体と成すもので、当初よりラヂオの取付を前提として契約し後日之を引取つたまでであつて、ラジオ自体その形態からして車輌と引離しては全く存在価値のない物である。故にラヂオと車輌とは別個に考えらるべきものではない。

本件車輌には右ラヂオ備付の設備があり、ラヂオは当該車輌専用のものであるから車輌と一体として取扱うべき性質のものである。

七、原判決は判示第二の(二)において被告人松村登に対し外国為替管理令等違反の事実を認定した。然しる如く、代価の取極めについては当時の車輌販売部長沢本勇が之を担当決裁し、円貨は会計係が之を支払つているのである。

当時の車輌販売課長は同被告人であり、ストロングとの売買交渉には関与したが、之とて部長の助言と決裁によつて決定されたのである。然らば右部長の行為とその責任を同被告人が身替りして之を負わねばならない理由はどこにもない。

(2) 尚当時一般に米軍人に対する支払手段は円貨であり、このことは業界の常識であつた旨原審証人等が一致して供

述している通りである。

駐日米軍司令部からの米国軍人に対する私有自動車の処分に関する規則（押第四十八号）によつても、此の種先物契約について円貨の支払を前提とする売買契約書の雛型を作成して軍人に徹底せしめていたのである。この円貨支払を違反とするなれば駐日米軍が日本人の犯罪を助長していることになつて不合理である。

被告人松村は、米軍法務官或は税関官吏等の指導を受けて此の種先物契約締結の衝に当り、当該自動車の取引に付て専門家の意見通りに行動して居り、また円貨の支払についても被告人日光社の従業員はすべて法律上許されたものであると確信しているもので、関税法違反或は外為法違反にはならないと確信していたものである。

八、原判決は被告人等が右の各所為に付その違法性を知らなかつたのは、被告人等の過失である（第十九丁）と断定したが之は外国自動車販売業界の実情と日本国が駐留軍によつて占領されていたとの現実に眼を閉ぢた名古屋高等裁判所裁判管の皮相な見解である。

此の点について被告人松村の供述に求めてみると（昭和三十五年六月一日原審に於ける供述）関税を納めたくとも現実に納められないと云う自己矛盾に陥つた。

此の点に付て協会（外車協会を指す）にも問合わせをしている。

京都の私方本社は保税倉庫である。京都税関からは一人の出張員が毎日来ている。当時京都税関の方にも聞き、大阪税関の一部の方にも聞いている。キャンプの法務管の方にも聞いている。

京都税関の方に問合わせたところよかろうと云うので私の保税倉庫の中に抛り込んだ、相当多額の金を外人に渡すので必配になり問合せて許可を得た。

税関では税金が欲しいんだが期限が来ていないので手続が出来ないと云う。

数ヶ月後に来た輸入自動車協会のパンフレットにも自分がこれまでして来た方法でやれと書いてあつた。自分は確信を以つている。

と供述し本件自動車の譲受に関する諸行為については違反にならないと確信しているのである。

従つて被告人等に行為の違法性を知らなかつたことに付ては何等の過失もないのである。

第四点　原判決は刑の量定が甚だしく不当であり之を破棄しなければ著るしく正義に反するものである。

本件において弁護人は終始第一点乃至第三点の理由によつて被告人等の無罪若しくは管轄違いを強く主張するものであるが、仮りに百歩を譲つて万一不幸にも有罪との認定があるとしても原判決はその量刑著るしく重きに失し不当であると主張する。

一、その理由は前記各点に於て縷に述べた通りであるが、要は被告人に罪を犯す意思がない、またその違法性の認識がない、利益を得て車輛を他に転売したものでもない、被告人等において関税を納付する意思があつたのであるが譲渡制限期間であるとの理由により税関が申告を受理して呉れない、業界一般の凡潮として米国軍人より先物契約をして当該車輛の権利を取得するのか常識であつた、譲渡制限が解放された時を予定して関税等の納付金額を準備していた、車輛を譲受けて通関の手続を執らずとも直ちに犯則とは認められないとの通達がある、詐欺その他の不正行為があつた時初めて犯則が成立するものと信じていた、殊に被告人日光社には保税倉庫があり未通関貨物はこゝに格納すれば良いとの認識があつた、等の理由により被告人等の無罪を強く主張するものであるが、仮りに不幸有罪との認定があつても右の主張に変りはないのであるから、此の点被告人等の社会的悪性の稀薄なることを量刑の資料として戴き度いのである。

二、本件自動車について近畿日本がその後関税を納付している事実があるが、この資金は被告人日光社と近畿日本との当初の契約に基いて留保したものであるからその恩典も被告人日光社にも浴させなければ不公平である。

以上の諸理由によつて原判決は当然破棄さるべきものであると確借する次第である。

（添付書類記載省略）

（昭和三十八年四月十五日付）

以　上

昭和三八年(あ)第一九八号

決　定

所在地　名古屋市中区大池町五丁目二番地の八

名古屋近鉄モータース株式会社

（旧商号　近畿日本モーターズ株式会社）

右代表者代表取締役　新妻浩

右被告会社に対する関税法違反、物品税法違反、外国為替及び外国貿易管理法違反被告事件について昭和三七年五月二八日名古屋高等裁判所が言い渡した判決に対し、同被告会社及び検察官から各上告の申立があったところ、東京法務局芝出張所登記官塚本治作認証にかかる近鉄モータース株式会社の登記簿謄本並びに名古屋法務局登記官藤沢豊認証にかかる右被告会社の閉鎖登記簿謄本の各記載によれば、被告会社は、昭和三九年四月二日東京都港区芝田町六丁目一八番地東京近鉄モータース株式会社（商号の変更により近鉄モータース株式会社となる）に合併し、合併後存続する右東京近鉄モータース株式会社において、即日その旨の登記を了したものであること明らかである。されば被告会社は、右合併により解散し、消滅するに至つたものというべきであるから、刑訴法四一四条、四〇四条、三三九条一項四号により次のとおり決定する。

主　文

本件公訴を棄却する。

昭和四〇年五月二五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　柏原語六

裁判官　石　坂　修　一
裁判官　五　鬼　上　堅　磐
裁判官　横　田　正　俊
裁判官　田　中　二　郎

決　定

本籍並びに住居　京都市中京区夷川通富小路西入る俵屋町二九六番地
会社役員
藤　野　敬　次
大正一二年八月二二日生

右物品税法違反被告事件について昭和三八年五月二三日大阪高等裁判所の言い渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

被告人本人の上告趣意は、刑訴四〇五条以下の理由ありと思料する、とあるのみであつて、原判決に対する具体的な論難でないから、上告適法の理由とならない。

弁護人奥村文輔、同金井塚修の上告趣意一は、原判決の憲法三九条、一三条違反を主張するけれども、原判示有限会社「家具の藤野」に対する通告処分の履行がなされたからといつて、これと別個の違反行為者たる被告人に対する通告処分の履行がなされていない以上、被告人に対する告発、起訴に基づく処罰が同一行為につき同一行為者を二重に処罰するものといえないことは明らかであつて（被告人が右会社の代表者である代表取締役であることは、何ら妨げとなるものではない。）、論旨は、違憲の主張としての前提を欠き、上告適法の理由とならない。

昭和四〇年五月二五日決定　昭和三八年(あ)第一五七八号

昭和四〇年五月二五日決定　昭和三八年(あ)第一五七八号

同二、(一)ないし(三)は、原判決の憲法三一条、一三条違反を主張するけれども、その実質は単なる訴訟法違反の主張であつて、適法な上告理由に当らない。

同二、(四)は、原判決の憲法三八条三項、三一条違反を主張するけれども、原審における主張、判断を経ない事項にかかるのみならず、原判決の是認する第一審判決が、所論被告人の自白のほか、これを補強するに足りるその他の証拠を挙示、援用しているものであることは、その判文に徴し明白なところであつて、いずれにしても違憲の主張としての前提を欠き、上告適法の理由とならない。

また記録を調べても刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和四〇年五月二五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　石坂修一

裁判官　五鬼上堅磐

裁判官　横田正俊

裁判官　柏原語六

裁判官　田中二郎

昭和三八年(あ)第一五七八号

被告人の上告申立書記載の上告理由（昭和三八年六月五日付）

右被告事件につき昭和三十八年五月二十三日大阪高等裁判所刑事第一部に於て言渡された有罪判決刑事訴訟法第四百五条

以下の理由ありと思料するにつき茲に上告の申立をする。

被告人　藤野敬次

以上

昭和三八年(あ)第一五七八号

被告人　藤野敬次

弁護人奥村文輔、同金井塚修の上告趣意

一、原判決は憲法三九条、第一三条に違背したか又は同条の解釈に誤がある。

原判決は法人の代表者がその法人の業務に関し、物品税法（本件犯行時のもの）第一八条第一項二号所定の物品税逋脱行為をしたときは、行為者たる右代表者に対して同条項所定の刑罰を科するのほかその法人に対しても同条項所定の罰金刑を科することゝされている（前同法第二二条）から税務署長において法人と行為者たる代表者の両者に対し各別に罰金に相当する金額を定めて通告処分をなすべきことも明白故仮りに被告人に資力がなく本件脱税による利得が被告人に帰属しておらないのに、被告人に対する通告処分が同会社のそれの数倍に上るとしても、その故を以て本件通告処分は無効であるとすることは出来ないと判示されている。

然し、右両罰規定はそれ自体一事不再理を規定した憲法第三九条に違反し無効である。

会社は通告処分の三万七九五円の懲罰金は履行済故重ねて被告人に対し刑事責任を問うことは許されない。

尚右解釈が許されないとしても所謂代表者の外法人を処罰する両罰規定の立法趣旨は法人の社会的存在及び其の個人とは比較出来ない経済力に無視できない点並びに脱税による利益の帰属主体である点に着目して、之が社会的制裁を加える必要と不正利益を徴収することによる正義の回復実現にあつたことは明白なのである。

本件の場合被告人は第一審近藤証言によるも自身利得した事実なし、右利益は悉く有限会社家具の藤野並に一般需要家に帰属したものである。

税法違反は租税収入の確保に標準がおかるべきであつて些細な違反をとらえ本件の如く物品税は固より別個徴収係が徴

収し、更に法人からも代表者個人からも夫々税額相当金額を刑罰によつて徴収するということは、国民の非につけこみ税金の二重、三重取りを許すものであり、右税務署の解釈は余りに苛酷に失し、それは幸福追求に対する国民の権利については国政上最大の尊重を必要とするとの憲法第十三条に違反し無効である。

二、原審は憲法第三一条に違反した第一審判決を是認したもの故破棄を免れない。

(一) 何人も法定手続によらなければ生命、自由を奪われ又はその他の刑罰を科せられない。即ち被告人に対する起訴状の公訴事実は不特定不明確であり、かゝる公訴の提起の手続は刑訴法第二五六条に違反する。

被告人は起訴状の犯罪事実につき全然覚えが無く、単に登記簿上有限会社家具の藤野の代表取締役と記載されているため為その累をこうむつたものと考えられるので本件犯罪行為につき具体的に詳細構成要件事実の釈明を求めたのに対し、検察官は昭和三七年二月六日付釈明書により、帳簿に対する虚偽記入、税務署に対する虚偽申告、無申告が構成要件事実である旨釈明した。

原審は無申告は不正行為たり得ないとして、検察官の釈明の一部誤であることを認めたが結局において帳簿の虚偽記入がすべての事実に共通する趣旨が明白であるとして被告人の主張を容れなかつた。

然し虚偽記入がすべての事実に共通する趣旨であることは原審判示の如くしかく明白ではない。

而して原審は虚偽記入が本件各犯罪行為構成要件事実の核心となるものであつて、而も公訴事実の記載は右家具の各個につきどのような記入をしたか、一々明らかにする必要はないと言われるのであるが全然帳面に記入しない場合も本件公訴事実には含まれていないと言いきれるのであろうか、原審の論理には飛躍がある。又本件犯罪行為は虚偽記入を以て既遂となるとの原審判断は誤りである。帳簿に虚偽記入の上虚偽申告したか又は所定期日迄に申告しなかつたことにより、本件犯罪行為の既遂がある。

又帳簿虚偽記入したものは被告人及被告人の指示を受けた氏名不詳の係員であり、申告書不提出虚偽申告の両方を起訴したもので虚偽申告書を提出したのは被告人であると釈明されているが、七つの犯罪事実中どれが虚偽申告書を提出し、どれが全然申告書を提出しなかつたか不明であることに帰着する。

従つて虚偽申告か無申告か明かでない本件公訴の提起は不確定極りなく、国家機関の崇高なる意思表示としてそれ自体無効であると信ずる。

(二) 国家は道徳であり、検察官は国家の公訴権を独占する原告官としてその主張を明確にし、且つ之が完全なる立証を尽すべき義務があり、右立証の確証も見透しもなくして軽々に公訴を提起することは人権尊重の憲法第十三条の理念に反し、且つ第三十一条に違反し無効であり許されない。

前記のとおり危ふやな根拠に基いて起訴されては被告人として防禦に苦しむし正義に反する。

而して訴因の不明確性は之が補正により追完されゝば多少のことは許し得られるとしても本件の如く補正の資料も絶無で満足な釈明すらなし得ず之に添う確証もなく、立証の意思すらない場合は単なる見込に基く起訴でそれ自体無効であり、憲法に保障された法定手続による裁判とはいゝえない。

(三) 検察官の釈明によれば原審が問題とした帳簿の虚偽記入行為者は被告人及びその指示を受けた氏名不詳の係員であると釈明されたが第一審第四回公判において被告人は虚偽記入した事実なしと訂正された。ところが之に添う証拠はない。近藤証人は第一審で虚偽記入者は経理士、被告人本人の父親とも又税理士及被告人であつたとも区々に証言しているからである。

帳簿虚偽記入について検事全立証によるも誰がどの部分をどう虚偽記入したか検察官の釈明にそう立証なく又被告人が虚偽申告書を提出した証拠もない。

(四) 本件公訴事実を立証する唯一の証拠が被告人の自白調書であり、右自白調書は誤であるとの十分な疑が存するのに第一審及び原審は右につき何等の調査をされず漫然之を証拠に採用し、且つ被告人断罪の証拠とされたが右は憲法第三八条第三項に違反し許されず憲法第三十一条に違反する。

被告人の弁解に卒直に耳をかたむければ電話一本、一挙手一投足の労で被告人の主張が正当であることの資料は得られるのである。

有限会社家具の藤野は被告人の父を除いて之が存立が考えられないことは税務係員には顕著な事実である。父は子をかばい、子は父をかばうことは東洋の美徳とされている。第一審原審はこの点についての洞察を看過されているのであろうか。第一審判決は正しく税金相当の罰金刑罰によつて徴収すればよいという安易な行政的配慮に支配されたもので之を是認した原審と共に自白による処罰禁止の憲法の精神に反し許されない。

以　上

(昭和三十八年八月二十日付)

昭和三八年(あ)第二二二五号

決　定

本　籍　東京都文京区駒込神明町二一四番地
住　居　同都大田区糀谷町一丁目一三七番地
会社員　内村留五郎
明治四〇年九月二三日生

右詐欺、証券取引法違反、私印偽造被告事件について、昭和三八年七月一〇日、東京高等裁判所の言い渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人佐藤末野の上告趣意一について。

所論は、証券取引法五八条一号にいわゆる「不正の手段」の意義、内容は漠然としているので、同条号は憲法三一条に違反する違憲無効の法規であると主張する。

しかしながら、同条号にいう「不正の手段」とは、有価証券の取引に限定して、それに関し、社会通念上不正と認められる一切の手段をいうのであつて、文理上その意味は明確であり、それ自体において、犯罪の構成要件を明らかにしていると認められる(第一審判決の確定した事実によれば、本件は、被告人が、無価値の株券に偽装の株価をつけるため、証券会社

昭和四〇年五月二五日決定　昭和三八年(あ)第二二二五号

の外務員二名と共謀の上、同人らをして、判示会社の株式につき、権利の移転を目的としない仮装の売買を行わせたというのであり、かような行為が、証券取引法五八条一号にいわゆる「不正の手段」に該当することは明白である)。それゆえ、右違憲の主張は、前提を欠き適法な上告理由に当らない。

その余の論旨は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。

同二ないし四について。

所論は、事実誤認、単なる訴訟法違反および量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四〇年五月二五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　石坂修一

裁判官　五鬼上堅磐

裁判官　横田正俊

裁判官　柏原語六

裁判官　田中二郎

(昭和三八年(あ)第二二二五号

弁護人佐藤末野の上告趣意

一、原判決は憲法第三十一条に違反する違法がある。

同条には何人も法律の定める手続によらなければその生命若しくは自由を奪はれ又はその他の刑罰を科せられない。

一審判決がその判示第二の(一)の事実につき適用している証券取引法第五八条第一号にいう「不正の手段」とはその意義内容が漠然としているので前示憲法に違反する無効の規定でありかつ右事実には理由不備又は擬律錯誤の違法があると二審に於て主張したる処「不正手段」とは取引所の取引たると店頭取引たるを不問有価証券の売買其他の取引について詐欺的行為すなわち人を錯誤に陥しいれることによつて自ら又は他人の利益を計ろうとすることであると解するを相当としてみれば右条項にいう「不正の手段」と云ふ概念は必ずしも所論のように漠然としているということは出来ないと謂ふけれ共、元来被告人は本件有価証券の売買につきては自己自ら殆ど利得していないし寧ろ悪意の第三者が擅に右有価証券を被告人から騙取しているのであつて被害はむしろ被告人である。

又二審判決は那須硫黄礦業株式会社の株式にあたかも市場性があるかのように見せかける為め右株式二〇〇〇株につき権利移転を目的としない偽装の取引を為さしめたものと解するを相当とする……原判決が第二ノ(一)の所為を証券取引法第五八条一号、一九七条二号に問擬したのは正当であると云ふけれ共甚しい誤認である乍りでなく理由不備又は擬律錯誤の違法があると云はなければならない。

二、一審判決第二の(二)の詐欺の事実には重大なる事実の誤認があつて次に述べる点と共に原判決を破毀しなければ著しく正義に反するものと考へる、被告人には詐欺の犯意は無かつたのである被告人は元来善人でどちらかと云へば人の口車に乗

被告人　内村留五郎

せられる「おつちよこちよい」である、然るが故に他人にウカ〳〵と利用せられ少し乍りの利益を与へられて罪を背負はされているのである、従つて本来から被告人には犯意が無かつたのである。

三、判示第三の事実において単に「行使の目的」の内容をなす具体的事実を明示していないから同判決には理由不備の違法があると云はなければならない。

四、原判決は被告人に対し懲役一年六月に処せられたるも重きに失すると考へます、被告人は本態性高血圧を病み目下別府にて服役中の処、弁護人等の申請により昭和三十七年十二月二十六日執行停止を受け目下自宅に静養中であります加之妻内村とみ（当四十九才）は昭和三七年七月中から「子宮癌後遺両側腎部放射線潰瘍」のため東京都大田区大森五丁目東邦大学病院に入院加療中でありが全治の見込は全くありません、家庭には三十四才になる長男がいるが洵に役に立たない男で困つている、若し彼被告人が一年六月の実刑に処せられるとすれば一家の破綻は火を見るよりも明かである、御審に於かれては充分御審理の上相当減刑して頂き度い要之本件は量刑不当のそしりを免れない。

以　上

（昭和三十八年十月三十一日受）

（昭和三七年(あ)第一五三九号

判　決

本　籍　朝鮮全羅南道海南郡花源面知里八八一番地
住　居　名古屋市中川区小碓町一六番割三番地
電気工
新井三秀こと
朴　三　秀
昭和七年九月一〇日生

右の者に対する火薬類取締法違反、業務上過失致死被告事件について、昭和三七年五月三〇日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

原判決を破棄する。

本件を名古屋高等裁判所に差し戻す。

理　由

弁護人野村均一、同大和田安春の上告趣意第一点は、単なる法令違反の主張であり、同第二点は、違憲（三一条、三九条違反）をいうが、実質は単なる法令違反の主張であつて、いずれも上告適法の理由に当らない。

しかし、職権をもつて調査するに、昭和三五年法律第一四〇号による改正前の火薬類取締法（以下単に法と略称する）の施行当時において、電気工事会社が電気器具取付の右会社の事業につき、建設用鋲打銃を使用して火薬類である空包を消費

するに際し、危険予防の方法として特定の者をその取扱者と定め、その他の者には取扱わせないことを条件として許可を受けた場合において、その特定の取扱者以外の右会社従業員が会社の業務として右空包を消費した所為については、その行為者に対しては、法四八条一項、二五条一項、六〇条六号、六二条および昭和三五年法律第一四〇号による改正後の火薬類取締法附則六項の規定により、消費許可の条件違反としてこれを処罰すべきものであつて、無許可消費として法五九条五号、二五条一項、六二条により処罰すべきでないと解するを相当とする。けだし、法四八条一項、二五条一項、六〇条六号の規定による消費許可の条件違反の罪は、消費許可を受けた者が法人である場合、その法人の業務に関する従業員の右違反行為については、法六二条が法人その他の業務主体との両罰規定として「行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する」旨規定していることに鑑み、その従業員に対しても右罰則を適用し得ることは明らかであるからである（昭和二八年(あ)第五一三三号同三〇年一〇月一八日最高裁判所第三小法廷判決刑集九巻一一号二二五三頁、昭和三六年(れ)第一三三号同二七年三月一八日第三小法廷判決刑集六巻三号四八七頁参照）。

本件火薬類取締法違反の事実として原審の確定するところによれば、被告人は原判示の中央電気工事株式会社に電気工として雇われ中、右会社が原判示の興和化学株式会社内において電気器具取付のため鋲打用空包二百個を消費する許可を愛知県知事から受くるに際し、危険予防の方法として右火薬類である空包消費の取扱者を田中正行、稲垣征市と定め、同人ら以外には絶対にこれを取扱わせ又は使用させない条件が付されていたのにかかわらず、昭和三五年四月五日右興和化学株式会社において右雇主である中央電気株式会社の電気工事施行のため、右田中、稲垣の不在中独断で原判示鋲打銃を使用して空包を爆発させたというのである。しからば右被告人の所為が法六〇条六号の条件違反の罪を構成することは、前説示のとおり明らかである。

しかるに、原判決は、火薬類取締法施行規則（昭和三五年通商産業省令一二四号による改正前のもの、以下規則と略称する）四八条三項の規定を引用し、火薬類取扱者に指定されていない被告人において、本件空包を爆発させたことは、火薬類消費の許可を受けた前記会社に対する関係で、右会社の提出した許可申請書の記載事項中、同条項にいわゆる「危険予防の方法」につき変更を来した場合にあたるとして、右規則の解釈上、かかる場合、被告人の所為は、法五九条五号の無許可消費の罪を構成する旨判示する。

右規則四八条三項は、法二五条一項の規定による「火薬類の消費の許可を受けた者は、その許可申請書の記載事項（目的、場所、日時および危険予防の方法を除く）に変更があつたときは、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。」と規定しており、右規定は、許可申請書の記載事項中例えば申請人の住所、職業の如き附随的事項が変更になつた場合は、その旨を遅滞なく届け出れば足りるが、右記載事項中、消費の目的、場所、日時および危険予防の方法の如く許可の核心をなす事項が変更になつた場合には、従前の許可の効力は、もはや右変更後の消費に及ぶことはなく、従つて、改めて申請書を提出して許可を受けなければならないとの趣旨をあらわしたものと解され、この点に関する原審の判断も右と同旨に帰する。しかしながら、本件の場合、原審の認定するところによれば、被告人は前示のとおり、会社の許可申請に当り危険予防の方法として定められた火薬類取扱者田中、稲垣両名の不在中、独断で本件空包を消費したというのであつて、右の事実関係からは、許可条件違反となるのは格別いまだ規則四八条三項にいう「危険予防の方法」に変更を来したものということはできない。原審がこれと異なる見解に立脚して、被告人の前示所為が無許可消費罪を構成すると判断したのは、法と規則の解釈適用を誤つたものというべく、その違法は判決に影響を及ぼし、これを破棄しなければ著しく正義に反するものと認められる。そして、右所為は、第一審判示の業務上過失致死の所為と併合罪の関係あるものとして単一の刑をもつて処断されたものであるから、結局、原判決は、全部破棄を免れない。

よつて、刑訴法四一一条一号、四一三条本文により、裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和四〇年五月二七日判決　昭和三七年(あ)第一五三九号　三

昭和四〇年五月二七日判決　昭和三七年(あ)第一五三九号

検察官　浜本一夫公判出席

昭和四〇年五月二七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　長　部　謹　吾

裁判官　入　江　俊　郎

裁判官斎藤朔郎は死亡につき署名押印することができない。

裁判長裁判官　長　部　謹　吾

昭和三七年(あ)第一五三九号

火薬類取締法違反、業務上過失致死

被告人　新井三秀こと　朴　三　秀

弁護人野村均一、同大和田安春の上告趣意

第一点　原判決は昭和三五年法律第一四〇号による改正前の火薬類取締法第二五条第一項、第五九条第五号（以下単に火薬類取締法という）の解釈を誤つた重大なる違法がある。

一、弁護人等は原審に於て次の如く主張したのである。

即ち、被告人は当時の勤務先である中央電気工事株式会社の事業の執行に関し、右会社の従業員として、本件所為をなしたものであつて、同会社は、同法第二五条第一項にいう火薬類の消費者として所定の愛知県知事の許可を受けているのであるから同会社の使用人たる被告人が、右会社の事業の執行についてした本件所為は、火薬類の無許可消費として処罰されるべき理由はない。

二、ところが、原判決は右主張を排斥し控訴を棄却するに至つたのであるが之が理由を要約すると次の通りである。

(1)　火薬類の消費許可を受けた法人の事業の執行に関するものであればその使用人の何人たるを問わず、右火薬類を消費することも許容されているものと解せられるかどうかの問題提供をなした上、

(2)　火薬類消費許可には条件を付することが出来る旨を定めているものであり（法第四八条）、火薬類消費許可申請書（同規則別表12）を消費地を管轄する都道府県知事に提出すべきものであり、右許可申請書の記載事項に変更があつたときは遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならないものであり、

(3)　「右届出を要する事項」は危険予防の方法について定められた条件であり、この条件を遵守する限りに於て右許可

は有効であり、反面火薬類の消費取扱がこの条件に違反する場合には、その限度において、既になされた消費の許可は当然無効となるものと解するのが相当であるとなし、

(4) 火薬類の消費許可申請について、危険予防の方法として、特に火薬類取扱者を定め、消費許可が右の火薬類取扱者以外には、火薬類を絶対に使用させない旨の条件を附している場合そこで指定されている火薬類取扱者以外の者に、火薬類を取扱い消費させた場合にはその消費は、その限度において許可なくして行われたものと解されるわけである。

(5) 従つて、又法人において、火薬類の消費許可を受け、その許可の条件として危険予防の方法として火薬類の取扱者を指定する場合には、その指定された取扱者以外の者において、当該法人の業務に関し火薬類を取扱い消費することは許可なくして火薬類を消費したものであると云うべきであり、

(6) 右許可の条件に違反して、火薬類取扱者以外の使用人が火薬類の取扱い消費した場合において、当該使用人を直ちに火薬類取締法第二五条第一項違反として、同法第五九条五号により処罰できるかどうかについては、消費許可の対象が法人とされている関係上、多少疑問はあるが、右第五九条には懲役刑の定めもあり、行為者としての自然人の処罰を前提としていること、同法第六二条、第五二条の違反行為ある場合、行為者その人の処罰を規定していること等に鑑みるときは、行為者自身前記罰条により処置されるものと解すべきである。

としているのである。

三、然しながら、右原判決の認定は、明らかに火薬類取締法第二五条一項、第五九条五号に違反すると云わなければならない。

即ち、火薬類の消費許可を受けた法人の事業の執行に関する行為であれば、その使用者が法人の従業員である場合に

は、何時でも右消費許可の範囲内にある行為であつて、何等罪となるべきものではないと云わなければならない。

原判決は此の点多少の問題はあるがとしていながら、これが確たる法的根拠を示すところなく、唯単に火薬類取締法には両罰規定が存するとの不可解な事由のみを掲げ、被告人を断罪しているのであつて、到底首肯出来ないところである。

(1) 原判決においても認定しているとおり、被告人の勤務先である中央電気工事株式会社は、火薬類取締法に云う消費者として、愛知県知事の許可を受けていることは明らかであり、被告人は右会社に勤務する電気工として、右会社の工事計画及び之が監督の下に、会社の業務執行として火薬類を使用することは、総べて右会社の消費許可の範囲内に入るものであつて、何等右同法違反の結果を生ずるものではないと云わなければならない。

(2) 火薬類取締法規則第四九条七号によれば「建築もしくは建築工事または工事の用に供するために消費する場合には、一日につき建築用鋲打銃用空包二〇〇ヶ以下の場合には消費許可は不要」であつて、無許可にて之が使用消費が許されている程であつて、無断使用した場合でも、何等同法に基く罰則は科せられないとしているのである。

更に、右規則第五十四条の二、第二号によれば「大発破の計画の設定及びその実施は、これに十分経験のある火薬類取扱保安責任者又は火薬類取扱責任者が十分知識及び経験がある者として認めて推薦したものに行わせること」とあり大発破でも火薬類取扱責任者以外の者にも現実消費使用することが法律上容認されているのである。

(3) ところで、大発破とは爆薬量が二〇〇瓲以上であり、破壊を地表にかばせるものであつて、かゝる大発破の場合にでも、現実の取扱責任者以外の者の発破を法律上予測している程であつて、責任者以外のものゝ発破であつても、火薬類取締法違反の責任を追求することが出来ないものであることも明らかである。

右の如く大発破の場合でも同法の違反責任を追求することが出来ないのであるのに、原判決の如く考えれば、本件

の如き鉞打銃の使用の場合が同法の違反責任を追求することゝなり、事実及び刑の均衡上、不当な結果を生ずることゝなる。

(4) 更に又、前記(2)の如く、一日二〇〇ヶ以下の鉞打銃空包の使用は何人でも無許可にても出来るとなつて居るのであるが、此の場合は何等許可の必要もないとの見場からなされているのであるところからしても、消費許可のある法人の従業員の場合は、何時にても違反責任を追求するものとなり、之れ又、前項同様、事実上及び刑の均衡上、不当な結果を来すものであつて、許される見解ではない。

(5) 更に、原判決は被告人の断罪は多少の問題はあるとの見解を示しながらも、これが断罪の理由として右同法違反に対して、所謂行為者、責任主体の何れも処罰出来るとする両罰規定があるから、断罪出来るものとしているのであるが、之も何等理由とはならない不当な見解と云わなければならない。

所謂両罰規定の存する所以のものは、同法違反行為を断ずるには、責任主体、及び行為主体の両者をも処断する必要があるとの刑事政策的に当然必要なことであつて原判決の如く唯単に行為者のみを処断出来るためとの見解より生ずるものではない。

以上の次第にて、原判決は明らかに火薬類取締法の解釈を誤つた重大なる違法が存するものであるから破棄さるべきものである。

第二点 原判決は罪刑法定主義の原則に違反し、且つ憲法第三一条に違反すると云わなければならない。

一、原判決の火薬類取締法に違反する理由は、前述のとおりであるけれども右掲記の事由によつても、右は罪刑法定主義の大原則、憲法規定に違反すると云わなければならない。

二、原判決は、火薬類取締法の消費許可には条件を付することが出来るものであり、右許可条件の違反は、既に為された許可自体が、その限りにおいて失効するものであるとなし、右許可条件違反の消費はその限度において、許可なくして行われたものと解されるわけである、との極めて奇妙な理論を考え出し、要するに被告人を断罪せんとしているのである。

三、ところで、刑事法の一大原則である罪刑法定主義の原則によれば、総べて犯罪構成要件は法定されていなければならないものであるところ原判決の如き許可の条件と云うのは、唯単なる使用基準にすぎないのであつて、之れが法定された構成要件であるとは到底見ることが出来ないのである。

四、然るに、原判決は敢えて右許可条件までこれが構成要件なりと無理に同法を拡張解釈し、被告人の行為を処断しているものであるから罪刑法定主義の原則に違反し、且又憲法第三一条に違反し、到底許されない見解である。

以上の事由によつても原判決は破棄さるべきであると信ずる。

以上

昭和三九年(あ)第二〇一三号

決　定

本籍および住居　長野県埴科郡坂城町大字南条二七五番地の一

農　業

細　田　幸　雄

大正四年八月二一日生

右の者に対する業務上横領、背任被告事件について、昭和三九年五月二六日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人海野普吉、同竹下甫、同小田成光の上告趣意第一点について。

所論は判例違反をいう点もあるが、所論引用の判例は事案を異にし本件に適切でなく、その余の所論は単なる法令違反の主張であつて、すべて適法な上告理由に当らない。

職権をもつて按ずるに、第一審判決は判示第一の一の(四)の(1)、(2)、(3)、同第一の二の(二)において、農業協同組合の組合長である被告人が組合の当座預金より金員を擅に払出して横領した旨判示するが、右預金の払出は、被告人が先に任務に背いて組合名義をもつて振出した所論各約束手形の支払のためであつたことは第一審判示及び挙示の証拠によつて明らかである。右のごとき事実関係のもとにおいては、先に被告人が約束手形を振出したこと自体が背任罪を構成するものであり、そ

昭和四〇年五月二七日決定　昭和三九年(あ)第二〇一三号

の手形を組合の当座預金から払出して支払つた行為もまた右背任罪の一部であつて、別に横領罪を構成するものではない。しかるに、被告人の右手形支払の行為のみをとらえ、これを業務上横領罪をもつて処断した原判決には、判決に影響を及ぼすべき法令の違反が存するというべきである。しかし原判決の認定する被告人の犯行は合計二四回総額一、三四一万円に達する業務上横領並びに合計六回総額二、二三〇万円に達する背任の所為であるが、原判決が法令の適用を誤り背任罪とすべきものを業務上横領罪として処断したのは、そのうち合計四回総額一六五万円にすぎないから、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものとは認められない。

同第二点について。

所論は判例違反をいう点もあるが、所論引用の判例は事案を異にし本件に適切でなく、その余の所論は単なる法令違反の主張であつて、すべて適法な上告理由に当らない。

同第三点について。

所論は事実誤認、単なる訴訟法違反の主張であつて、適法な上告理由に当らない。

同第四点について。

所論は量刑不当の主張であつて、適法な上告理由に当らない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四〇年五月二七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　松田二郎

裁判官　入江俊郎

裁判官　長部謹吾

裁判官　岩田誠

昭和三九年(あ)第二〇一三号

業務上横領、背任

被告人　細田幸雄

弁護人海野普吉、同竹下甫、同小田成光の上告趣意

第一点　原判決は判例に違反し法律の解釈を誤り罪とならない事実につき有罪の言渡をした違法がある。

原判決はその判示三において

所論(B)の(4)は、原判示第一の一の㈣の(1)、(2)につき、(B)の(10)は同二の㈡につき、右はいずれも、被告人細田が内山国太郎に欺罔されて錯誤に陥り、原判示南条農協組合名義で同人宛に振出、交付した約束手形が第三者たる木村央及び平野善朗（第一の㈣の(1)）、大興物産株式会社（同㈣の(2)）、岩村田農業協同組合（同二の㈡）の所持に帰し、所持人たる同人らから原判示南条農協組合に対し支払の請求がなされたため、これに応じて支払をなしたものに過ぎない旨主張するので、案ずるに、原判決挙示の各対応証拠によれば、被告人細田は、内山国太郎から、組合名義の約束手形を一時融通手形として利用させて欲しい、満期日前には必らず回収して返還するからとの旨の依頼を受け、原判示南条農協組合長として同組合のためその事務を処理する任務に背き、組合長たる資格を冒用し、内山国太郎の利益を図る目的を以て、

(イ)　昭和三十四年八月十七日頃額面金六十万円の約束手形一通、額面金十五万円の約束手形四通

(ロ)　同年九月三日頃額面金五十万円の約束手形一通、額面金十五万円の約束手形一通

をいずれも同組合名義で内山国太郎に対し、振出、交付したところ、同人が右約旨に反し満期日までに返還せず、(イ)の金六十万円の約束手形は原判示第一の二の㈡掲記の岩村田農業協同組合の所持に帰し、(ロ)の金五十万円の約束手形は同一の㈣の(1)掲記の木村央及び平野善朗の所持に帰し、同金十五万円の約束手形の一通は同㈣の(2)掲記の大興物産株式会

社の所持に帰し、右各所持人から振出名義人である南条農協組合に対し右各手形金の支払請求があつたため、被告人細田はこれに応ずべく、原判示第一の二の(二)、同一の(四)の(1)、(2)掲記の如く昭和三十四年十月十七日頃県信連埴科支所において自己が業務上保管する南条農協組合所有の当座預金から金六十万円を擅に払い出して右(イ)の手形金を支払い、同年十一月二十日頃右同所において右当座預金から金五十万円を擅に払い出して右(ロ)の金五十万円の手形金を支払い、同年十二月十日頃信連坂城代理所において自己が業務上保管する南条農協組合所有の当座預金から金十五万円を擅に払い出し右(ロ)の金十五万円の手形金を支払つたことが認められる。

ところで、被告人細田の叙上各約束手形の振出、交付からその手形金支払に至るまでの一連の行為は、各約束手形ごとにつき、これをその振出、交付の段階において把握評価すれば、それは南条農協組合に手形上の義務を負担させ、同組合に財産上の損害即ち財産上の価値の減少を加えたものとして背任罪を構成し、またこれを手形金支払の段階において把握評価すれば、それは同組合所有の特定財物に対する領得行為として業務上横領罪を構成し、両者共に同組合に対する背任的行為であるから、その一方が成立する場合には他方は成立しないが、本件においては、前者の背任罪については何ら訴追が行われておらず、且つ原判決もこれを有罪と認定していないのであるから、それと択一的関係にある後者の業務上横領罪について有罪の認定した原判決は正当である。

と判示し、更に原判決は判示四において

所論(B)の(7)は原判示第一の一の(四)の(6)、(7)につき、右は被告人細田が原判示第二の二の(四)記載の如く、原判示南条農協組合名義で斎藤水穂宛に振出、交付した額面金百万円の約束手形一通が第三者たる深田某（第一の一の(四)の(6)）の所持に帰し、所持人たる同人から同組合に対し支払の請求がなされたため、これに応じて右(6)の如く深田に金四十万円を支払つて該約束手形を取り戻し、(7)の如く金十万円を支出して該約束手形取戻の仲介人に謝礼を供与したに過ぎない旨

主張するので、案ずるに、原判決挙示の対応証拠によれば、被告人細田は、当時自己が業務上保管せる同組合所有の金員を多額に亘り擅に同組合の業務以外の用途に流用費消し因つて同組合に生ぜしめた欠損金を補塡する資金を得るため、手形割引による金融を受けるべく、同組合長として同組合のためその事務を処理すべき任務に背き、組合長たる資格を冒用し、自己の利益を図る目的を以て、昭和三十六年二月中旬頃東京都千代田区富士見町富国興業株式会社において、斎藤水穂に対し、同組合名義で原判示第二の二の(四)の約束手形二通（額面金百万円及び金五十万円各一通）を含む約束手形合計七通（額面金百万円五通、金五十万円二通）を振出交付したこと、そのうち

(1) 額面金百万円の約束手形一通は、金港油脂株式会社（取締役社長福島一彦）らを経て株式会社オレゴン商会（代表取締役笹本清）の所有に帰し、目下弁護士川島政雄の保管中に属し、

(2) 額面金五十万円の約束手形一通は株式会社岐阜長ラシャ店の所持に属し、

(3) 額面金百万円の約束手形三通は割引ができないで被告人細田に返戻され、

(4) 額面金百万円の約束手形一通は深田某の所持に帰し、昭和三十六年三月中旬頃所持人たる右深田某から振出名義人である同組合に対し右手形金の支払請求があり、被告人細田は山地富蔵、大川某らを仲介人として同人と交渉の結果、満期日たる同年四月二十七日以前であるため金四十万円を同人に支払つて該約束手形の返還を受けることで話がまとまり、原判示第一の一の(四)の(6)掲記の如く、同年三月二十四日頃県信連埴科支所において自己が業務上保管する南条農協組合所有の当座預金から金四十万円を擅に払い出して右手形金を支払い、右約束手形の返還を受け、同(7)掲記の如く、右同日同組合事務室において自己が業務上保管する同組合所有の現金十万円中五万円を右仲介人山地富蔵らに右手形取戻斡旋の謝礼として供与すべく、また残り五万円を自己の用途に使用すべく、右金十万円を擅に着服し、

(5) 額面金五十万円の約束手形一通は内山国太郎を経て東京都台東区浅草の毛糸商某の所持に帰していること、が認められ、そして原判示第二の二の㈣の約束手形二通（額面金百万円及び金五十万円各一通）は、叙上(1)株式会社オレゴン商会の所持に帰した額面金百万円の約束手形及び(2)株式会社岐阜長ラシャ店の所持に帰した額面金五十万円の約束手形であつて、爾余の叙上(3)、(4)、(5)の約束手形五通（額面金百万円四通、額面金五十万円一通）については、その振出、交付の段階において背任罪を構成するに拘らず、本件においては同罪につき何ら訴追が行われておらず、且つ原判決もこれを有罪と認定していないことが記録及び原判決に懲し明らかである。

然らば、被告人細田の叙上(4)の額面金百万円の約束手形一通の振出、交付からその手形金支払に至るまでの一連の行為を手形金支払の段階において把握評価し、原判示第一の一の㈣の(6)において業務上横領罪に問擬した原判決は、前段三において説示したところと同様の理由により正当であるというべく、

と判示している。しかしながら、右原判決の判示によつて明らかな如く、第一審判決判示第一の二の㈡の金六十万円、同第一の一の㈣の(1)の金五十万円、同第一の一の㈣の(2)の金十五万円については、いずれも被告人は南条農協組合の債務の弁済として同組合のためにそれぞれ支出したものであつて、自己のため不法に領得したものでないから横領罪の成立する余地は全く存しない。即ち

㈠ 右第一審判決判示第一の二の㈡掲記の金六十万円は、被告人細田が右南条農協組合の組合長の任務に背き同組合の計算において内山国太郎に対し振出し交付した額面金六十万円の約束手形金にして右約束手形は岩村田農業協同組合において所持しておりこれが支払請求を受け右約束手形金の支払に充てられたことは原判決認定の通りであつて、仮令被告人の背任行為によつて振出された約束手形にせよ、これが右南条農協組合が右岩村田農協組合に対する約束手形金債務であることは正規に振出された約束手形金債務と何等異なるところはないのであり、だからこそ、原判決も判示する如

く右手形振出行為が背任罪に問擬されるべき性質のものである。

従つて、仮令背任行為によつて振出された約束手形にせよ南条農協組合の債務が成立する以上同組合は自己の債務として当然弁済しなければならない義務があるのであるから、被告人細田は同組合の組合長として右約束手形金の弁済をしたものというべく、被告人細田の本件金六十万円の約束手形金の支払は被告人細田が不法に領得したものとは云えない。

本件にあつては偶々被告人の約束手形振出行為の後同人が引続き在任し、その在任期間中に右約束手形金の弁済をしたのであるが、若し被告人が右約束手形振出後組合長を退任していたからと云つて後任の組合長は仮令前任者の背任行為によつて、振出された約束手形にせよこれが弁済を免れることを得ないこと当然であつて、これが仮りに前任者の背任行為によつて振出された約束手形であることを知つていて右約束手形金の支払をしたからとて、これを以て後任の組合長に対し如何なる刑事上の責任を問うこともできないこと当然である。果して然らば右本件金六十万円は右南条農協組合のために支出したものであつて、被告人細田が不法に領得したものとは云い難く、最高裁判所昭和二十六年㈱第五〇五二号事件につき、同二十八年十二月二十五日言渡した（刑集七巻一三号二七二一頁参照）判例に違反するものと云うべきである。

㈡ 第一審判決判示第一の一の㈣の(1)掲記の金五十万円についても被告人細田が右南条農協組合の組合長の任務に背き同組合の計算において前記内山国太郎に対し振出し交付した額面金五十万円の約束手形金にして右約束手形は木村央及び平野善朗等において所持しており、同人等よりこれが支払請求を受け右約束手形金の支払に充てられたことは原判決の判示するところであつて、（この点に対する原判決の認定は後記第三点において述べる通り事実は原判決認定と異なるが、仮りに原判決認定の通りと仮定し）これ亦㈠において述べたと同様、右南条農協組合の約束手形金債務の弁済に充

てられたものであるから、右南条農協組合のためになされたこと明白である。

よつて、これ亦被告人細田が不法に領得したものとは云えない。

㈢ 第一審判決判示第一の一の㈣の(2)掲記の金十五万円についても被告人細田が南条農協組合の組合長の任務に背き同組合の計算において前記内山国太郎に対し振出し交付した額面金十五万円の約束手形金にして、右約束手形は大興物産株式会社において所持しており、同会社よりこれが支払請求を受け右約束手形金の支払に充てられたことは原判決判示の通りであつて、これも㈠において述べたと同様右南条農協組合の約束手形金債務の弁済に充てられたものであるから、同組合のためになされたこと明白であつてこれ亦被告人細田が不法に領得したものとは云えない。

㈣ 第一審判決判示第一の㈣の(6)掲記の金四十万円は、被告人細田は、当時自己が組合長をしている南条農協組合の資金の欠乏を補うため昭和三十六年二月中旬頃約束手形七通（額面金百万円五通、額面五十万円二通）を振出し、斎藤水穂に交付してこれが割引を依頼した、その内の一通（額面金百万円）が深田某において所持されており、その支払請求を受け、その結果大川某、山地富蔵等の仲介を得て、同年三月二十四日頃これが買戻に成功した、その額面金百万円の約束手形買戻代金であつてこれ亦前記㈠乃至㈢同様右南条農協組合のためにした行為であつて、被告人細田が不法に領得したものと云えないことは勿論、原判決も認定する如く、仮令本件七通の約束手形を振出す以前における被告人の行為に如何なることがあつたにせよ被告人細田自身は右南条農協組合の資金を補うことを目的として本件約束手形合計七通を振出したものであることは原判決もこれを認めるところであるから、この振出行為自体専ら右組合のためにしたことは明らかであつて、前記㈠記載の判例の趣旨よりしても何等の犯罪をも構成するものではない。

以上によつて明らかな通り、原判決は前記判例に違反し法律の解釈を誤つた違法があるから破棄を免れない。

第二点　原判決は判例に違反し法律の解釈を誤つたか又は理由不備乃至は理由にくいちがいの違法がある。

原判決は二丁裏三行目以下において、

所論(B)の(1)は原判示第一の一の㈠の東京羽田空港土地売買予約権利につき、(3)は同㈢の静岡県加茂郡西伊豆町仁科煎餅坂口の通称堂ヶ島の土地につき、(5)は同二の㈢の東京都渋谷区南平台所在の土地につき、(8)は同一の㈣の(5)の鈴木正雄所有（登記名義は同人の妻鈴木とくの）の前記通称堂ヶ島の土地につき、右はいずれも被告人細田個人においてこれを取得するのではなくて、原判示南条農協組合の利益を図り、同組合に帰属させる考であつた旨主張するが、原判決挙示の各対応証拠を総合すると、同被告人は、原判示の如く、当時自己が業務上保管せる同組合所有の金員を多額に亘り擅に同組合の業務以外の用途に流用費消し、因つて同組合に生ぜしめた欠損金の補塡に窮した結果、もともと同組合としては、その性格上、またその事業目的からいつて、右のような権利及び土地を組合が取得することはできず、従つて、そのような用途に組合所有の金員（現金及び預金）を支出することは許されないことを知りながら、組合所有の金員を以て叙上の権利及び土地を被告人細田個人が取得したうえ他にこれを転売し、その差益を以て右の欠損金を補塡しようと企てたことを十分認定することができ云々

と判示している。これによつて、これを見れば第一審判決判示第一の一の㈠、同㈢、同二の㈢、同一の㈣の(5)掲記の被告人の本件各金員の支出はいずれも原判示の権利又は土地の転売利益によつて、右南条農協組合の欠損金を補塡しようとしてなされたものであること明白である。原判決は右の権利又は土地の取得が右組合の事業目的等からして取得できないものとの認定を前提として右の行為は被告人細田個人のためにする行為であると認定している。しかしながら仮令、組合の性格上又は事業目的上取得することを得ない権利であつてもこれが組合のため即ち専ら組合の利益のためになされた行為であるならば、不法領得の意思なきものとして横領罪の成立を欠くことは前記第一点において述べた最高裁判所判例の示すところであるから、右判例の趣旨よりすれば只単に組合の性格乃至は事業目的に反するの一語を以てしてはまだ以て被

告人細田が自己又は第三者のために本件金員の支出をしたものと認めることはできない。のみならず原判決認定の如く本件権利又は土地の取得がその転売利益による本人たる組合の欠損金補塡のためになされたものである以上組合のためになされたものというべく不法領得の意思を欠くことになる、よつて、原判決は右最高裁判所の判例に違反し法律解釈を誤つたか又は理由不備乃至は理由にくいちがいの違法があつて、破棄を免れない。

第三点　原判決には重大な事実誤認があり、その結果罪とならない事実について、有罪の判決をなした違法があるので、これを破棄されたい。

原判決が支持した第一審判決は、判示㈣の(1)において、

「木村央、平野善朗より請求のあつた被告人細田が濫になした右南条農協振出しの約束手形金の支払の為、昭和三十四年十一月二十日頃、前記県信連埴科支所において、右南条農協所有の前同様の当座預金より金五十万円を擅に払出して横領」

と判示し、本件について、被告人を横領罪に問擬し、更に右の判示事実について原審判決はその認定を支持し、その理由について次の様に判断している。

「……前略、原判決挙示の各対応証拠によれば、被告人細田は、内山国太郎から、組合名義の約束手形を一時融通手形として利用させて欲しい、満期日前には必らず回収して返還するからとの旨の依頼を受け、原判示南条農協組合長として同組合のためその事務を処理する任務に背き、組合長たる資格を冒用し、内山国太郎の利益を図る目的を以て、

(イ)　省　略

(ロ)　同年九月三日頃額面金五十万円の約束手形一通、省　略

をいづれも同組合名義で内山国太郎に対し振出、交付したところ、同人が右約旨に反し、満期日までに返還せず、……

中略……(ロ)の金五十万円の約束手形は同一の㈣の(1)掲記の木村央及び平野善朗の所持に帰し、……中略……右各所持人から振出名義人である南条農協組合に対し、右手形金の支払請求があつたため、被告人細田はこれに応ずべく、原判示第一の二の(二)、同一の㈣の(1)(2)掲記の如く……中略……昭和三十四年十一月二十日頃県信連埴科支所において、自己が業務上保管する南条農協組合所有の当座預金から金五十万円を擅に払い出して、右(ロ)の金五十万円の手形金を支払つたことが認められる」

しかしながら、本件の金五十万円の木村等に対する支払が約束手形金の支払であるとする右の認定は以下述べる事実並に証拠よりすれば、全く事実誤認であり、真実は右金五十万円は、南条農協が正規に購入する予定であつた農機具等の売買代金の前渡金としての性格を有する支払であつて、判示挙示の手形金の支払ではない。されば、右の事実誤認は判決に影響を及ぼすこと明らかであるから、これを破棄されたい。以下その理由について詳述する。

(1)　昭和三十四年九月五日頃、被告人が内山国太郎に額面金五十万円の約束手形を振出し、交付するに至つた事情は、並びに右内山が当初の融通手形の約定に反して、木村央に手形を交付するに至つた事情は、大概原審判示のとおりである。

(2)　而して、右手形の所持人である木村央は、前記内山に農機具（消毒用粉霧器、レインコート等合計二四万六、〇〇〇円相当）等を売却し、右農機器の代金支払のために、本件手形を内山より受領したものであつた。

(3)　内山は右購入した農機具等を南条農協に持ち来たり、被告人に対して、前記手形を使つてこれを購入した事実を話し、これを農協において購入してくれるよう申入れた。被告人は、当初はもとより右内山より農機具を購入する意思で手形を振出したものではなかつたが、偶々同農協にても販売可能な品物であると見たために事情止むなしとし、これを正規に同農協において購入することに決定したが、数日后右品物について更に検討すると、右製品はいわゆる不良品等

が混つていたため、これを全部返送し、受領をことわつた。

(4) ところが右返品直后昭和三十四年十一月十九日木村央が同農協に来て、額面金五十万円の手形を返済した上、前記納入済の物品代金二四万六、〇〇〇円の支払を求めてきた。そこで被告人は右物品は既に不良品につき返品したので、手形金の支払をなし得ない旨話したところ右木村はそれでは、自分が直接完全な品物を納入するから、その前渡金として支払われたい旨の申入をなしてきたので被告人はこれを諒とし、納入予定物品代金前渡金として金五〇万円を右木村に支払い、右前渡金相当額の農機具等の製品を購入することに木村と約定し、納期を昭和三十四年十二月末日迄ということに約定したが、その後木村は、被告人の催促にも拘わらず右契約を履行せずに今日に至つているものである。

(5) 右の事実よりすれば、被告人が右木村に昭和三十四年十一月十九日支払つた金五十万円は、木村との農機具売買の代金の前渡金であることは明らかであり、被告人が右の取引を木村と行うようになつた背景、いきさつとしては原審判示の如き、被告人の背任行為としての内山に対する約手振出行為が存在することは明らかではあるが、事実の経過としては、右金員の支払は、右手形金の支払とは性質を全く異にする物品購入の代金前渡金として支払われたものであることは全く明らかであり、又法律の解釈からしても、農協の必要とする右物品購入行為は、農協組合長としての正当な権限の行使としてなされた適法な行為であつて、右物品購入の代価としてなされた支払行為が横領罪を構成せざることは自明というべきである。

仮に被告人に不利益に事実を考察して右背任行為としての手形振出が、その後の内山の提供した物品を同農協において購入せざるを得ないという状況を生み、更には、木村との間で手形額面全額につき物品納入をもつて満足せざるを得ない状況に被告人が追いこまれたものと仮定しても、それは単なる手形金支払行為とは全く性質を異にする別個の行為にして、これに横領罪を問擬することの誤りは明らかである。

この点についての弁護人の主張を裏付ける第一の証拠は、本上告趣意書末尾添附の木村央作成の領収書の存在並にその記載内容である。右領収書は、南条農業協同組合宛に昭和三十四年十一月十九日作成されたもので

「一金五拾万円也

但シ昭和三拾四年拾弐月末日迄ニ当社取扱ヒ品納入の前渡金トシテ正ニ領収致シマシタ」

との記載が木村央の自筆でなされており前述の事実を端的に裏付ける証拠となつている。更に本趣意書末尾添付の被告人より右木村央に出されたハガキの存在並にその記載内容は本件についての弁護人の右主張を裏付ける第二の有力な証拠である。右ハガキは、被告人より東京都中央区日本橋本町一の八木村央宛（前記領収証の記載の木村央の宛名）に昭和三五年四月十四日投函され、「肩書不完全」等の理由により、郵便局より被告人方に返送されてきたものであるが、右書面には、被告人が「昨状の件につき早急に解決に参上致し度く、御都合良き日を至急御一報賜り度く御通知申上ます」との記載がみられる。右昨状の件とは、前述した木村央との間で購入契約をなした農機具等の件である。これが其後組合に納品されないために、このことを被告人が憂慮して、納品を促進し、ことの解決を計るべく木村に面会を申込むべく出したのが本ハガキである。

仮りに原審判示のように、本件金五十万円が手形金の支払請求を受け、その決済として支払われたものであつたとするならば、被告人と木村との間には、何ら解決すべき問題は残らう筈はない、従つてこのハガキの存在並に記載内容こそ、被告人と木村央との間に農機具の売買契約があり、本件金五十万円はその代金前渡金として支払われたものであるとする弁護人の主張を裏付ける決定的な証拠である。

このような有力な証拠が事実審において発見、提出されなかつたのは、極めて遺憾であり、ひいては第一審並に原審の重大な事実誤認の原因となつたのであるが、幸い原審判決後新に発見され、当審に提出しうることが可能となつた。当審

においては是非この「証拠」について「証拠調」をされたいと思料するものである。

原審並に第一審が本件について事実を認定した第二の原因は、本件約手の所持人であり且つ五十万円の金員の受領人であつた木村央についての取調べが全くなされておらず、同人から事の実相について供述をうる機会が全くなされていないことである、木村央、　については捜査段階においても全く取調べがなされていないため、たゞ同人が手形の所持人であり、五十万円が同人に支払われたという事実から単純に右支払が手形金の支払なりと速断し、その間に前述の如き物品購入契約が存在したという事実は全く看過されてしまつたのである。この点について原審は審理不尽のそしりを免れない。

前述のように、本件五十万円の支払金の性質（前渡金）を端的に示す前掲の領収書等の書証がこれまでの第一審、原審公判中に発見提出されず、且つ被告人もこの点について明確な主張、供述を積極的になさなかつたため、この点が全く争点とならず、それ故本件の一件記録中にも、この点を明確に裏付ける証拠がやゝ稀薄の感を免れないが、それでも一件記録を精査すると、右の事実を裏付ける次の如き証拠を見出すことができる。

すなはち、昭和三六年六月二〇日付司法警察員に対する内山国太郎の供述調書の記載によると、右内山は、本件について次のように供述している。

「十月三十日期限の五〇万円（弁護人註、手形）は十月三十日（一ヶ月後）に間違いなく返済するという約束で、九月十日ごろ先程申しました朝日物産の紹介で、東京都中央区日本橋入舟町、今志ん東京店、木村央という雑貨卸問屋に行使しました。そしてこゝからトヨダ井戸ポンプ二台三万七、〇〇〇円、消毒用粉霧器一三台八万三、一〇〇円、毛布一〇枚一万五、〇〇〇円、レインコート二五枚六万円、糸入りポリエチレル六本四万五、五〇〇円、計二四万六、〇〇〇円の取り引きをし、これを細田組合長が承知して南条農協に納品しました。これらの状況は、私の所持している仕切複

写簿を見ていたゞけばわかります。……中略……

このとき、本職（弁護人註、司法警察員、小林恒）は細田幸雄が任意提出した納品書と対照し、相違ないことを認めたので、被疑者が任意提出した前記仕切複写簿を領置した。

その後木村央は私の行使した手形をもつてきて、細田組合長から取り立てをし、前回品物を引いた残金二五万九、四〇〇円について品物を出すということでしたがその儘になつております」

すなはち右内山の物品納入事実は、司法警察員小林恒が「仕切複写簿」並に「納品書」を点検して既に捜査段階において確認済であり、右物品納入事実が真実であることを示している。（尤も右内山は自らの納入品が不良品のため返却された事実について真実を述べていないが）

また同内山国太郎は第一回第六回公判において、証人として出廷したが、この点について、弁護人の問に対し

問　では、五十万円と十五万円四枚の約手は貰つているか。

答　はい。

問　それはどういう関係になつているか。

答　現金五十万円の約手は取立てしています。

問　これは証人が持つているか。

答　木村央が持つています。

問　これは組合で払つたか。

答　そう聞いています。

問　木村に渡して同人から組合に請求があつて、払つたことを知つていますか。

答　前渡金として木村に細田が渡した訳です、前渡金という書類で木村に渡して、私はその書類を持つていて取立てている訳です、それで品物は来ないのです。

問　手形を木村に渡したのか。

答　はい、品物を納めない内に此方に集金に来てしまつたのです。

問　証人は品物を取つてないのか。

答　色々の話が済まない内に此方に来て、組合長にじかに会つて、直接前渡金という形式で金を受取つたのです、それで前に組合長から云われて取立をしている訳です。

と述べている。

右の証言は発問者自身が問題の所在を意識せずに漫然と発問しているために、充分に事の真相を明らかにしているとはいえないが、それでも「前渡金として支払つた」「品物はまだこない」「組合長にじかにあつて、直接前渡金として金を受取つた」という証言からも、本件金五十万円の支払ではなく物品売買の代金並に前渡金であるという事実を裏付ける証拠であることは明らかであり、更に被告人と木村との間に直接取りかわされた前記契約並に領収書の存在を明らかにしている。

この点について被告人は昭和三十七年五月一日第一審公判において、弁護人の問に対し

問　どういう事情で内山から木村に渡つたのですか。

答　木村の云うのには、電機製品等（弁護人註、粉霧器等のことか）を内山に売つて手形を受取つたということでした。

実は木村が組合へ手形金の請求に来た時も、彼は右の品物が組合へ入荷しているではないか、それなら支払に応じるのは当然だと云つてきたのです。処が組合へ入ることは入りましたが不良品でしたので、すぐ内山を通じて返品していたのでその旨話した処、それでは内山と話合つて、もう一度その品物を組合に入れるからという約束の下にこの五十万円を支払つたというわけです。

と供述してこの間の事情を明らかにしている。以上述べたように前記内山国太郎並に被告人の供述、仕切複写簿、納品書、前渡金領収書並にハガキの存在を綜合的に考察すれば、本件五十万円の支払を背任行為として振出された手形金の支払とする原審の認定は、全く皮相的な事実の観察に過ぎず、事案の真実を看過、誤認したものということも明らかであるから、事案の真実を御究明の上これを破棄されたい。

第四点　原判決の刑の量定は左記理由により著しく苛酷でありこれを破棄せざれば正義に反するものと思料されるので、貴裁判所におかれては、よろしく刑事訴訟法第四一一条を適用の上これを破棄自判され、被告人に刑の執行を猶予されたい。

(1)　被告人の前歴、性格

被告人は大正四年八月二十一日長野県埴科郡坂城町に生れ、坂城農産学校を卒業後助手として同校に勤務し、応召して敗戦迄九年間陸軍に従事し、中尉に昇進し、戦後二ヶ年半シベリアに抑留されたのち帰国し、公職追放令に該当したため日本航測株式会社に二ヶ年勤務の後、郷里にて帰農し、南条村農業委員、村立公民館教育部長等に就任し、昭和二十七年六月から、昭和三六年五月迄南条農業協同組合の組合長理事の職にあつたものである、その間被告人は、長野県経済農業協同組合連合会監事、同県畜産業協同組合連合会理事、同県拓殖農業協同組合連合会会役員等を兼職し、農業の発展強化のために献身してきた、被告人が就任当時の南条農協は、当時の経済的変動と、組合経営の失敗から所謂「赤字組合」「不良組合」として国から「要再建整理組合」の指定を受け、財政面では約三百万円の赤字をかゝえていた。

被告人は元来組合経営や信用業務、販売購買事業等には全くの素人であつたが、自らを組合長に選任してくれた村民の信望に答えるべく異常な熱意を発揮して、業務に専心したため、同組合は昭和三十二年の春には、すべての赤字を清算した上、県下農協の模範といわれるようになつた、この間被告人は村民の信任により三期にわたつて組合長に選任された。この経歴が示すように被告人は実行力と情熱豊かな地方農村指導者であつたが、十二年余にわたる軍隊生活とその後の農協生活という質朴な環境における一応の成功がやゝもすれば被告人に世智にうとい、独善的な性格を附与し、今回の事件にみられるような、悪質な地面師等の利用を許すという性格的弱点を有していた、しかしながらその性格は、単純にして卒直、強い責任感と素朴な善意とを含んでいることは、本件事件の動機や経過、そして捜査段階や公判中の被告人の態度や今日尚自らの過失により組合に与えた損害の補償に全力を尽している状況からも充分に考察されうるところである。

刑の量刑に刑事政策的考慮が払われるべきであるとするならば、このような本来反社会的な性格の全くない、社会生活復帰の容易に可能な、且つまた再犯の虞も全く想像だにし得ぬ被告人に、今日尚実刑をもつて臨むことについては、多大の疑問なしとせざるを得ないものであつて、貴裁判所におかれては、この点を特に勘案酌量されたい。

(2) 本件の動機

村民の信望を荷つて、長年献身的な努力をして来た被告人が、昭和三四年頃から同三六年にかけて、同組合に多額の損失を与える結果を招いたような、背任的行為を行うにいたつた動機、状況については、原審弁護人控訴趣意書の記載にも詳しく、且つまた一件記録上からも明白であるので、その細述を省くが、本件が通常の背任、横領的事案と著しく態様を異にする次の如き諸点については、刑の量定に際して、特別の配慮を必要とするものと確信されうるのである。

その一は、本件の背任的行為につきその大部分が、第三者の犯罪行為——欺罔行為に起因する被告人の錯誤に基いて

被告人が行つたものであり、しかもその犯罪者達、内山国太郎、小沢専七郎、小林倫也、斎藤水穂、馬場小太郎、花上庄司、小林晃、牧野喜一郎、関元巖らは、いづれも最も悪質なる詐欺犯罪の常習者であり、いずれも（小沢専七郎を除いて）本件各事案に対応する各事実について、被告人を欺罔し金員を詐取したことを訴因として起訴され有罪判決を受けていることである（小沢専七郎についても昭和三十八年十二月別件詐欺にて逮捕起訴された）。

原判決はこの点について

「原判示第一の一の(一)の(1)、(2)、(3)の合計金百五十万円は小沢専七郎に、同(二)の(1)、(2)の合計金百九十万円は小沢専七郎に、同(三)の(1)、(2)、(3)、(4)の合計百九十五万円は馬場小太郎、内山国太郎に、同二の(四)の金三十万円は内山国太郎、斎藤水穂、小林晃、花上庄司らに、同一の(四)の(8)の金五十万円は関元巖に、同二の(三)の金三十万円は内山国太郎、斎藤水穂、小林晃、花上庄司らに、同一の(四)の(8)の金五十万円は関元巖に、同二の(四)の金二十万円は内山国太郎、斎藤水穂に、原判示第二の二の(三)、(三)の約束手形四通（額面金二百万円及び金百万円各二通）は小林倫也に、同(四)の約束手形四通（額面金百万円及び金五十万円各一通）は斎藤水穂に、被告人細田がそれぞれ欺罔され錯誤に陥つて交付したものである旨主張し、原判決挙示の各対応証拠によれば、同被告人が上記の者らに欺罔され、錯誤に陥つて叙上の金員を同人らに交付し及び叙上の約束手形を同人らに対し振出、交付したものであるという所論も強ち根拠のない主張であるとも認められないが、仮令所論の主張を容れ得るものとしても、それは未だ以て被告人細田と原判示南条農協組合との関係において、同被告人に業務上横領罪及び背任罪の犯意があることを妨げる理由となり得ないことは多言を俟たない。」

と判示している。欺罔行為に基因する錯誤による金員の交付、手形の振出が、すぐさま農協との関係において被告人の背任的犯意を阻却するものではないという原判示の所論は、一般論としては首肯せざるを得ないところであろうが、本件の具体的な事案にみられるが如き組合に生じた欠損金を埋めたいとする被告人の責任感からする強烈な願望とあせり

を巧妙に利用する詐欺漢等の術策に被告人並に田村佐忠共に陥つていつたその状況は、被告人の精神状態において、一種の心神耗弱的状況をもたらしていたであろうことは充分に推察されうるところであり、原審がこの点において犯行の動機情状に一段の酌量を考慮すべかりしであつたと思料されるのである。

犯行の動機、態様についての第二の情状は、被告人が、本件行為によつて自己又は第三者の経済的利益を計ることを直接的な目的とせず、ひたすら農協に生じた欠損金の穴埋め――農協の利得を主目的としていた事実である。勿論被告人が究極の目的として、組合の赤字の穴埋め――利得を目的としたとはいえ、その手段としての行為が背任罪並に横領罪の法的評価を免れないものであるとしても、それでもなほ、犯行の情状的考察においては、その被告人が違法な手段によつて達成しようとした目的の善良さはこれを重要な評価の対象となすべきである。本件横領罪として起訴せられた一千三百万円余の費消金員中、被告人が自らの純然たる個人的消費を求めて費したと目される金員が殆んど絶無であるという事実も公正な量刑資料としてかえり見らるべきであり、更には、被告人が費消した金員の全部につき組合帳簿にこれを明示し（果実農協等への仮装貸付の形式をとつてはいたが）その間貸付利息相当の金利を計上し補塡していた事実も、被告人が終局的には組合に与えた一切の欠損金の補塡、充足を意図し、希求していた事実を端的に示しているものである。

(3) 自首減軽について

昭和三十六年五月六日、被告人はこれまでの自らの行為がその主観的な意図に反して、次第に組合に与える損失を大にしていること等に気付くや卒然として前非を悔い、一切を明らかにして、司直の手に自らを委ねると共に、自らを利用して今日の悲況に陥れた詐欺漢等を社会から一掃すべく更埴警察署に自首出頭し、同日付で同署司法警察員警部補近藤靖治作成の自首調書が作成されている、そしてその后に引続いて行われた警察、検察庁における取調べや公判廷における審理を通じて、被告人は終始積極的に事案の真相を明らかにするために取調べに協力すると共に、他方農協の損害を最少限度にくいとめるべく、可能なすべての手段をとつて努力してきたものである。刑法第四二条に裁量的減軽事由として「自首」を規定した立法趣旨は、いうまでもなく犯罪の継続、再発を防ぐとともに、犯罪捜査の労を軽減するという刑事政策目的に出たものであるが、まさに本件の如き犯罪においてその適用の妙味が充分に発揮されるべきであることは多言を要しないところである。

第一審並びに原審は遺憾ながら、この点について深遠なる配慮を欠き、減軽の処置を採用しなかつたが、当審においては是非この点を酌量されたい。

(4) 被害弁償について

被告人が本件行為によつて組合に与えた損害は、横領費消金として総計約壱千三百四十万円、振出手形額面二千四百六拾八万六千円の多額にわたつているが、このうち現金費消分については、被告人は自らの家財等一切を弁償のために提供し、相被告人田村佐忠の提供分と合計すると、未払分壱百六拾万二千三百五拾二円を残すところとなり、この未払分についても昭和四十年十二月末より八年間の分割支払の示談契約が組合との間で成立した。（本趣意書末尾添附の示談書参照）振出手形については、その大部分を回収し、将来組合において請求を受ける虞のある手形並に現在係争中のものは総計で額面金額約五百万円であり、これについても、被告人は組合に損害を与えぬよう円満解決を計るべく奔走中である。

この様に組合の損害が殆ど回収されたこと並に被告人のそれについての誠意とを諒とした農協においては、今回理事会を開いて被告人の刑の減刑を求める態度を決定し、本趣意書末尾添附の上申書を提出した。貴裁判所におかれては、南条の農家住民の総意というべき右の減軽嘆願の事実に着目され、更には又今後とも農協に対する残債務弁済を完遂し

ようとしている被告人の努力を中断させないためにも、こゝにおいて是否刑の減軽、執行猶予の御判決賜りたい。

(5) 被告人の現状について

被告人は現在老父母をかゝえ、自らは小出建設株式会社の嘱託社員として稼労し妻女もまた貧しい家計を補うべく務めている。その乏しい生計費をきりつめながら自らの過誤によつて招いた農協の損害補償に努めているのである。成程本件における被告人の所為は農協の責任者としての重責を荷つていた人物のそれとしては決して安易に見過されてよいものではなく、またその行為の結果が当該地方農民に与えた物質的精神的被害も軽視しうるものではない。目的の正当性が手段の非倫理性を失わせるものでないということ、そして主観的善意は社会的責任を免除するものではないという教訓を被告人は本件によつてすべてを失つた後厳しく体得した。被告人は今日、新たな人生の出発点に立つている。残された余生は同人にとつて決して安易なものではない。

しかしながら被告人は今その試練に誠実にいどみつゝある、そしてこのような努力と誠意に対して、かつての被告人の支持者であり、かつ被害者であつた地方農民は温くこれを迎えいれようとしている。貴裁判所におかれては、叙上の事実を検討酌量され、もとより再犯の虞のない被告人に刑の執行猶予の御恩典賜りたい。

以　上

添付書類

一、領収書写　一通
一、郵便はがき写　一通
一、示談書写　一通

(昭和三九年一一月二五日付)

領収書

一金伍拾万円也

但シ昭和参拾四年拾弐月末日迄ニ当社取扱ヒ品納入ノ前渡金トシテ正ニ受領致シマシタ

昭和参拾四年拾壱月十九日

東京都中央区日本橋本町一の八番地
木村央 ㊞

南条農業協同組合殿

拝啓　時下陽春の候　益々御清祥の御事と存じ上ます偖昨秋の件につき早急に解決に参上致し度く存じますので御都合良き日を至急御一報賜り度く御通知申上ます

乱筆乍ら右御依頼迄

郵便はがき
東京都中央区日本橋本町一の八
村本木
長野県埴科郡坂城町大字南条六〇三番地
南条農業協同組合
和田幸雄

示談書

乙が甲に対して与えた損害金の弁償に関して、甲乙協議の上、左記の条項により円満示談が成立した。

記

第一条　乙が甲に対して与えた現実の損害（約手を除く）壱千三百四拾壱万円の内、昭和三九年十一月二十日、現在において、甲に損害補償がなされた総額は、壱千壱百八拾万七千六百四拾八円である。

右内訳は、乙弁償額八百九拾九万二千四百五拾八円、田村佐忠氏弁償額弐百八十壱万五千百九拾円也

第二条　昭和三拾九年十一月二十日現在、乙の未弁償額は百六拾万二千三百五拾弐円であるが、右金額を乙は左記の条件にて甲に支払う。

昭和四十年より昭和四十六年迄毎年十二月二十五日限り乙は甲に対し金二十万円宛、合計百四拾万円を支払う。

昭和四十七年十二月二十五日迄に残金二十万二千三百五十二円を甲に支払う。

第三条　約手関係により将来甲が蒙るべき、損害については、乙はその金額について、責任を負い、終局的に甲に迷惑を及ぼさぬように努力すること。

甲は乙の誠意を認め本書二通を作成して甲乙各一通を保有する。

甲　南条農業協同組合

乙　和田幸雄

昭和三十九年十一月二十日

長野県埴科郡坂城町大字南条六〇三三
南条農業協同組合
甲　組合長理事　塩入甚治郎㊞

長野県埴科郡坂城町大字南条二七五番地ノ一
乙　細田幸雄㊞

昭和四〇年(あ)第三一一号

決定

本籍　大分県宇佐郡駅川町大字別府一二八番地
住居　同県同郡四日市町大字黒四四四番地　天福寺内
無職　五所隆雄　明治四一年二月一〇日生

右森林法違反、窃盗被告事件について、昭和四〇年一月二六日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

被告人本人の上告趣意は、すべて事実誤認の主張であり、弁護人石原輝の上告趣意第一点は、事実誤認および単なる法令違反の主張であり（なお、土地に生立している他人所有の樹木を窃取する意思で伐採したときは、樹木を自己の支配内に移したものというべきであるから、伐採行為の終了と同時に窃盗罪の既遂になるものと解するのが相当である。）、同第二点は、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和四〇年五月二九日決定　昭和四〇年(あ)第三一一号

昭和四〇年五月二九日決定　昭和四〇年(あ)第三一一号
昭和四〇年五月二九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　奥野健一
裁判官　山田作之助
裁判官　草鹿浅之介
裁判官　城戸芳彦
裁判官　石田和外

昭和四〇年(あ)第三一一号

被告人　五所隆雄

被告人の上告趣意（昭和四〇年三月一五日付）

第一、原判決は佐々木みよの所有山林を窃盗の言渡が有ましたが事実わ窃盗した事でわ有ません。

理由　私の本籍地大分県宇佐郡駅川町大字中原一一八番地で明治四十一年二月十日生で有ます氏名五所隆雄一才、祖母五所すみ四一才、父五所博次郎三〇才、母五所ふじ二三才、姉五所夜枝三才と五人暮で有ます私し四才の時に妹五所秋枝一才が生ので有ます私の家わ私の生た時にわ商業農業をして居ました商業わ酒、たばこ、米、飲食店、豆腐を営で居ましたので有ます私し一二才の時大正八年十月十六日父五所博次郎四二才にて死亡しました私し一三才の時に弟五所照清一才が生たので有ます、私し一八才の時に大正十四年十月頃に母五所ふじ四一才にて死亡しました私の姉五所夜枝一八才にて大分県宇佐郡院内町上船木麻川三義に嫁に行ましたので有ます私の内わ五所隆雄一九才、祖母すみ六〇才、妹五所秋枝一六才、弟五所照清七才の四人家族で商業農業を仕て居ましたので有ます此の頃私の店にわ酒、たばこ、米、飲食店、豆腐を営で居ました私の祖母すみの兄大分県宇佐郡駅川町山本佐々木源十郎六五才、私の店に来まして酒、たばこを買に来ましても私の祖母すみの兄佐々木源十郎わ兄に成ますので数回来ましても金を受取ませんでした所佐々木源十郎が申ますにわ隆雄お前わ品物を売て金を受取ません元が無亡りわせんかと申ても金を受取ませんでした所佐々木源十郎の申ますにわ金を受取ない用ならば成んとか其の内に御礼をしますからと申て居ました所大正十五年十一月頃に私の店に佐々木源十郎が来して大分県宇佐郡四日市町に東別院西別院の寺が有ます其の寺の一年に一度寺の供養が有ます通称おとりこしと申て居ます其の寺の供養に詣まして植木店にて杉檜木の苗を四百本買て来ましたので私の父五所博次郎の所有山林が宇佐郡駅川町山本姥ヶ谷に山林が有ます此の山林に松の木が植て居ます所に植るから私にも植に行か

ぬかと申ましたので有ます其で姥ヶ谷の山林に植に行ました其の時源十郎の申ますにわ此の苗わ大正十三年の種をまいたので有ます大正十五年十一月頃で三年生の苗で有ますと申て居ましたので有ます其で姥ヶ谷の山林の中に松の木が有ます松の木より下の方に杉檜木の苗を三百本植まして残の苗百本を宇佐郡駅川町山本鷹栖観音堂横の所に千九百十一番地の所に藪が有ます此の藪わ前宇佐郡駅川町山本佐々木伊三郎、佐々木源十郎の弟佐々木伊三郎、私の祖母すみの兄に何る人で有ます此の佐々木伊三郎が私の生ました明治四十一年二月十日前から此の千九百十一番地の所に伊三郎の家が有まして此の所で飲食店をして居ました所毎年五月六日頃に大雨が降まして大水が出まして伊三郎わ大正三年頃に飲食店を止まして宇佐郡駅川町上拝田の宮の前に家を造て行ました後が藪に何て居ましたのを駅川町山本字駅川町下拝田字駅川町上拝田字に此の藪を伊三郎が売ましたので有ます其の時字の区長山本字佐藤実俊、下拝田字区長波田茂雄、上拝田字区長安部藤太郎右者三人の代表者に伊三郎が売ましたので有ます此の藪を佐々木源十郎と私と姥ヶ谷に植た残の苗百本の杉檜木を植たので有ます姥ヶ長に申でまして千九百十一番地の藪を借用しまして源十郎と私と姥ヶ谷に植た残の苗百本の杉檜木を植たので有ます姥ヶ谷山林観音堂の千九百十一番地の杉檜木の手入わ佐々木源十郎死亡しますまで山林の手入わ仕て居ましたので有ます源十郎死亡後わ私が手入わ仕て居ましたので有ます源十郎と私わ姥ヶ谷山林及観音堂の横千九百十一番地の山林に杉檜木苗を植ました事を此の時の役場わ宇佐郡豊川村大字大塚に有ました此の時役場の山林の係の人わ宇佐郡豊川村大字大塚吉松義雄と申ます人に右の山に杉檜木を植ました事わ申出て有ます此の時収入役の人わ宇佐郡豊川村大字下拝田の里見健次と申ます人で有ました此の姥ヶ谷山林及観音堂横の千九百十一番地の山林わ昭和三十九年の今日で杉檜木の年輪わ四十年生に何ます昭和二年七月頃宇佐郡豊川村大字山本に私の水田が豊川村大字山本の中山靖太郎の内の近い所に有ます其の所で私しが水田の仕事を仕て居ました時に中山靖太郎が来して私に申ますにわ君の父五所博次郎死亡しない時に宇佐郡駅川町山本姥ヶ谷の山林を買主五所博次郎、売渡人中山靖太郎にて売渡書で取引わ役場の氏名変更わ墨で居ますが登記所の登記わ

墨で居せんので私の都合の用居時に登記所に行まして氏名変更に行ますから靖太郎の家に来さいと申て居ましたのですが私し金の都合の悪い為に行かないで居ました所昭和六年七月頃宇佐郡駅川町山本佐々木源次が来まして私の祖母すみに姥ヶ谷山林の松の木を売ないかと申て居ました祖母すみわ値段わ幾かと申て居ました私の祖母すみの申ますにわ十五円で売ましよをと申て居ました佐々木源次の申ますにわ姥ヶ谷山林の書類わ有ますかと申ますので祖母すみわ私しに書類を出して源次に遣用に申ますのでたんすの小ひきだしより売渡書だけしか有ません私の父五所博次郎わ中山靖太郎より姥ヶ谷山林わ買ましたが登記所の登記が墨で居ません事を源次に申ました所売渡書だけで用い出しよをと申まして五所博次郎の印かんと売渡書を持て山本の源次の内に帰りました其の時に私しわ売渡書の内用の姥ヶ谷の山林の番地売渡書の年月日山の金額をよくわ記をくわ有ません二日の後売渡書と印を持て山本の源次が内に来ました所祖母すみの申ますにわ日後ろ源次に世話に何て居ますから姥ヶ谷の山と売渡書を遣なさいと申ますので私わ其の時に佐々木源次に売渡書わ遣たので有ます源次の申ますにわ姥ヶ谷山わ源次がもらいましても杉檜木わ佐々木源十郎と隆雄が植たので有ますから大く何ましたら私に切る用に申て居ましたので有ます源次わ売渡書を持て山本に帰りました私の内わ此の時まてわ姥ヶ谷山林の役場の税金わ支払て居ましたので有ます昭和六年七月頃より佐々木源次が役場の税金わ支払う事に何て居ますので有ます数日後源次が私の家に来して父五所博次郎の印を取に来したと祖母すみに申て居ました私わたんすの小ひきだしより印を出て遣ました時に登記所の方が登記が出来何いから駅川町山本佐々木庄吉と源次と話会の上登記所の登記の事を佐々木庄吉に頼だ用に申て居ました源次わ私の父五所博次郎の売渡人にて買主佐々木庄吉にて登記所の登記の都合上売渡書を旁ましたと申て居ました其の時源次も祖母すみも佐々木庄吉から売渡書の金わ受取わしません用に申て居ました私わ横で聞て居したが其わ駄目で有ます五所博次郎わ大正八年十月二十六日死亡して居ませんのに昭和六年七月頃の今日博次郎死亡しまして十二年に何ますのに売渡書を書ます事わ出き何いと申ました所祖母すみの申ますにわ駅川町山

本佐々木弘に頼と源次に申て居ましたので有ます此の時に源次が私に申ますにわ姥ヶ谷山林の杉檜木わ佐々木源十郎と私と植たので有ますから杉檜木の大きく何りました時に私が切る事に話会わ出来て居ましたので有ます源次わ私の父五所博次郎の印を持て源次の内に帰ました二日間の後源次わ印を返しに来した昭和六年七月頃から姥ヶ谷山の役場の税金わ駅川町山本佐々木庄吉が支払て居ますので有ます昭和六年七月頃買主五所博次郎、売渡人中山靖次郎の書た売渡書を私が佐々木源次に遣ましたのわ此の時に扶養と何ましたので駅川町山本佐々木弘に源次が遣ました源次の申ますにわ自分わ才が五十五才に何ますので姥ヶ谷山林の杉檜木の大きく何まして隆雄の切る時まで生て居るかわから何いから佐々木弘に持て居まして佐々木庄吉と隆雄の間で話の諍の有ます時わ話を付けてやる用にと源次が私の家に来して祖母すみに佐々木弘に売渡書わ遣ましたと申て居ました私わ此の話を忘て居ましたので有ます昭和七年十月頃に祖母すみ六八才にて死亡しましたので有ます祖母すみわ姥ヶ谷山の売渡書の事に付きましてわ庄吉から金わ受取ました用にわ死亡しますまで申てわ居ませんでした此の話に付きましてわ私の妹五所秋枝二二才の時で有ました今日妹わ現在所田川市大任町幸町末吉静雄の嫁に居ていますから御調下さい大正十五年十一月頃佐々木源十郎と私が姥ヶ谷山及観音堂横に杉檜木を植ました時わ妹末吉秋枝一六才の時で有ました昭和六年七月頃佐々木源次に姥ヶ谷の山林の松の木を売ました時わ妹秋枝二一才の時で有ましたから祖母すみから聞て居ますと思います昭和七年十二月頃妹秋枝二一才わ小倉市香春口に私の母五所ふじの妹が右の所に嫁に行まして居ます原おまると申ます叔母様の内に行ましたので有ます私し五所隆雄二四才昭和五年五月頃より宇佐郡四日市町豊州鉄道保線工夫に採用されまして毎日仕事に務て居ましたので有ます昭和七年十一月頃宇佐郡駅川町中原百十八番地の私の家わ鶴自転車店に家を貸まして私と弟五所照清一四才と宇佐郡院内町円座の金田家に弟と二人で月宿して居まして私わ保線工夫に、弟五所照清も豊州鉄道車掌に私と二人で毎日仕事に務て居ました昭和九年五月頃に弟照清と私わ豊州鉄道を退職しまして福岡県田川市香春町宮尾炭坑に採用されまして毎日採炭夫の仕事に出て居ました其の後時度き宇佐郡

院内町上船木の姉の所に帰まして姥ヶ谷山林及観音堂横の山林の杉檜木の手入を仕て居ましたので有ます其の後駅川町山本佐々木源次死亡し駅川町山本佐々木庄吉も死亡しましたので有ます私も永らく福岡県の炭坑に十五年位に十一ヶ所の炭坑を変まして仕事を仕て居ましたので有ます私も今年で五十七才に何ますので私も田川市大任町幸町に私の妹末吉秋枝の居ました古家に私わ居まして自炊を仕て居ました私の本籍地宇佐郡駅川町別府百十八番地に祖先の墓所が有ますので父五所博次郎の長男で有ますので家を造る為に昭和三十九年四月八日に宇佐郡四日市町横山区黒天福寺四四四番地吉松克則方に同居して居ましたので有ます寺の住職と吉松まさえわ私の現在所宇佐郡駅川町中原に居ました時から用くして居ます為に世話に何て居ましたので有ます此の寺より前父五所博次郎の所有で有ました佐々木庄吉の山姥ヶ谷に行きまして杉檜木を見て観音堂横の杉檜木を見まして杉檜木を大正十五年十一月頃に植ましてより昭和三十九年の今日で年輪わ四十年に何ますので前佐々木源次との話会の通私が切る事に何て居ましたので姥ヶ谷山林杉檜木二百七十本位、観音堂横千九百十一番地杉檜木杉四十三本、檜木八本、合計五十一本残て居ます私の家を造る為に山本字区長広崎富二夫、下拝田字区長樋田、上拝田字区長林政義と話会の上四日市町岩男製材所に行まして杉檜木の四十年生を売ます事を話善光寺本多製材所にも行きまして杉檜木の四十年生を売ますから右の所の山林を見て下さいと話て居ましたので有ます姥ヶ谷山の方わ佐々木庄吉の山で有ますが杉檜木わ源十郎と私が植たので有ますから私が切る事に前話会わ出来て居ましたので佐々木庄吉死亡して居ませんので庄吉娘が宇佐郡院内町高並小学校の先生に務て居ますので小学校に私し行まして佐々木みよの面会しまして姥ヶ谷及観音堂の所の山の書類がみよの父佐々木庄吉の死亡しない前に私に観音堂の所で会ました時に庄吉の話にわ山の書類わ自方の家に有ます役場の税金も自方が支払て居ますが役場の税金の金わ安いから私からもらわ何いでも用いと申て居ましたがみよのの家に書類わ有ますかと聞ました所私の内にわ書類わ有ませんと申て居ましたので有ます其みよの申ますにわ書類わ何にしますかと申ますので私わ山の番地がわから何いからと申ました所役場に行まして調てもらい何さ

いとみよのわ申て居ましたので私わ後日役場に行まして調たので有ます横山区黒天福寺吉松克則方に居まして四月二十四日駅川町山本姥ヶ谷山林の杉檜木を切る為に吉松克則を雇いまして私と二人で山に行杉檜木を二十五本位い切りまして天福寺に帰ました所吉松克則の申ますにわ檜木が大きいので私しでわ切れません と申て克則の友人の横山区山袋の山村と申ます人を四月二十五日に雇いまして私と三人で姥ヶ谷の山林に行まして檜木二十三本、杉木二本合計四十八本切たので有ます杉檜木残り立木二百二十二本有ます其の時に吉松、山村の二人が私し申ますにわ此の杉檜木わ五十万円位で有ますから切らないで此の山林の杉檜木を製材所に売ます用に二人が申ますので後わ切る事わやめたので有ます四月五月わ雨降がお居ので有まして山の仕事わ出来なかたので有ます五月六日頃に柳浦の三枝製材所に行まして三枝製材所に杉檜木の四十年生が有ますが買ませんかと申ました所私の方の店員の人が明日横山区山袋に行ますから其の時に山林を見てもら居なさいと申ましたので私わ天福寺に帰りました明日山袋に三枝の店員の人が来たので話会の上駅川町山本姥ヶ谷山林及観音堂横の杉檜木を見て姥ヶ谷の杉檜木を見て居ました所三枝の店員の人の申ますにわ昭和三十九年の今日の所でわ杉檜木の切ました切株を数て居ました所年輪わ四十年生に何ますと申て居ました此の山わ誰の山で有ますかと申まので前私の父五所博次郎の山林で有ましたので其の時大正十五年十一月頃に私と佐々木源十郎と三年生の苗を植たので有ます昭和六年七月頃山を佐々木源次に遣まして其から源次が佐々木庄吉に遣ので有ます今日の所わ佐々木庄吉の山で有ます四月五月わ雨私と源十郎と植たので有ますから大きく何ましたら私が切る事に何て居ますと申ました所三枝の店員の人わ此の山の番地わ何番地で有ますかと申ましたので私わ源次に遣ました売渡書の中に番地を書て有ますので売渡書を源次の内に取に行ましたが源次の妻わ売渡書わわから何居と申ますので役場の方を調ますからと申ました所番地がわから何居と売渡書が出来何居からと申て居ました私わ其の時に源次が売渡書わ佐々木弘に遣て居ましたのを忘て居ました私わ三枝の店員の人に才わ値段わ幾ぐらいで買ますかと申ました所自動車の這入る所まで杉檜木を出仕まして壱才四十五円位で買ますと申て居ま

した三枝の店員の人わ私わ一週間位門司に行ますから帰ましたら横山区黒天福寺に行ますからと申て店員の人わ柳ヶ浦に帰ました私わ其から天福寺に帰ました其の後一週間位しましたが三枝の店員の人わ来ません出した其から中津市の人わ檜木を私と三人で杉檜木を見に行ましたが中津市の人も天福寺に後日行ますからと申て居したが其の後来ません出した其から農業の麦刈を仕ます事に何ました私は天福寺の麦刈をまさえ様二人で天福寺の仕事を仕て居ました所六月一日朝七時頃四日市警察署新名、岡刑事様二人で天福寺に来して私し に姥ヶ谷の山の事に付き調たい事が有ますから四日市警察署まで来なさいと申ましたので私わ刑事様と自転車で四日市警察署に行ましたので有ます其から末松刑事部長様より姥ヶ谷の山の事に付き取調を受たので有ます駅川町山本姥ヶ谷山林わ何でに切りましたかと調られましたので私わ前申上ました用に私わ源十郎と大正十五年十一月頃に三年生の苗を前五所博次郎所有で有ました時に植ました事に間違わ有ませんのと杉檜木の大きく何ました時に私が切る事に話会わ出来て居ましたので切ので有ます昭和三十九年の今日でわ杉檜木わ四十年生に何ますと申上ましたので有ます其から姥ヶ谷山の特長わ祖母すみ、五所博次郎の死亡しない前に二人で山に松たけを植ます為にしいだと申ますわらびに用くにて居ます草を植ます為にしいだの根を植た用に私の子供の時に祖母すみわ申て居ました其の時わ私わ姥ヶ谷山林の事に付きまして わ忘れて居ましたので用くわ記憶わ有ませんでしたが大分地方裁判所中津支部拘留所に永らく居まして考ましたので用く姥ヶ谷山林の事わ思い出ましたので昭和三十九年七月十五日大分地方裁判所中津支部御中に上申書を詳書て出て有ます前佐々木庄吉豊川村大字上拝田に居ました時に姥ヶ谷山の登記所の登記の事に付き四日市警察署にて登記所の書類の事に付き取調を受ました所登記の許可の出来ない為に登記所の印を偽造しました事により取調を受た事が有ます昭和七年頃で有ましたと思います其から四日市警察署刑事部長様の調の時に私の父五所博次郎所有山林駅川町山本姥ヶ谷山の所有の事わ駅川町の役場にわ所有験わ何居用に末松刑事部長様わ申て居ましたが私の父五所博次郎死亡後も豊川村大字大塚に役場の有まし

た時に税金わ支払て居ましたに間違わ有ませんと末松刑事部長様に申て有ます私し考がえて見る所でわ前の役場の時に駅川町山本の佐々木宇浮盛が豊川村大字大塚の役場に務て居した事が有ます今日でわ退職仕て居ます駅川町の役場に何りましてから佐々木みよの姉婿駅川町上拝田林政義駅川町の役場の収入役に務て居ました時に両人の話会の上姥ヶ谷山の所有験を取消た物と私わ思います林政義わ今日の所でわ役場わ退職しまして家に居まして農業を仕て居ます佐々木みよの姥ヶ谷山の事に付き四日市警察署の届出の書類わ林政義が書た物で有ますから此の両人の話会にわ佐々木みよの、佐々木弘、佐々木庄吉も右の五人との話会の上役場の姥ヶ谷山の五所博次郎所有験を取消た物と思居ます御調下さい御願します。

第二、佐々木みよの、佐々木弘、佐々木宇浮盛、広崎冨二夫、林政義、右の五人共犯にて財産横領の事。

理由　昭和三十九年八月十七日証人調の裁判に駅川町山本佐々木みよの駅川町山本佐々木弘の両人の申ます事によりますと昭和六年七月頃駅川町山本佐々木源次と私の祖母すみと話会を私聞て居ました所私の父五所博次郎売渡人、買主佐々木庄吉に姥ヶ谷の山を売渡書にて売ました用にしまして登記所の方登記を氏名変更の為に源次と庄吉との間に話会が出来た用に私の祖母すみに申て居ました時に私しが其れわ駄目で有ます父五所博次郎わ大正八年十月二十六日死亡して居ませんのに昭和六年七月頃の今日其れわ博次郎死亡より今日までの年月の違ますにわ十二年の間の年月の性が有ますから其れわ登記所の方わ駄目で有ますと申ました所私の祖母すみの申ますにわ駅川町山本佐々木弘に頼なさいと源次に申て居ましたので其から数年の後かよをな事を佐々木みよの、佐々木弘の両人が話会の上偽証したので有ます其わ私の父五所博次郎買主、売渡人中山靖太郎の間に売渡書にて売買の出来て居ますのに又佐々木弘買主、売渡人中山靖太郎と二重売買を仕て居ます其から買主佐々木みよの、売渡人佐々木弘売渡書にて売買仕て居ます事其から姥ヶ谷山に中山靖太郎が杉檜木を植た用に佐々木弘、佐々木みよの両人の話会に偽証仕たので有ます私と源十郎と姥ヶ谷の山に杉檜木を植ましたのを取消買主佐々木庄吉、売渡人五所博次郎との売買も取消まして佐々木弘わ佐々木源次の死亡しない前に姥ヶ谷山の買主五所

博次郎、売渡人中山靖太郎の書ました売渡書を源次より佐々木弘わ受取つて居ます為に斯様な事を佐々木弘、佐々木みよの両人わ話会の上佐々木みよのわ佐々木弘より姥ヶ谷の山を佐々木みよのわ二十才の時に買ました用に申て居ました山本検事様より山を買入てより山の手入わして居ましたかと聞ますと佐々木みよのが申ますにわみよのが小さい時にみよの父佐々木庄吉とみよのと二人で駅川町山本姥ヶ谷の山に行まして何かみよのゝ父佐々木庄吉より聞た用に申て居ましたみよのが前申ました時わ佐々木弘より二十才の時に姥ヶ谷山を買入て居ました用に申たにも関らず佐々木庄吉とみよのと小さい時に姥ヶ谷の山に行まして杉檜木の小さい時に手入を仕て居ました用に私わ聞ましたが此の所にすこしの違た所が有ますと私わ思います其わみよの二十才の時に佐々木弘より姥ヶ谷山を買入た事みよのが小さい時に庄吉と姥ヶ谷の山に杉檜木の手入に行ました事に付き違た所が有ますと私わ思います其から佐々木みよの中山靖太郎の内に行中山靖太郎死亡して居せんのに誰か女の人に何か申た用に聞ましたがみよのわ佐々木弘より姥ヶ谷の山わ買入た用に申て居ましたのに中山靖太郎の内の女の人にわ用事わ有ませんと私わ思います何か佐々木みよのと女の間に話会が出来て居ますと思います其から佐々木みよの申ますにわ姥ヶ谷山の上を電気線を引ます時杉檜木を百本位い切ました用に申て居ましたが事実切た事に間違何いか切た事に何りますれば其の時の切株が残て居ますと思います私が杉檜木を切る時に木を切る吉松、山村両人が杉檜木を切た切株が数本有ますと申て居ましたが私わ見ませんでした百本以上も有ますとわ思われませんから御調下さい佐々木みよの姥ヶ谷の山の杉檜木を私が切ました年輪を四日市警察署刑事様と調ましたら四十六年に何る用に申て居ましたが事実わ四十年生より大きい杉檜木の年輪わ有ません私しにわ末松刑事部長様わ三十六年生位の年輪を見た用に申て居ました大分地方裁判所中津支部の裁判の時に姥ヶ谷山及観音堂横の杉檜木の現場立会を御願しました所教科わ出来ませんでした私し残念に思います。

第三、昭和三十九年八月十七日大分地方裁判所中津支部の証人調の時に宇佐郡駅川町山本佐々木弘の申ます事に用りますと

中山靖太郎駅川町山本より佐々木弘わ売渡書にて駅川町山本姥ヶ谷の山を買入ました用に申て居ましたが山本検事様より
中山靖太郎より姥ヶ谷の山わ時買まんたかと聞かれましたが年月日わ時で有ましたかわから何居用に申て居ましたが前五
所博次郎に中山靖太郎売渡書にて売買わ墨で居ますのに佐々木弘と二重売買を私わ仕た物と思います佐々木みよの佐々木
弘の取引も時で有ましたか年月日わ記をくわ何い用に申て居ましたが佐々木みよのわ前佐々木庄吉が姥ヶ谷の山の所有験
の有ますのに又佐々木弘用り二重売買を偽証仕て居ますと思います佐々木弘、佐々木みよの、中山靖太郎右の三人者わ登
記所の登記わ墨で居ません と思います。

第四、昭和三十九年八月十七日大分地方裁判所中津支部の証人調の時に宇佐郡駅川町山本佐々木宇浮盛の申ます所によりま
すと鷹栖観音の横千九百十一番地の杉檜木わ駅川町山本佐藤実俊と佐々木宇浮盛との話会にて大正四年に宇浮盛海軍より
帰て居ました時に植た用に申て居ましたので有ますが大正四年に三年生の苗を植たと仕ましても昭和三十九年の今日でわ
杉檜木の年輪わ五十三年生に何ます観音堂横の杉檜木を私と源十郎と大正十五年十一月頃三年生苗を植まして本年で四十
年生の年輪で有ます杉檜木を切りまして年輪を調ますとわかりますと思います右の所の山にわ四十年生より大きい杉檜木
わ有ません調下さい御願します。

第五、昭和三十九年九月二日大分地方裁判所中津支部の証人調の時に広崎冨二夫の申ますにわ駅川町山本姥ヶ谷山の所有者
わ駅川町山本佐々木みよの所有で有まして杉檜木わ駅川町山本中山靖太郎の植たので有ますと申て居ましたが私し駅川町
山本の広崎冨二夫の家に昭和三十九年三月十日頃より五回ぐらい広崎冨二夫の家に姥ヶ谷山及観音堂横の山の事に付き行
ました時にわ姥ヶ谷山わ佐々木庄吉の山で有ます用に申て居ましたに間違わ有ません冨二夫の家族の人聞て下さい後日佐
々木みよの、広崎冨二夫との間に話会の出きた事と思います御調下さい御願します冨二夫わ山本字区長で有ます為に。

第六、事件に付き主文の事。

一、五所博次郎及中山靖太郎売渡書にて売買の事、役場の氏名変更の事、登記所の登記の墨で居ない事、私と佐々木源十
郎と姥ヶ谷山及観音堂横に杉檜木を植た事。

二、五所すみ売渡書を佐々木源次に遣た事、佐々木源次と佐々木庄吉と姥ヶ谷山の話会の出来た事。

三、五所秋枝十六才より二十四才まで駅川町中原の家に居た事。

四、佐々木源次わ佐々木弘に中山靖太郎の書た売渡書を遣た事。

五、佐々木庄吉姥ヶ谷山の事にて四日市警察署にて調られた事。

六、私わ高並小学校に行佐々木みよのに山の書類の事を尋た事。

七、佐々木宇浮盛役場に務た事、林政義駅川町役場の収入役に務た事。

八、佐々木弘わ中山靖太郎と姥ヶ谷山を二重売買の事、佐々木みよの、佐々木弘偽証した事。

第七、原判決の時BS自転車を窃盗の言渡が有ましたが事実わ窃盗した物でわ有ません。

理由　私し宇佐郡四日市町横山区黒天福寺四四四番地に吉松克則方に同居まして私し四月十八日朝四日市町バスに
六時半頃乗まして四日市町に行まして四日市町より善光寺行に乗まして善光寺駅に九時半頃上り行橋行に乗行橋駅より田
川線に乗換まして添田町に後二時半頃付きました其から添田町伊原の焼酎家に行きましたので有ます此の焼酎家わ朝鮮の
人で有ますが氏名わよくわしりません其の所に氏名落静雄と申ます青年の私の友人が居ますから其の人に聞て下さい私が
焼酎家に行ました所焼酎家の人わ居ませんでしたので私わ焼酎家の横の人に尋ました所今日の所でわ焼酎を造るのわやめ
て居ますと聞きましたのです朝鮮の嫁わ度こに行ましたかと聞ました所石炭を焼所に仕事に行ましたと申して居ました私
わ添田町に来た目的わ焼酎を買に来ましたので有ますが焼酎わ有ませんので其のまゝ山の方が忙いので其のまゝ帰る思い
で添田駅に行ました所汽車の時間が有ますので添田駅の前に峰地炭坑の社宅が有ます其こに五所百蔵と申ます人を尋まし

た所居ませんので私も其のまゝ西添駅の方に行所の道の左の方に幼稚園が有ます此の所で一人わ炭坑夫の用で有まして四十才位で有ました一人の方わ三十五才位の人で有ました二人でBS自転車を持て値段が高い安いと申て居たので有ます私も其の自転車を見まして私も山の方の仕事に行ますのに自転車が入ますので自転車を持て居ます三十五位の人で有ました二人で話て居ます時此の自転車の値段わ幾位いで売ますかと聞ました所壱万五千円と申て居ましたので有ます私に買ますかと聞ましたので壱万二千円に値段を安くしますれば買ますと申ました所二人で話会て居ましたが壱万二千円で売ますと申ましたので壱万二千円支払まして買ましたので有ます其の時私わ何も持らわなかつたので有ます私わ其の時三十五才位の人に氏名わ何亡と申ますかと聞ました所松本政行と申て居ました其の時三十五才位の人に何で自転車を売ますかと聞ました所炭坑を退職しまして八幡の方に行ますから自転車わ居り用わ何くなりましたから売ますと申て居ました私も自転車の鈎も吊て居ますので部に盗品物で有ますとわ思いません為に買ましたので有ます其から山の方が居其がしいから大任町の妹の内にも用らずに後々五時半頃田川市香春町香春嶽の横の所を通まして行橋行の道が有ます此の道を山の上にトンネルを通七丶曲の道を通て人家の所から夜に何りましたので私の持て居ました懐中電気を付け行橋に付き行橋駅前にて夕食を終まして行橋を通り一里位の左の方に宮が有ます其の宮で三時間位休みまして其から中津市を通り今津の道の右がわに宮が有ます此の宮で一時間位休みまして其から夜が明まして朝に何りましたので有ます此の時わ四月十九日で有ます其から猿渡より麻生道を横山区黒に付きましたので有ます道の左の方に宮が有ます此の所に山の岩が出て居ます所で私し眠い為に岩に自転車の前輪を乗上た時にサドルの螺旋がゆるみまして自転車にわ乗なく何りましたので横の宮の舞宮の所に物入家が有ます所に置まして天福寺に帰ましたので有ます其の時わ朝の七時頃で有ました何時間の後私わ天福寺の針抜を持て宮の所に行まして自転車の螺旋を締て天福寺にわ自転車わ持てわ帰ら何居で宮に置て有ました家に自転車を持て帰ますと子供が居ますので其のまゝ天福寺に帰て行ました所家の吉松久江が五所様針抜を持て度此に行ましたかと申しますので

私わ自転車を宮に置て有ます帰に岩に乗上げましてサドルの螺旋がゆるみましたので締て来ので有ますと久江の申ますには宮に持て有ますと盗れますから持て帰て置ねばと申ますので私わ宮に行自転車を持て帰まして裏の物入家に置て有ましたので有ます夕方克則君が仕事から帰まして自転車の事を聞ますので私わ高並の友人に金を八千円借て有ました金の変に自転車を持て来ました克則君の申ますにわ金を支払ますと自転車わ返ますかと申ますので私わ金を返せば自転車も返ますと申て居ました私わ何でに嘘を申ましたかと申ますと私が自転車を買ましたと申ますと皆様が乗る為に嘘を申て居ましたので有ます私わ姥ヶ谷山林に行ますにも製材所に行にも自転車に乗て行ましたので有ます刑事様より調の時わ天福寺の裏の物入家に置て有ました鶏二羽に付きまして刑事様より調られましたが私わ盗た覚わ有ません何卒御調上私わ動物公買と思いますから罰金刑に御願します。

第八、事件に付き主文の事。

九、昭和三十九年九月二日証人調の時被害者わ自転卓の塗色わ青色の事、私しのわ塗色わ緑色の事、私わ松本政行から自転車の鈎を受取た事。

十、九月二日証人調の時広崎冨二夫の事に付き偽証の事。

以　上

一、証人に付きましての事実

理　由　本籍大分県宇佐郡駅川町大字中原一一八番地に居ました時わ昭和七年頃私の祖母五所すみ死亡しません前に宇佐郡駅川町大字山本中山寅雄様と申ます柔道の先生が居ます此の先生の事を私し忘て居ましたのです昭和七年頃に先生

が私の家に来した時に私の祖母すみと中山先生と大分県宇佐郡駅川町大字山本姥ヶ谷山林の事に付き話て居ました其の時に祖母すみの申ますにわ姥ヶ谷山林の事に付きましてわ後日姥ヶ谷山林の事に付き諍の時にわ中山先生に頼で有ますから祖母すみわ才を取て居ますので逸死亡しますかわから成いから私しに宜敷く頼み成さいと申ますので私も此の時に中山先生に私も宜敷く頼で有ますので中山寅雄様に証人に成て貰いますから姥ヶ谷山林の事に付きましてわ詳き事わ御調の上御聞き下さい御願します。

二、姥ヶ谷山林に付き証拠及特長の事実

理　由　姥ヶ谷山林に付き特長を申上げます私の子供の時に祖母五所すみ、父五所博次郎と二人で大分県宇佐郡駅川町大字山本姥ヶ谷山林に松たけを作ります為にしいだの根を堀て来まして姥ヶ谷山林に植て有ますのです其のしいだの草を私の内に飲食店を仕て居ます時に豆腐を作て売て居ました時に祖母すみの兄に成ります大分県宇佐郡駅川町大字山本佐々木源十郎わ姥ヶ谷山林よりしいだの草を刈て来まして豆腐を作ります萩の変りに燃て居ました事に間違わ有ません其れから姥ヶ谷山林の下の方に谷川が流て居ます所に祖母すみ、父五所博次郎わ石にて祠を作て水神様を祭て有ます事に間違わ有ません。

三、佐々木弘、佐々木みよの姥ヶ谷山林に付き話会にて二重売買及偽証の事実

理　由　昭和七年五月頃大分県宇佐郡駅川町大字山本佐々木弘の嫁を持います結婚式の時に私と佐々木弘わ親族に成ますので加勢に行ました時に佐々木弘の父佐々木源吾の申ますにわ私の父五所博次郎所有山林大分県宇佐郡駅川町大字山本姥ヶ谷山林を佐々木弘わ他人に売ます用な事を佐々木弘の父佐々木源吾に他人から話を聞ましたから其の用な他人の山林を売ます用成事わしてわ成りませんと其の用成事を仕ますと家にわ居成い用に家を出て行く用に佐々木源吾わ佐々木弘に申て居ました其の時に佐々木弘わ私が佐々木源次に遣ました中山靖太郎の書ました売渡書を佐々木弘わ佐々木源次より遣て居ましたのを持て居まして私に遣ますから持て行か成いかと申ましたが私わ売渡書わ入用わ有ません売渡書わ佐々木源次に遣た物ですから別に入用わ有ません私わ其の時に佐々木弘、佐々木源吾と二人で居ます所で申て有ます姥ヶ谷山林わ私と佐々木源十郎と杉檜木の苗を植たのですから杉檜木の大きく成りました時に私が切る事に佐々木源次、佐々木庄吉の二人の者と話会わ出来て居ますから別に売渡書入用わ有ません佐々木弘わ売渡書を後日持て居まして佐々木源次、佐々木源吾の二人の者死亡の後佐々木庄吉わ此の姥ヶ谷山わ昭和六年七月頃より佐々木源次より佐々木庄吉わ登記所の登記の都合により貰て居まして宇佐郡豊川村大字大塚に役場の有ました昭和六年七月頃より役場の税金わ佐々木庄吉の支払と成て居ますにも関ず佐々木庄吉娘佐々木みよのわ二重売買にて佐々木弘より佐々木みよの二十才の時に姥ヶ谷山と松杉檜木を一緒に買ましたと申て居ましたので有ます姥ヶ谷山林の松杉檜木を盗る為に佐々木弘、佐々木みよのと話会の上裁判を偽証しましたに事実間違わ有ません。

四、広崎冨二夫、佐々木みよの両人にて話会の上大分地方裁判中津支部の裁判を偽証の事実

理　由　昭和三十九年三月十日頃より大分県宇佐郡駅川町大字山本広崎冨二夫の家に五回位い行きましたのわ冨二夫わ駅川町山本字の区長を務て居ます為に大分県宇佐郡駅川町山本姥ヶ谷山林及同県同郡同町山本鷹栖観音堂横千九百十一番地の山林事に付き詳く調に行きましたので有ます、其の時冨二夫わ姥ヶ谷山林わ大分県宇佐郡駅川町山本佐々木庄吉の山林で有ますと申て居ました其の時わ佐々木みよの所有山林とわ申てわ居ませんでした私わ姥ヶ谷山林わ前父五所博次郎所有で有まして其の姥ヶ谷山だけ宇佐郡駅川町山本佐々木源次に私しが遣ましたのが昭和六年七月頃で有ました佐々木源次わ登記所の都合上佐々木庄吉に昭和六年七月頃に遣たので有ます冨二夫わ其の時に成事も申ませんでした杉檜木わ私と佐々木源十郎と姥ヶ谷山及鷹栖観音堂横に大正十五年十一月頃に佐々木源十郎が四日市町のおとりこしに東別院西別院の御寺に詣まして帰に植木店にて杉檜木の苗を買て来ましたのを私と佐々木源十郎と姥ヶ谷山林に三百本、鷹栖観音堂横に

百本杉檜木の苗を植ましたのでが事実間違わ有ませんと申ました所富二夫わ其の時に成事も申ませんでした其の時富二夫が姥ヶ谷山林わ佐々木みよの所有で杉檜木わ中山靖太郎の植た物で有ますと富二夫が申て居ますれば姥ヶ谷山林の事に付き詳く調て居ましたと思て居ます庄吉の山林と申ますから私わ佐々木源次、佐々木庄吉に姥ヶ谷山を遣ました昭和六年七月頃の話会にて杉檜木の大きく成りました時に私が切る事に成て居したので私が杉檜木を切たので有ます杉檜木の年輪わ今年で四十一年生に成ります広崎富二夫、佐々木みよのわ中津支部の裁判の時に話会にて姥ヶ谷山の松檜杉木を盗る為に裁判の時に偽証した事に間違わ有ません御調の上宜敷く御願します。

五、大分県宇佐郡四日市町横山区黒天福寺吉松まさえ内に同居して居ました時に私し昭和三十九年六月一日姥ヶ谷山林の事に付き四日市警察署に刑事様と一緒に行まして調られました自転車の事に付き刑事様より取調を受ましたのです私わ自転車わ田川市添田町幼稚園の所で四月十八日に松本政行よりBS自転車を一万二千円で買まして大分県宇佐郡横山区黒天福寺に帰ましたのわ昭和三十九年四月十九日の朝七時頃で有ました事に事実間違わ有ません。

鶏の事に付き刑事様より調られましたので私し昭和三十九年四月十五日に大分県宇佐郡四日市町元重農業倉庫の前で鶏の仲買人より鶏三羽を七百五十円にて買まして天福寺持て帰まして吉松まさえに七百五十円で売ました事に事実間違わ有ませんと刑事様に申ました吉松まさえわ私わ自転車わ天福寺に時頃乗て帰たかと駐在所巡査の人に聞ましたのにわ昭和三十九年四月十七日十八日頃と申て居ましたのですが後日検事様より調られました時にわ昭和三十九年四月十六日十七日頃と申て居ますので有ます昭和三十九年九月二日大分地方裁判所中津支部証人調の時にわ吉松まさえわ詳い事わ記憶わ有ませんと申て居ましたのです事実わ昭和三十九年四月十八日十九日間違わ有ません。

六、大分地方裁判所中津支部の検察署検察官検事山本由鶴様の取調の時に大分県宇佐郡駅川町山本姥ヶ谷山林の事わ私の父五所博次郎売渡人にて同県同郡同町山本佐々木庄吉買主人の用に山本検事様わ申て居ました事に間違わ有ません所が昭和

三十九年八月十七日証人調の裁判の時にわ同県同郡同町山本中山靖太郎より姥ヶ谷山林を同県同郡同町山本佐々木弘が買まして佐々木弘わ同県同郡同町山本佐々木みよのに姥ヶ谷山林を売ました用に申て居ましたので有ますが山本検事様の私に付検察署の取調と裁判の時間違て居ます事に付まして御調下さい御願します。

七、昭和六年七月頃に証拠に付ましての事実

理由　私の父五所博次郎所有山林大分県宇佐郡駅川町山本姥ヶ谷山林を大分県宇佐郡駅川町山本中山靖太郎より売渡書にて買ましたので有ます此の時に中山靖太郎の書ました売渡書わ昭和六年七月頃に大分県宇佐郡駅川町山本佐々木源次に遣ましたので有ます其の時の売渡書わ佐々木源次わ昭和六年七月頃に大分県宇佐郡駅川町山本佐々木弘に遣た事に事実間違わ有ません理由わ後日私と大分県宇佐郡駅川町山本佐々木庄吉との間に姥ヶ谷山林の事に付き諍の時にわ話を付けて遣ります用にと佐々木源次わ佐々木弘に遣た用に佐々木源次わ私の家に来して申して居ましたのを私わ忘れて居ましたので有ます今日の所でわ佐々木弘が売渡書わ持て居ますので有ますから御調の上取返して下さい御願します。

以　上

昭和四〇年(あ)第三一一号

弁護人石原輝の上告趣意（昭和四〇年四月七日付）

第一点　原判決は事実誤認、法令適用の誤りの違法がある。

被告人の森林法第一九七条違反に関する所為は、佐々木ミョノ所有の立木を伐採したが、右伐採済木材を他に搬出することなく、そのまゝ現場に放置したまゝになつていたのであるから（記録八八丁、九一丁各裏）、未だ所持の移転があつたということはできない。

判例は、土地に密着した樹木を伐採したとき窃盗の既遂を認めるが（大判大正十二年二月二十八日判決）、伐採により搬出可能状態を生じたとき始めて、所持の移転ありたるものと解すべきであり、搬出可能状態は、事実上搬出可能でなければならない。而して伐採によりすべて搬出可能状態を現出するという考えは、理論上のものであつて、事実上のものではない。当該被告人において事実上搬出可能という事実を認定して始めて、刑法上所持の移転があつたというべきである。

本件においては、被告人は老齢にして、伐採した立木四十八本を搬出することは事実上不可能であり、また、人夫を雇つて四十八本の立木を搬出することは、被告人の経済力をもつてしては不可能である。したがつて、本件は、樹木の伐採は、窃盗の着手のみあり、既遂には達しなかつたと認定するのが相当である。

よつて、判示第一の事実は森林窃盗の未遂として森林法第一九七条、刑法第四三条を適用するか、所持の移転なく、生木を伐採した点をとらえて、刑法第二六条の毀棄罪をもつて問擬すべきものであつて、事実を誤認し、法令の適用を誤つたものであるから、破棄さるべきである。

被告人　五　所　隆　雄

第二点　原判決は量刑不当の違法がある。

被告人の各所為は累犯にかかる前科があり、併合罪でもあつて、累犯加重併合罪加重をされるべきものではあるが、第一の所為は、被害品は他に搬出されることなく、そのまゝ被害者において処分し（記録九一丁裏）、第二の所為における被害品もすべて、被害者に戻り、各被害者は、何らの経済的損害を受けていない。

即ち、実害は皆無である。そのうえ、明治四一年生れという被告人の年令を考慮するとき、懲役二年の宣告は、重きに失するものであるから、量刑不当の違法があり、破棄さるべきである。

以　上

最高裁判所裁判集（刑事第一五五号）事件番号別索引

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	二審又は原審	頁
昭和三五年(あ)二二五二	有価証券虚偽記入、同行使、詐欺、業務上横領	黒木恒臣	昭和四〇年三・一六	三	破棄差戻	福岡高宮崎支部	五七
昭和三六年(あ)一五一〇	収賄	吉田信義	四・二八	大	破棄自判	東京高	四六五
昭和三七年(あ)一五三九	火薬類取締法違反、業務上過失致死	新井三秀こと朴三秀	五・二七	一	破棄差戻	名古屋高	八三五
昭和三七年(あ)二一七六	業務上過失傷害および道路交通取締法違反	島田次郎	四・二八	大	一部破棄差戻	札幌高	四八三
昭和三七年(あ)二四七六	強姦、恐喝	三沢冨美子外一名	三・三〇	三	棄却	東京高	二九九
昭和三七年(あ)三〇一一	公職選挙法違反	竹内正外四名	四・二八	大	一部破棄差戻・一部棄却	東京高	五〇三
昭和三八年(あ)一九八	関税法違反、物品税法違反	植田豊男外一名	五・二五	三	破棄自判	名古屋高	七八五
昭和三八年(あ)一九八	関税法違反、物品税法違反、外国為替及び外国貿易管理法違反	株式会社日光社外一名	五・二五	三	棄却	名古屋高	七九五
昭和三八年(あ)一九八	関税法違反、物品税法違反、外国為替及び外国貿易管理法違反	名古屋近鉄モータズ株式会社（商号変更前近畿日本モーターズ株式会社）	五・二五	三	棄却	名古屋高	八二二

昭和三八年(あ)	二三三	収賄、受託収賄、第三者収賄、贈賄	松山熊造 外六名	四・二八	大	棄却	大阪高	五二九
昭和三八年(あ)	八六五	談合行為、談合行為幇助	小川昇一 外三二名	五・四	三	棄却	大阪高	六〇一
昭和三八年(あ)	一〇五二	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	小村勇 外四名	三・二三	三	棄却	仙台高秋田支部	一三七
昭和三八年(あ)	一二〇六	関税法違反	真境名米子 外一名	五・四	三	破棄差戻	福岡高宮崎支部	六五九
昭和三八年(あ)	一五七八	物品税法違反	藤野敬次	五・二五	三	棄却	大阪高	八二三
昭和三八年(あ)	一五八〇	酒税法違反、私文書偽造、背任	合名会社倉田酒舗 外一名	三・一二	二	棄却	福岡高	一七
昭和三八年(あ)	一七五九	贈賄	山本勝三	四・二二	一	棄却	大阪高	四四五
昭和三八年(あ)	一八〇一	外国為替及び外国貿易管理法違反	江商株式会社 外四名	三・二六	二	棄却	東京高	一六三
昭和三八年(あ)	二一八七	道路運送法違反、道路交通法違反	大野洋平 外九名	四・一三	三	棄却	福岡高	三三一
昭和三八年(あ)	二二一〇	名誉毀損、業務妨害	堀内こと堀内文吉	四・一三	三	棄却	東京高	三四七
昭和三八年(あ)	二二二五	詐欺、証券取引法違反、私印偽造	内村留五郎	五・二五	三	棄却	東京高	八三一

昭和三八年(あ)	三一二二	公務執行妨害、中型機船底曳網漁業取締規則違反	平山宇三郎 外一名	五・二〇	一	棄却	福岡高	六八一
昭和三九年(さ)	九	森林法等被告事件の確定判決に対する非常上告	岩切正幸 外一名	四・二八	大	破棄	日南簡	五七五
昭和三九年(さ)	一〇	略式命令に対する非常上告	田中文男	三・四	一	破棄	下関簡易	七
昭和三九年(さ)	一一	略式命令に対する非常上告	岸本秋実	三・一二	二	破棄公訴棄却	西郷簡易	五三
昭和三九年(し)	九〇	再審請求棄却決定に対する即時抗告	申立人加藤新一	四・二一	一	棄却	広島高	四三五
昭和三九年(あ)	二〇〇	建造物損壊、建造物侵入、侮辱等	郭幸裕こと郭椿然	四・一六	三	棄却	大阪高	三九九
昭和三九年(あ)	五〇二	商法違反、公正証書原本不実記載、同行使	坂内ミノブ	三・一六	三	棄却	東京高	六七
昭和三九年(あ)	七六二	詐欺	益田算男	四・三〇	二	破棄自判	福岡高	五八三
昭和三九年(あ)	一二四五	傷害、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、暴行、窃盗等	西森積 外一名	五・二〇	一	棄却	高松高	七〇五
昭和三九年(あ)	一四四〇	物品税法違反	米山恵三	四・二二	一	棄却	大阪高	四五一
昭和三九年(あ)	一七七三	重過失致死	井原俊雄	四・二一	二	棄却	高松高	四二七

昭和三九年(あ)一九八二	麻薬取締法違反	李 承均	三・二	三	一部破棄一部棄却	東京高	一
昭和三九年(あ)二〇一三	業務上横領、背任	細田幸雄	五・二七	一	棄却	東京高	八四五
昭和三九年(あ)二〇二六	公職選挙法違反	河合平太郎	三・一八	一	棄却	東京高	九九
昭和三九年(あ)二一三一	窃盗、準強盗、強盗等	田代こと島田幸雄	三・九	二	棄却	大阪高	九
昭和三九年(あ)二二四八	公職選挙法違反	中川博	五・一九	二	棄却	福岡高	六七一
昭和三九年(あ)二四二一	恐喝、恐喝未遂	舛谷こと升谷良治	三・二六	二	棄却	大阪高	二八九
昭和三九年(あ)二四八四	売春防止法違反	末広明	五・二〇	二	棄却	福岡高	七七一
昭和三九年(あ)二六〇〇	公職選挙法違反	中村辰男外一名	三・一二	二	棄却	東京高	三一
昭和三九年(あ)二六九〇	公職選挙法違反	高下達弘	四・一三	三	棄却	広島高	三八三
昭和三九年(あ)二八一六	児童福祉法違反	水野政子	四・三〇	二	棄却	名古屋高	五九五
昭和三九年(あ)二八七〇	公職選挙法違反	小林弥世子	四・一六	二	棄却	東京高	四〇五

昭和四〇年(し)二三	即時抗告棄却決定に対する抗告	抗告人(被告人)小高喜久夫外一名	五・二〇	二	棄却	東京高	七七九
昭和四〇年(す)七〇	上告棄却決定に対する異議申立	熊谷皓平	三・三一	一	棄却	最高裁	三二七
昭和四〇年(あ)三一一	森林法違反、窃盗	五所隆雄	五・二九	二	棄却	福岡高	八七三

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和四十年三月分

最高裁判所事務総局

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。

判　決（全）……（二日―三〇日）……（一七件）……一頁
決　定（1）……（二日―　九日）……（六七件）……三
決　定（2）……（一〇日―二二日）……（五七件）……一一
決　定（3）……（二三日―三一日）……（八四件）……一七
雑　（全）……（二日―三一日）……（三七件）……二五
不成立（全）……（二日―三〇日）……（一九件）……三二

刑事判決（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和三九年(あ)一九八二	麻薬取締法違反	李　承均	昭和四〇年三・二	三	一部破棄一部棄却	東京高	一
昭和三九年(あ)二二四七	公職選挙法違反	石川和男	三・四	一	棄却	名古屋高	六
昭和三九年(あ)一五三五	贈賄	中本薫男	三・一一	一	棄却	東京高	一一
昭和三八年(あ)一五八〇	酒税法違反、私文書偽造、背任	合名会社倉田酒舗外一名	三・一二	二	棄却	福岡高	一八
昭和三九年(あ)二五四四	業務上過失致死	中山博	三・一二	二	棄却	東京高	二七
昭和三九年(あ)二六〇〇	公職選挙法違反	中村辰男外一名	三・一二	二	棄却	東京高	三二
昭和三五年(あ)二二五二	有価証券虚偽記入、同行使、詐欺、業務上横領	黒木恒臣	三・一六	三	破棄差戻	福岡高宮崎支	四四
昭和三八年(あ)一四二一	道路運送法違反	中田宣幸	三・一六	三	棄却	大阪高	五一
昭和三九年(あ)五〇二	商法違反、公正証書原本不実記載、同行使	坂内ミノブ	三・一六	三	棄却	東京高	五五

昭和三八年(あ)一八〇一	外国為替及び外国貿易管理法違反	江商株式会社外四名	三・二六	二	棄却	東京高	七三
昭和三九年(あ)二四二一	恐喝、恐喝未遂	升谷良治	三・二六	二	棄却	大阪高	一三九
昭和三九年(あ)二七四七	覚せい剤取締法違反	井村恵義	三・二六	二	棄却	大阪高	一四六
昭和三九年(あ)二八八一	公職選挙法違反	高橋一郎	三・二六	二	棄却	仙台高秋田支	一四九
昭和三八年(あ)二三八一	外国為替及び外国貿易管理法違反	李定大外三名	三・三〇	三	棄却	東京高	一六九
昭和三九年(あ)二四四九	公職選挙法違反	内藤幸十	三・三〇	三	棄却	東京高	一九二
非常上告							
昭和三九年(さ)一〇	傷害	田中文男	三・四	一	破棄自判	下関簡	一九六
昭和三九年(さ)一一	たばこ専売法違反	岸本秋実	三・一二	二	破棄公訴棄却	西郷簡	一九九

刑事決定（1）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和三九年(あ)一二六二	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	山本正夫	昭和四〇年三・二	二	棄却	大阪高	一
昭和三九年(あ)二三八三	道路交通法違反、業務上過失致死	小板橋三郎	三・二	二	棄却	東京高	五
昭和三九年(あ)二三八五	業務上過失傷害	善平朝雄	三・二	二	棄却	東京高	九
昭和三九年(あ)二一三四	窃盗	釜千枝子	三・三	二	棄却	札幌高函館支	一四
昭和三九年(あ)二二七三	暴行、傷害	上木四郎	三・三	二	棄却	高松高	一八
昭和三九年(あ)二三四二	強姦	荒木昌男外一名	三・三	二	棄却	東京高	二二
昭和三九年(あ)二三五三	業務上過失致死	朴喜哲	三・三	二	棄却	東京高	二六
昭和三九年(あ)二四八二	公職選挙法違反	石坂義弘	三・三	二	棄却	福岡高	三〇
昭和三九年(あ)一二四一	詐欺	八巻邦雄	三・四	一	棄却	仙台高	三五

昭和三九年(わ)一三二二	銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	中	村	治	久	三・四	二	棄却	大阪高	四〇
昭和三九年(わ)一四七六	窃盗、横領	金	坂		亘	三・四	二	棄却	東京高	四四
昭和三九年(わ)一七九六	放火教唆	稲	葉	定	雄 外一名	三・四	一	棄却	秋仙田台支高	五七
昭和三九年(わ)二一八一	公職選挙法違反	小	林	定	静	三・四	一	棄却	秋仙田台支高	六九
昭和三九年(わ)二三二三	業務上過失傷害、業務上過失致死	木	山		清	三・四	二	棄却	大阪高	七八
昭和三九年(わ)二三五一	業務上過失傷害、道路交通法違反	岩	鬼	善	一	三・四	二	棄却	東京高	八一
昭和三九年(わ)二五〇五	公職選挙法違反	三	沢	信	太郎	三・四	二	棄却	函館支札幌高	八五
昭和三九年(わ)二一四	窃盗	西	尾	一	郎	三・五	二	棄却	松江支広島高	八九
昭和三九年(わ)二五七四	公職選挙法違反	橋	場		守	三・五	二	棄却	札幌高	九三
昭和三九年(わ)二五〇三	非現住建造物等放火	内	田	龍	市	三・六	二	棄却	松江支広島高	九七
昭和三九年(わ)二五七二	傷害、暴行	波多野	大		蔵	三・六	二	棄却	福岡高	一〇二

昭和三九年(わ)二六八三	公職選挙法違反	平	野	正	利	三・六	二	棄却	福岡高	一〇六
昭和三九年(わ)一四三二	外国為替及び外国貿易管理法違反	浅	野	富	男	三・八	二	棄却	広岡島山高支	一一四
昭和三九年(わ)一四八一	詐欺	大	沢		薫	三・八	二	棄却	東京高	一一九
昭和三九年(わ)一五三三	傷害致死	藤	沢	理	平 外一名	三・八	二	棄却	東京高	一二五
昭和三九年(わ)二四四一	詐欺	後	藤		実	三・八	二	棄却	東京高	一四三
昭和三九年(わ)二四四二	詐欺	朝	田		道	三・八	二	棄却	東京高	一四七
昭和三九年(わ)二五四一	道路交通法違反	李		景	桐	三・八	二	棄却	大阪高	一五一
昭和三九年(わ)二六一七	業務上過失致死	高	田	和	正	三・八	二	棄却	大阪高	一五四
昭和三九年(わ)二六一九	住居侵入、殺人	安	田		修	三・八	二	棄却	大阪高	一五八
昭和三九年(わ)一七〇八	強姦	ツガ	ース、ペル		ユージン、ボ	三・八	二	棄却	東京高	一六三
昭和三九年(わ)二七二二	公職選挙法違反	芝	沼	幸	一	三・八	二	棄却	東京高	一六九

昭和三九年(あ)二七五五	公職選挙法違反	瀬戸信外一名	三・八	二	棄却	東京高	一七四
昭和三八年(あ)　九四二	詐欺	熊沢一郎	三・九	三	棄却	東京高	一八〇
昭和三九年(あ)一二二四	詐欺	加藤輝作	三・九	三	棄却	東京高	一八五
昭和三九年(あ)一七五五	公職選挙法違反	初村瀧一郎	三・九	三	棄却	福岡高	一九四
昭和三九年(あ)一九五二	業務上過失致死傷	金栄洛	三・九	三	棄却	福岡高	二一六
昭和三九年(あ)一九六六	公職選挙法違反	山根常太郎	三・九	三	棄却	札幌高	二一二
昭和三九年(あ)一九七四	恐喝	藤原利市	三・九	三	棄却	広島高岡山支	二三一
昭和三九年(あ)二〇二五	詐欺	平野新吾外一名	三・九	三	棄却	東京高	二三四
昭和三九年(あ)二〇七五	恐喝	今津均	三・九	三	棄却	大阪高	二三八
昭和三九年(あ)二一四〇	麻薬取締法違反	吉村定男	三・九	三	棄却	大阪高	二四二
昭和三九年(あ)二一三一	窃盗、準強盗、強盗、強盗未遂、強盗致死傷	島田幸雄	三・九	二	棄却	大阪高	二四五

昭和三九年(あ)二一五七	業務上過失致死、道路交通法違反	遠藤天海	三・九	三	棄却	仙台高	二五〇
昭和三九年(あ)二一八九	売春防止法違反、賍物故買	尹昌子	三・九	三	棄却	大阪高	二五五
昭和三九年(あ)二一九三	麻薬取締法違反	西口元子	三・九	三	棄却	大阪高	二五九
昭和三九年(あ)二二一〇	常習賭博	河島賢治	三・九	三	棄却	名古屋高金沢支	二六四
昭和三九年(あ)二二一八	監禁、恐喝、同未遂	矢野進	三・九	三	棄却	大阪高	二六八
昭和三九年(あ)二二二七	賍物故買	稲垣義春	三・九	三	棄却	名古屋高	二七三
昭和三九年(あ)二二六八	傷害、銃砲刀剣類等所持取締法違反	永田辰男	三・九	三	棄却	福岡高	二七六
昭和三九年(あ)二二七四	傷害、銃砲刀剣類等所持取締法違反	福沢一平	三・九	三	棄却	高松高	二七九
昭和三九年(あ)二二八五	業務上横領	川崎正男	三・九	二	棄却	高松高	二八二
昭和三九年(あ)二二九八	暴行、脅迫	大野隆利	三・九	三	棄却	高松高	二八六
昭和三九年(あ)二三一九	賍物故買	李成達	三・九	三	棄却	名古屋高	二九〇

昭和三九年(あ)二三二四	公職選挙法違反	朝比奈貞雄	三・九	三棄却	大阪高	二九四			
昭和三九年(あ)二三六四	猥褻図画販売	柴山砂地男	三・九	三棄却	福岡高	二九九			
昭和三九年(あ)二三九三	暴行、傷害	中江亨	三・九	三棄却	広島高松江支	三〇二			
昭和三九年(あ)二四〇一	業務上過失致死、業務上過失傷害	飯田襄次	三・九	二棄却	広島高	三〇七			
昭和三九年(あ)二四一〇	売春防止法違反	矢花良三	三・九	二棄却	名古屋高	三一三			
昭和三九年(あ)二四一三	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、脅迫、傷害、暴行	石川長利	三・九	二棄却	福岡高宮崎支	三一七			
昭和三九年(あ)二四二五	詐欺	河原柳太郎	三・九	二棄却	大阪高	三一四			
昭和三九年(あ)二四二八	窃盗	板谷福二	三・九	二棄却	大阪高	三一九			
昭和三九年(あ)二四六六	公職選挙法違反	遠藤哲夫	三・九	三棄却	仙台高	三二四			
昭和三九年(あ)二五〇七	道路交通法違反、業務上過失致死	前田栄一	三・九	二棄却	大阪高	三三七			
昭和三九年(あ)二五一〇	業務上過失傷害	中谷次夫	三・九	二棄却	大阪高	三四〇			

昭和三九年(あ)二五六九	猥せつ図画公然陳列、猥せつ図画販売、猥せつ図画販売目的所持	末松繁	三・九	二棄却	福岡高	三四四			
昭和三九年(あ)二六五五	公職選挙法違反	小島忠	三・九	二棄却	東京高	三四八			
昭和三九年(あ)二八九二	道路交通法違反、業務上過失致死	相馬初男	三・九	二棄却	東京高	三五二			

刑事決定（2）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和三九年(あ)一二〇二	殺人	園田武夫	昭和四〇年三・一〇	二	棄却	大阪高	一
昭和三九年(あ)二四三四	詐欺	谷口森三	三・一〇	二	棄却	大阪高	一二
昭和三九年(あ)二四六二	業務上過失致死	斎藤正	三・一〇	二	棄却	東京高	一七
昭和三九年(あ)二四七三	業務上過失致死、道路交通法違反	結城清	三・一〇	二	棄却	仙台高	二〇
昭和三九年(あ)二五三四	住居侵入	橘内喜一	三・一〇	二	棄却	仙台高	二三
昭和三九年(あ)二六三一	公職選挙法違反	渡部行義	三・一〇	二	棄却	高松高	二七
昭和三九年(あ)二七九七	業務上過失致死傷	舟橋正	三・一〇	二	棄却	名古屋高	三〇
昭和三九年(あ)五一六	詐欺	末次実 外一名	三・一一	一	棄却	大阪高	三四
昭和三九年(あ)二〇三五	窃盗、賍物故買	谷口藤次郎 外一名	三・一一	一	棄却	大阪高	七三

昭和三九年(あ)二一九六	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、傷害	水原弘	三・一一	一	棄却	広島高	七八
昭和三九年(あ)二二六九	公職選挙法違反	船橋浅右エ門 外一三名	三・一一	一	棄却	名古屋高	八一
昭和三九年(あ)二二八〇	公職選挙法違反	村田正栄	三・一一	一	棄却	名古屋高金沢支	八七
昭和三九年(あ)二三〇一	公職選挙法違反	小河健吉 外一名	三・一一	一	棄却	大阪高	九〇
昭和三九年(あ)二三一〇	覚せい剤取締法違反、麻薬取締法違反、傷害、威力業務妨害、殺人幇助	末崎康雄	三・一一	一	棄却	高松高	九三
昭和三九年(あ)二四五一	業務上過失致死、道路交通法違反	田井興石	三・一二	二	棄却	東京高	九九
昭和三九年(あ)二四五九	道路交通法違反	大庭太郎	三・一二	二	棄却	東京高	一一一
昭和三九年(あ)二五四九	業務上過失致死、道路交通法違反	池田林治	三・一二	二	棄却	東京高	一一四
昭和三九年(あ)二六一二	有価証券偽造、偽造有価証券行使、詐欺	安江文男	三・一二	二	棄却	名古屋高	一一八
昭和三九年(あ)一一六九	傷害、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、暴行、公務執行妨害	堀内利国 外二名	三・一五	二	棄却	高松高	一二二
昭和三九年(あ)一三七三	麻薬取締法違反	趙斗年	三・一五	二	棄却	大阪高	一二六

昭和三九年(あ)一四一八	窃盗、公文書偽造、同行使、道路交通法違反、賍物運搬、賍物故買	羽山武智雄 外二名	三・一五	二	棄却	福岡高	一三四
昭和三九年(あ)一五八五	自転車競技法違反	朴秀昌	三・一五	二	棄却	東京高	一四六
昭和三九年(あ)二三九五	火薬類取締法違反、銃砲刀剣類等所持取締法違反、狩猟法違反、賍物寄蔵、道路交通法違反	藤川萬吉	三・一五	二	棄却	高松高	一五〇
昭和三九年(あ)二四〇七	詐欺	谷奥和彦	三・一五	二	棄却	名古屋高	一五三
昭和三九年(あ)二四一五	詐欺	小林昇	三・一五	二	棄却	東京高	一五六
昭和三九年(あ)二四五三	業務上過失致死、道路交通法違反	萩原甲子男	三・一五	二	棄却	東京高	一六二
昭和三九年(あ)二四五六	道路交通法違反、業務上過失傷害	井草隼人	三・一五	二	棄却	東京高	一六九
昭和三九年(あ)二五四六	業務上過失傷害	榎本忠重	三・一五	二	棄却	東京高	一七四
昭和三九年(あ)二五五五	薬事法違反	松藤重子 外一名	三・一五	二	棄却	福岡高宮崎支	一七七
昭和三九年(あ)二六〇六	業務上過失致死、道路交通法違反	矢島嘉昌	三・一五	二	棄却	東京高	一八三
昭和三九年(あ)二五三一	売春防止法違反	牧野初子	三・一六	二	棄却	名古屋高	一八七

昭和三九年(あ)二五六〇	傷害、銃砲刀剣類等所持取締令違反、銃砲刀剣類等所持取締法違反	工藤宮太郎	三・一六	二	棄却	高松高	一九〇
昭和三九年(あ)一三九〇	業務上過失致死傷	宗像毅	三・一七	二	棄却	仙台高	一九六
昭和三九年(あ)一四八九	電汽車往来危険	桐谷有徳	三・一七	二	棄却	東京高	二〇〇
昭和三九年(あ)一七二二	道路交通法違反	筒井新太郎	三・一七	二	棄却	東京高	二〇三
昭和三九年(あ)二四三六	業務上過失致死	伊呂波満夫	三・一七	二	棄却	大阪高	二〇八
昭和三九年(あ)二五二〇	麻薬取締法違反	塩井匡夫	三・一七	二	棄却	名古屋高	二一三
昭和三九年(あ)一三三一	横領	熊谷皓平	三・一八	一	棄却	名古屋高	二一七
昭和三九年(あ)一七〇一	強盗殺人	吉本金治	三・一八	一	棄却	大阪高	二二八
昭和三九年(あ)一九三一	横領	角田誠	三・一八	一	棄却	東京高	二五二
昭和三九年(あ)二〇二六	公職選挙法違反	河合平太郎	三・一八	一	棄却	東京高	三〇二
昭和三九年(あ)二〇九六	業務上横領	大野泰彦	三・一八	一	棄却	東京高	三一二

昭和三九年(あ)二一一六	業務上過失傷害	山本泰弘	三・一八	一	棄却	名古屋高金沢支	三一八
昭和三九年(あ)二二六一	有価証券偽造、同行使、業務上横領	阿曾和市	三・一八	一	棄却	大阪高	三三三
昭和三九年(あ)二二八三	道路交通法違反、業務上過失致死	湯川道夫	三・一八	一	棄却	大阪高	三三七
昭和三九年(あ)二三一七	業務上過失致死、業務上過失傷害	坂正春	三・一八	一	棄却	名古屋高	三四二
昭和三九年(あ)二三二二	窃盗	山本利正	三・一八	一	棄却	大阪高	三四六
昭和三九年(あ)二五三八	強盗殺人	畠山忠治	三・一八	一	棄却	仙台高	三五〇
昭和三九年(あ)二三三九	傷害	佐々木英治	三・二〇	二	棄却	東京高	三五四
昭和三九年(あ)二五四〇	住居侵入、強盗傷人	長谷川知久	三・二〇	二	棄却	東京高	三五八
昭和三九年(あ)二六〇九	現住建造物放火	上月幸吉	三・二〇	二	棄却	大阪高	三六三
昭和三九年(あ)二六五二	重過失傷害、道路交通法違反	奈良栄	三・二〇	二	棄却	東京高	三七〇
昭和三九年(あ)二七〇六	売春防止法違反	鈴木実	三・二〇	二	棄却	東京高	三七三

昭和三九年(あ)二七三三	道路交通法違反、重過失傷害	梅崎宏樹	三・二〇	二棄却	東京高	三七七
昭和三九年(あ)二七三六	業務上過失致死	田中操	三・二〇	二棄却	東京高	三八一
昭和三九年(あ)二七六三	重過失傷害、道路交通法違反	菊池英範	三・二〇	二棄却	東京高	三八五
昭和三九年(あ)二九三一	公職選挙法違反	福田雄一郎	三・二二	二棄却	福岡高	三八八

刑事決定（3）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和三八年(あ)一〇五二	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	小村勇 外四名	昭和四〇年三・一二三	三	棄却	仙台高秋田支	一
昭和三八年(あ)一四一一	器物損壊	根岸長兵衛	三・二三	三	棄却	名古屋高金沢支	一五
昭和三八年(あ)二〇五二	詐欺、同未遂、収賄、加重収賄、贈賄	馬場幸次郎 外五名	三・二三	三	棄却	名古屋高	二〇
昭和三九年(あ)二二七六	殺人予備、銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬取締法違反	塩谷幸雄	三・二三	三	棄却	仙台高秋田支	三九
昭和三九年(あ)二二七七	銃砲刀剣類等所持取締法違反、強盗致傷	和食良典	三・二三	三	棄却	大阪高	四五
昭和三九年(あ)二二八六	詐欺	古川照政	三・二三	三	棄却	高松高	五五
昭和三九年(あ)二三〇二	殺人	中村又吉	三・二三	三	棄却	札幌高	六一
昭和三九年(あ)二三〇七	売春防止法違反	田中コマ	三・二三	三	棄却	札幌高	六六
昭和三九年(あ)二三二五	窃盗、同未遂、銃砲刀剣類等所持取締法違反	全在万	三・二三	三	棄却	大阪高	六九

昭和三九年(あ)二三三一	強姦致傷、傷害	重	松	典	雄	三・二三	三	乗却
昭和三九年(あ)二三三八	窃盗、窃盗未遂	田	中	高	光	三・二三	三	乗却
昭和三九年(あ)二三四九	道路交通法違反	三	村	豊	作	三・二三	三	乗却
昭和三九年(あ)二三六〇	窃盗	若	松	吉	重	三・二三	三	乗却
昭和三九年(あ)二三七一	道路交通法違反	合	原	正	美	三・二三	三	乗却
昭和三九年(あ)二四〇五	詐欺	水	間	良	一	三・二三	三	乗却
昭和三九年(あ)二四〇八	窃盗	李		浩	亀	三・二三	三	乗却
昭和三九年(あ)二四二六	恐喝	田	川	大	楽	三・二三	三	乗却
昭和三九年(あ)二四二九	公務執行妨害、傷害	冨	田	仙太郎		三・二三	三	乗却
昭和三九年(あ)二四五二	業務上過失傷害、道路交通法違反	小	林	忠	司	三・二三	三	乗却
昭和三九年(あ)二四六八	公職選挙法違反	千	葉	盛	子	三・二三	三	乗却
		広島高		七三		仙台高		一一〇
		東京高		八〇		東京高		一一四
		福岡高宮崎支		八七		福岡高宮崎支		九三
		東京高		八三		福岡高		九〇
		東京高		八〇		名古屋高		九六
		大阪高		一〇〇		大阪高		一〇四
		東京高		一〇七		大阪高		一〇五

昭和三九年(あ)二四七一	公職選挙法違反	菅	原	文	吉	三・二三	三	乗却
昭和三九年(あ)二四七六	公職選挙法違反	鈴	木	平	太	三・二三	三	乗却
昭和三九年(あ)二四八〇	公職選挙法違反	赤	坂	甚太郎		三・二三	三	乗却
昭和三九年(あ)二五一四	詐欺	河	合	武		三・二三	二	乗却
昭和三九年(あ)二五七五	公職選挙法違反	杉	森	梅	慶	三・二三	三	乗却
昭和三九年(あ)二五八二	業務上過失致死、道路交通法違反	渡	辺	光	一	三・二三	二	乗却
昭和三九年(あ)二六六九	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	黒	川	広治	外一名	三・二三	二	乗却
昭和三九年(あ)二六九五	殺人、銃砲刀剣類等所持取締法違反、傷害、暴行	金		政宏	外一名	三・二三	二	乗却
昭和三九年(あ)二七三九	重過失傷害、道路交通法違反、麻薬取締法違反	古	谷	寿	一	三・二三	二	乗却
昭和三九年(あ)二八五〇	公職選挙法違反	鴨	志田		勇	三・二三	二	乗却
昭和三九年(あ)一五〇八	業務上過失致死、道路交通法違反	矢	代	正	夫	三・二五	二	乗却
		仙台高		一一四		名古屋高		一六三
		仙台高		一一八		名古屋高		一二五
		仙台高		一一二		名古屋高		一二九
		東京高		一四二		大阪高		一四七
		仙台高		一三八		東京高		一五二
		名古屋高		一二九		東京高		一五九
		大阪高		一四七		名古屋高		一六三

昭和三九年(あ)一九三九	詐欺	近藤	葆	三・二五	一	棄却	広島高岡山支 一七七
昭和三九年(あ)二〇〇三	業務上過失致死	石郷岡	弘	三・二五	一	棄却	東京高 一八二
昭和三九年(あ)二〇四三	窃盗	泊野	義光	三・二五	一	棄却	大阪高 一八六
昭和三九年(あ)二〇四六	窃盗	李	瓚元	三・二五	一	棄却	大阪高 一八九
昭和三九年(あ)二一二三	有価証券偽造、同行使	浜	茂	三・二五	一	棄却	大阪高 一九三
昭和三九年(あ)二一三一	業務上過失致死、道路交通法違反	本間	良一	三・二五	一	棄却	仙台高 一九八
昭和三九年(あ)二一三七	公職選挙法違反	古川	利吉	三・二五	一	棄却	大阪高 二〇二
昭和三九年(あ)二一九六	業務上過失致死傷	古市	千太郎	三・二五	一	棄却	名古屋高 二〇九
昭和三九年(あ)二三三三	公職選挙法違反	塩沢	幸平	三・二五	一	棄却	東京高 二一四
昭和三九年(あ)二三五〇	道路交通法違反、業務上過失致死、業務上過失傷害	藤田	三智男	三・二五	一	棄却	東京高 二一九
昭和四九年(あ)二四〇九	道路運送法違反	前田	正則	三・二五	一	棄却	名古屋高 二二三

昭和三九年(あ)二四二七	外国人登録法違反	河	志鏑	三・二五	一	棄却	大阪高 二二八
昭和三九年(あ)二四三八	業務上過失傷害	和田	義男	三・二五	一	棄却	大阪高 二三一
昭和三九年(あ)二四五八	業務上過失傷害、道路交通法違反	大塚	昇	三・二五	一	棄却	東京高 二三五
昭和三九年(あ)二四六一	業務上過失傷害、道路交通法違反	篠塚	繁	三・二五	一	棄却	東京高 二三九
昭和三九年(あ)二四六九	公職選挙法違反	千葉	晃彦	三・二五	一	棄却	仙台高 二四二
昭和三九年(あ)二四七二	窃盗	片倉	正男	三・二五	一	棄却	仙台高 二四六
昭和三九年(あ)二四八一	公職選挙法違反	大場	清之進	三・二五	一	棄却	仙台高 二五〇
昭和三九年(あ)二四九一	売春防止法違反	山本	光子	三・二五	一	棄却	大阪高 二五四
昭和三九年(あ)二五〇九	詐欺、私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使	島本	留造	三・二五	一	棄却	大阪高 二五八
昭和三九年(あ)二六三六	業務上過失致死	星	文雄	三・二五	二	棄却	仙台高 二六一
昭和三九年(あ)二六九二	業務上過失傷害、道路交通法違反、犯人蔵匿教唆	藤村	晋成	三・二五	二	棄却	広島高 二六四

昭和三九年(あ)二七〇二	賍物牙保、外国人登録法違反	姜　龍中	三・二五	二	棄却	東京高	二六八
昭和三九年(あ)二七四四	業務上過失傷害	川上秀夫	三・二五	二	棄却	大阪高	二七二
昭和三九年(あ)二七八九	業務上過失傷害、道路交通法違反	小竹鉄吉	三・二五	二	棄却	東京高	二七六
昭和三九年(あ)一五四二	詐欺	綿野年博	三・二六	二	棄却	大阪高	二八〇
昭和三九年(あ)一六四七	関税法違反	原田商店株式会社　外五名	三・二六	二	棄却	広島高	二八三
昭和三九年(あ)一七四九	背任、詐欺、有印私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使	滝本まつ江	三・二六	二	棄却	名古屋高	二九〇
昭和三九年(あ)二二九七	窃盗、賍物故買	内薗照雄	三・二六	二	棄却	福岡高宮崎支	二九七
昭和三九年(あ)二四〇四	詐欺	西田明	三・二六	二	棄却	福岡高宮崎支	三〇〇
昭和三九年(あ)一四三一	関税法違反、酒税法違反	小林三好	三・二六	二	棄却	大阪高	三〇五
昭和三九年(あ)二五五八	傷害、銃砲刀剣類等所持取締法違反	石川澳　外一名	三・二六	二	棄却	広島高岡山支	三〇九
昭和三九年(あ)二六五八	強姦致傷	石附良輔	三・二六	二	棄却	東京高	三一二

昭和三九年(あ)一六六三	賭博開帳図利	普川利勝	三・二六	二	棄却	東京高	三一五
昭和三九年(あ)二七一一	詐欺、有印公文書偽造、同行使	玉井利雄	三・二六	二	棄却	東京高	三一〇
昭和三九年(あ)一七二五	兇器準備集合、恐喝、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	庄田政吉	三・二六	二	棄却	東京高	三一五
昭和三九年(あ)一七四二	業務上過失致死	石川宏	三・二六	二	棄却	大阪高	三二一
昭和三九年(あ)一七五二	強姦致傷	松元政男	三・二六	二	棄却	大阪高	三三五
昭和三九年(あ)一七六〇	賍物故買、と畜場法違反、窃盗	李　相英　外一名	三・二六	二	棄却	広島高	三三八
昭和三九年(あ)一八二一	業務上過失傷害	篠原一男	三・二六	二	棄却	大阪高	三四八
昭和三九年(あ)一八九八	公職選挙法違反	古家宇一郎	三・二六	二	棄却	仙台高秋田支	三五五
昭和三七年(あ)二四七六	強姦、恐喝	三沢富美子　外一名	三・三〇	三	棄却	東京高	三五八
昭和三八年(あ)　七九九	傷害	田上秀泰　外三名	三・三〇	三	棄却	福岡高	三八三
昭和三八年(あ)一一一五	関税法違反、公正証書原本不実記載、同行使、同幇助	馬越甚一　外二名	三・三〇	三	棄却	高松高	三九〇

昭和三八年(あ)二八〇一	住居侵入	加藤重治	三・三〇	三棄却	名古屋高	三九六		
昭和三九年(あ)二〇一〇	兇器準備集合、銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	梁鐘万外二名	三・三〇	三棄却	東京高	四〇二		
昭和三九年(あ)二三九七	窃盗	滝口正晴	三・三〇	三棄却	広島高	四一一		
昭和三九年(あ)一六五三	道路交通法違反、銃砲刀剣類等所持取締法違反	田代公憲	三・三一	二棄却	福岡高宮崎支	四一六		
昭和三九年(あ)一七三八	兇器準備集合教唆	白川寅雄	三・三一	二棄却	福岡高	四一九		
昭和三九年(あ)一六四四	業務上過失致死	神谷忠男	三・三一	二棄却	東京高	四二四		
昭和三九年(あ)一六四七	道路交通法違反、業務上過失致死	川島康雄	三・三一	二棄却	東京高	四二八		
昭和三九年(あ)一六八六	公職選挙法違反	長沢元二	三・三一	二棄却	福岡高	四三三		
昭和三九年(あ)二八八四	公職選挙法違反	小角英夫	三・三一	二棄却	仙台高	四四四		

刑事雑（全）

事件番号	事件名	被告人又は申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
判決訂正申立							
昭和四〇年(み)一一	詐欺	秋山秀男（葛西清次）	昭和四〇年三・二	三	棄却		二四六
昭和四〇年(み)一〇	私文書偽造、同行使、詐欺	関原勇外一名（野沢俊二郎）	三・九	三	棄却		二五二
昭和四〇年(み)一二	殺人教唆、傷害	中村又一（金鐘根外一名）	三・一〇	一	棄却		二五六
特別抗告							
昭和三九年(し)六五	刑事訴訟法第二六二条による付審判請求事件の抗告棄却の決定に対する特別抗告	勝部輝雄	三・二	三	棄却	福岡高宮崎支	二六二
昭和四〇年(し)五	裁判官忌避申立却下決定に対する即時抗告棄却決定に対する抗告	米田実	三・一六	二	棄却	広島高	二七〇
昭和四〇年(し)六	公職選挙法違反被告事件の管轄移転請求却下決定に対する特別抗告	向江璋悦外三名（磯野嘉祐外五名）	三・一六	三	棄却	東京高	二七六
昭和四〇年(し)八	付審判請求の棄却決定に対する抗告	中本一雄	三・一六	三	棄却	金沢地	二七九

昭和四〇年(し)	九	殺人未遂被告事件の準抗告棄却決定に対する特別抗告	村尾(山本)良元良照	三・一八	一棄却	東京地	二八一
死亡							
昭和三九年(あ)一九八七		詐欺、業務上横領	斎藤	進一	三・一一	一公訴棄却	東京高	二八四
昭和三九年(あ)二七二六		現住建造物放火	仁藤	安次郎	三・三〇	三公訴棄却	東京高	二八六
訴訟費用								
昭和四〇年(せ)	一七	強姦致傷	田代	公憲	三・二	三免除		二八八
昭和四〇年(せ)	一八	恐喝、同未遂、横領	井上	正喜	三・二	三棄却		二九〇
昭和四〇年(せ)	二三	行列行進、集団示威運動に関する宮城県条例違反、道路交通法違反	塩川	宇賢	三・八	一棄却		二九二
昭和四〇年(せ)	二五	殺人、銃砲刀剣類等所持取締法違反	北島	尚之	三・八	一棄却		二九三
昭和四〇年(せ)	二二	現住建造物放火、銃砲刀剣類等所持取締法違反	藤原	敏雄	三・九	三免除		二九四
昭和四〇年(せ)	二六	監禁、殺人未遂、銃砲刀剣類等所持取締法違反	辻本	利治	三・一二	二棄却		二九六、

昭和四〇年(せ)	二一	有印私文書偽造、同行使、詐欺	杉本	高次郎	三・一六	三棄却		二九七
昭和三九年(あ)二二六四		傷害	川股	弘	三・二五	一負担		二九九
昭和四〇年(せ)	三三	放火教唆	稲葉	定雄	三・三一	一棄却		三〇一
昭和四〇年(せ)	三五	窃盗	中林	佐内	三・三一	一棄却		三〇二
決定に対する異議申立								
昭和四〇年(す)	四二	窃盗	畠中	要	三・二	三棄却		三〇三
昭和四〇年(す)	四六	常習累犯窃盗	吉田	政一	三・八	二棄却		三〇九
昭和四〇年(す)	四三	恐喝	我妻(本村)源二郎正		三・九	三棄却		三一一
昭和四〇年(す)	四七	恐喝	本村	正	三・九	三棄却		三一三
昭和四〇年(す)	五五	業務上過失致死傷	野口(鎌田)恵三外一名博実		三・一六	三棄却		三一六
昭和四〇年(す)	五六	現住建造物放火、詐欺	東野	陽伍	三・一六	三棄却		三一九

昭和四〇年(す)	五九	窃盗、横領	人見(金坂)	福松(亘)	三・二〇	二	棄却	
昭和四〇年(す)	六六	詐欺	花房(末次)	節男(実)	三・二五	一	棄却	
昭和四〇年(す)	六二	住居侵入、殺人	安田	修	三・二六	二	棄却	
昭和四〇年(す)	六三	公職選挙法違反	小林(初村)	蝶一外一名(滝一郎)	三・三〇	三	棄却	
昭和四〇年(す)	七〇	横領	海野(熊谷)	晋吉外二名(皓平)	三・三一	一	棄却	
昭和四〇年(す)	七三	業務上横領	馬屋原(大野)	成男(泰彦)	三・三二	一	棄却	
				その他				
昭和四〇年(す)	四一	詐欺被告事件の上告棄却決定に対する訂正の申立	辻	長一	三・二三	三	棄却	
昭和四〇年(す)	四九	弁護士法違反、詐欺被告事件の上告棄却決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告	舟木	精蔵	三・二	二	棄却	
昭和四〇年(す)	四八	盗犯等の防止及処分に関する法律違反被告事件の確定判決にかかる再審請求事件の抗告棄却の決定に対する抗告	久津間	勝蔵	三・八	二	棄却	
昭和四〇年(す)	五〇	詐欺被告事件の上告棄却の決定に対する訂正の申立	黒田	慶蔵	三・九	三	棄却	

昭和四〇年(す)	五八	現住建造物放火未遂、窃盗被告事件の上告棄却の決定に対する訂正申立	井出(斎藤)	正敏(忠司)	三・二四	一	棄却	

刑事不成立（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和三九年(あ)二九〇二	業務上過失傷害、道路交通法違反	足立肇	昭和四〇年三・二	三	棄却	広島高松江支	五八
昭和四〇年(あ)七七	業務上過失致死	秋山昭夫	三・三	二	棄却	東京高	六〇
昭和三九年(あ)二九二一	業務上過失致死、道路交通法違反	嶋村烈	三・四	一	棄却	大阪高	六二
昭和四〇年(あ)五八	業務上過失致死	越前武恵	三・四	二	棄却	仙台高秋田支	六四
昭和三九年(あ)二九二〇	道路交通法違反、業務上過失傷害、自動車損害賠償保障法違反	松本久雄	三・九	三	棄却	大阪高	六六
昭和四〇年(あ)八〇	業務上過失致死傷	奥谷崇保	三・九	二	棄却	東京高	六八
昭和四〇年(あ)七九	道路交通法違反、業務上過失致死、業務上過失傷害	浅生山繁	三・一一	一	棄却	東京高	七〇
昭和四〇年(あ)一五二	業務上過失致死	宮本三次	三・一五	二	棄却	高松高	七二
昭和三九年(あ)二九一七	道路交通法違反、業務上過失致死	阿部次雄	三・一六	三	棄却	仙台高	七四

昭和四〇年(あ)	九七	業務上過失致死	今北益男	三・一六	二棄却	大阪高	七六
昭和四〇年(あ)	一五一	業務上過失致死、業務上過失傷害	加藤正一	三・一八	一棄却	高松高	七八
昭和四〇年(あ)	一六六	公職選挙法違反	松崎兵八郎外七名	三・一八	一棄却	東京高	八〇
昭和四〇年(あ)	一七八	業務上過失致死傷	榎本静	三・一八	二棄却	東京高	八三
昭和四〇年(あ)	一九〇	業務上過失致死傷	早崎嘉昭	三・一八	一棄却	大阪高	八五
昭和三八年(あ)	一八〇一	外国為替及び外国貿易管理法違反	洪貫龍	三・二六	二棄却	東京高	八七
昭和四〇年(あ)	二七一	重過失傷害	森繁美	三・二六	二棄却	仙台高秋田支	八九
昭和三九年(あ)	二八五四	傷害	内山茂美	三・三〇	三棄却	大阪高	九一
昭和四〇年(あ)	一九二	業務上過失致死傷	松井唯行	三・三〇	三棄却	大阪高	九三
昭和四〇年(あ)	二七六	業務上過失致死	利部孝幸	三・三〇	三棄却	仙台高秋田支	九五

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和四十年四月分

最高裁判所事務総局

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。

判　決（全）……（一日―三〇日）……（二〇件）……頁一
決　定（1）……（一日―一二日）……（五四件）……五
決　定（2）……（一三日―一六日）……（五五件）……一一
決　定（3）……（二〇日―三〇日）……（五〇件）……一七
雑　（全）……（一日―三〇日）……（三〇件）……二三
不成立（全）……（一日―三〇日）……（一三件）……二七

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和三九年(あ)二一一四	道路運送法違反	中西十助 外五名	昭和四〇年四・一	一	棄却	名古屋高	二〇三
昭和三九年(あ)二三二六	殺人、窃盗、死体遺棄	北弥八	四・一	一	棄却	大阪高	二〇八
昭和三九年(あ)二八〇〇	公職選挙法違反	中道豊	四・二	二	棄却	福岡高	二一三
昭和三九年(あ)二五〇四	失火	小笹誠一郎	四・八	一	棄却	広島高松江支	二一六
昭和三九年(あ)二七七三	私文書偽造、同行使、詐欺、業務上横領	小森佳穂	四・八	一	棄却	東京高	二一九
昭和三八年(あ)二一八七	道路運送法違反、道路交通法違反	大野洋平 外九名	四・一三	三	棄却	福岡高	二二四
昭和三八年(あ)二二二〇	名誉毀損、業務妨害	堀岡文吉	四・一三	三	棄却	東京高	二三四
昭和三九年(あ)二一八〇	恐喝、同未遂、傷害	寅尾芳孝 外一名	四・一三	三	棄却	東京高	二五四
昭和三九年(あ)二一六一五	道路交通法違反	坂本守正	四・一三	三	棄却	仙台高	二六七

昭和三九年(わ)二八七〇	公職選挙法違反	小林彌世子	四・一六	二	棄却	東京高	二七一
昭和四〇年(わ)六三	公職選挙法違反	細野虎之丈	四・一六	二	棄却	東京高	二九〇
昭和三六年(わ)一五一〇	収賄	吉田信義	四・二八	大	破棄自判	東京高	二九七
昭和三七年(わ)二一七六	業務上過失傷害、道路交通取締法違反	島田次郎	四・二八	大	一部破棄差戻	札幌高	三〇九
昭和三七年(わ)三〇一一	公職選挙法違反	竹内正 外四名	四・二八	大	一部破棄差戻他棄却	東京高	三二八
昭和三七年(わ)三〇一一	公職選挙法違反	青木良助 外一四名	四・二八	二	棄却	東京高	三四六
昭和三八年(わ)二三三	収賄、受託収賄、第三者収賄、贈賄	松山熊造 外六名	四・二八	大	棄却	大阪高	三六三
昭和三九年(わ)七六二	詐欺	益田算男	四・三〇	二	破棄自判	福岡高	三九五
昭和三九年(わ)二七一四	窃盗	最上美津江	四・三〇	二	棄却	東京高	四〇三
昭和四〇年(わ)一三九	公職選挙法違反	柏木哲 外五名	四・三〇	二	棄却	福岡高	四〇八
昭和四〇年(わ)三三〇	公職選挙法違反	亀田寛一	四・三〇	二	棄却	東京高	四二二

非常上告

昭和三九年(さ)九	森林法違反、窃盗	岩切正幸 外一名	四・二八	大	手続破棄	日南簡	四二七

刑事決定（1）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和三九年(あ)一三四四	偽証	江上孝俊	昭和四〇年四・一	一	棄却	福岡高	一
昭和三九年(あ)二四四四	公職選挙法違反	矢口竹四郎	四・一	一	棄却	東京高	一六
昭和三九年(あ)二六二四	公務執行妨害	片田猛	四・二	二	棄却	大阪高	二九
昭和三九年(あ)一七一四	虚偽有印公文書作成、同行使	梅野佐平次外二名	四・八	二	棄却	福岡高	三六
昭和三九年(あ)一九八六	窃盗	康貞子	四・八	一	棄却	東京高	五二
昭和三九年(あ)二二八七	業務上横領、横領	土肥政夫	四・八	一	棄却	福岡高	五五
昭和三九年(あ)二二九一	窃盗	伊倉音蔵	四・八	一	棄却	名古屋高	五九
昭和三九年(あ)二三〇五	業務上過失致死傷	鈴木雪夫	四・八	一	棄却	札幌高	六四
昭和三九年(あ)二三四七	道路交通法違反、業務上過失傷害	関口文弥	四・八	一	棄却	東京高	六八

昭和三九年(あ)二三六一	業務上横領、詐欺	上杉定雄	四・八	一	棄却	福岡高宮崎支	七三
昭和三九年(あ)二三八二	道路交通法違反	川村明	四・八	一	棄却	東京高	七六
昭和三九年(あ)二三九八	賭博開帳図利、銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反、賭博	網口和夫 外一名	四・八	一	棄却	名古屋高	八〇
昭和三九年(あ)二四〇六	窃盗、窃盗未遂	細野ひさよ	四・八	一	棄却	名古屋高	八三
昭和三九年(あ)二四一四	恐喝	八本辰太郎	四・八	一	棄却	東京高	八七
昭和三九年(あ)二四五五	業務上過失致死傷	中島幸春	四・八	一	棄却	東京高	九二
昭和三九年(あ)二四七五	窃盗、賍物故買	柏原四郎 外一名	四・八	一	棄却	大阪高	九六
昭和三九年(あ)二五二二	賍物故買	林実	四・八	一	棄却	福岡高宮崎支	一〇五
昭和三九年(あ)二五三九	強姦致傷、強姦未遂	山下勝祐 外二名	四・八	一	棄却	大阪高	一一四
昭和三九年(あ)二五四三	業務上過失傷害、道路交通法違反	柴田和臣	四・八	一	棄却	東京高	一二二
昭和三九年(あ)二五五七	暴行、脅迫、銃砲刀剣類等所持取締法違反、傷害、道路交通法違反	菊地楚	四・八	一	棄却	広島高岡山支	一二七

昭和三九年(あ)二五六五	公職選挙法違反	吉田利左エ門 外一名	四・八	一	棄却	仙台高	一三七
昭和三九年(あ)二五七三	公職選挙法違反	森本重弘 外一名	四・八	一	棄却	福岡高	一四〇
昭和三九年(あ)二五八七	窃盗	堀越與志夫	四・八	一	棄却	名古屋高金沢支	一四五
昭和三九年(あ)二六二六	公職選挙法違反	山本岩夫 外四名	四・八	一	棄却	大阪高	一四八
昭和三九年(あ)二六四〇	公職選挙法違反	原田幸之進 外二名	四・八	一	棄却	仙台高	一五四
昭和三九年(あ)二六五七	公職選挙法違反	鈴木清作	四・八	一	棄却	東京高	一五八
昭和三九年(あ)一四四六	詐欺	森重タミ	四・九	二	棄却	福岡高	一六三
昭和三九年(あ)一五三〇	詐欺	小川肇	四・九	二	棄却	東京高	一七二
昭和三九年(あ)一七一九	道路交通法違反	鈴木茂	四・九	二	棄却	東京高	一七六
昭和三九年(あ)一八〇五	詐欺	浅野陳	四・九	二	棄却	福岡高	一八〇
昭和三九年(あ)一八三二	業務上過失致死	若杉宏二	四・九	二	棄却	東京高	一九〇

昭和三九年(あ)二五二八	詐欺	松林十二	四・九	二葉却	名古屋高	一九五	
昭和三九年(あ)二六七九	窃盗	室武男	四・九	二葉却	広島高松江支	二〇一	
昭和三九年(あ)二七八六	道路交通法違反	上田和男	四・九	二葉却	東京高	二〇四	
昭和三九年(あ)二八二五	児器準備集合、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、暴行、傷害、銃砲刀剣類等所持取締法違反	釈迦堂正次外二名	四・九	二葉却	大阪高	二〇八	
昭和三九年(あ)二八三六	麻薬取締法違反	鴻上キセ子	四・九	二葉却	福岡高	二一四	
昭和四〇年(あ)一七〇	公職選挙法違反	永井酉次	四・九	二葉却	東京高	二一七	
昭和三九年(あ)二四七九	業務上過失致死、道路交通法違反、道路運送車輌法違反	林政廣	四・一〇	二葉却	名古屋高金沢支	二二二	
昭和三九年(あ)二五五二	賍物故買	李東植外一名	四・一〇	二葉却	東京高	二二六	
昭和三九年(あ)二七五〇	強盗	反田清	四・一〇	二葉却	大阪高	二三二	
昭和三九年(あ)二七九五	恐喝、銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	秋山孝三	四・一〇	二葉却	東京高	二三六	
昭和三九年(あ)二八〇九	競馬法違反	小林登貴雄	四・一〇	二葉却	名古屋高	二四〇	

昭和三九年(あ)二八四七	児器準備結集	米崎義雄	四・一〇	二葉却	大阪高	二五〇	
昭和三九年(あ)一八二一	業務上過失傷害、道路交通法違反	吉田博幸	四・一二	二葉却	大阪高	二五九	
昭和三九年(あ)二五六六	横領	那須善吉	四・一二	二葉却	福岡高宮崎支	二六三	
昭和三九年(あ)二六三三	強姦未遂	田淵勝	四・一二	二葉却	高松高	二六九	
昭和三九年(あ)二六七五	外国為替及び外国貿易管理法違反、酒税法違反、関税法違反	上田スミエ外一名	四・一二	二葉却	東京高	二七二	
昭和三九年(あ)二七五八	窃盗	金先坤	四・一二	二葉却	東京高	二七六	
昭和三九年(あ)二七六九	窃盗	篠原利夫	四・一二	二葉却	東京高	二八〇	
昭和三九年(あ)二七七八	有価証券偽造、同行使、詐欺	片平鉦雄	四・一二	二葉却	東京高	二八三	
昭和三九年(あ)二七九二	業務上横領	金在九	四・一二	二葉却	東京高	二八六	
昭和三九年(あ)二八一八	売春防止法違反	高幸枝	四・一二	二葉却	名古屋高	二八九	
昭和三九年(あ)二八三一	恐喝	沢田満	四・一二	二葉却	名古屋高	二九二	

昭和四〇年(あ)	一六七	公職選挙法違反	三瓶武爾	四・一二	二	棄却	東京高	二九六

刑事決定（2）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和三八年(あ)一七九九	詐欺	丸山俊雄 外一名	四・一三	三	棄却	東京高	一
昭和三九年(あ)二二五九	業務上横領	斎藤芳雄	四・一三	三	棄却	広島高岡山支	一五
昭和三九年(あ)二二七一	道路交通法違反、業務上過失致死	松下清一	四・一三	三	棄却	高松高	二六
昭和三九年(あ)二三二一	売春防止法違反	北内幸一	四・一三	三	棄却	大阪高	三七
昭和三九年(あ)二三三五	公職選挙法違反	竹内鹿蔵	四・一三	三	棄却	東京高	四〇
昭和三九年(あ)二三四六	賭博場開帳図利	荒浪覚太郎	四・一三	三	棄却	東京高	四四
昭和三九年(あ)二三八四	傷害、道路交通法違反	飯野日出夫	四・一三	三	棄却	東京高	四八
昭和三九年(あ)二三九六	公職選挙法違反	田中好一 外八名	四・一三	三	棄却	札幌高	五三
昭和三九年(あ)二四二三	強姦	山本吉彦	四・一三	三	棄却	大阪高	七〇

昭和三九年(あ)二四三七	道路交通法違反、重過失傷害	川口和男	四・一三	三	棄却	大阪高	七四	
昭和三九年(あ)二四四六	殺人	中村文造	四・一三	三	棄却	東京高	七八	
昭和三九年(あ)二四五七	業務上過失傷害	庄司徹	四・一三	三	棄却	東京高	八四	
昭和三九年(あ)二四六〇	業務上過失傷害	中嶋七郎	四・一三	三	棄却	東京高	八八	
昭和三九年(あ)二四八五	道路交通法違反、業務上過失傷害、遺失物横領、公文書偽造、同行使	笹川早市	四・一三	三	棄却	仙台高	九一	
昭和三九年(あ)二四八七	賍物故買	形木原茂	四・一三	三	棄却	大阪高	九四	
昭和三九年(あ)二四九三	銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反、重過失傷害	朴貴得	四・一三	三	棄却	大阪高	九八	
昭和三九年(あ)二五〇八	傷害、強盗、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	大屋清外一名	四・一三	三	棄却	広島高	一〇三	
昭和三九年(あ)二五二九	出入国管理令違反、外国人登録法違反	権寧宅	四・一三	三	棄却	名古屋高	一〇七	
昭和三九年(あ)二五三二	道路交通法違反	谷井善一郎	四・一三	三	棄却	名古屋高	一一一	
昭和三九年(あ)二五五九	覚せい剤取締法違反	真砂準一	四・一三	三	棄却	広島高岡山支	一一五	

昭和三九年(あ)二五六一	窃盗	河合英信	四・一三	三	棄却	名古屋高	一一八	
昭和三九年(あ)二五六七	業務上過失致死	杉本登	四・一三	三	棄却	福岡高	一二三	
昭和三九年(あ)二五八三	重過失致死、道路交通法違反	内田紀幸	四・一三	三	棄却	名古屋高金沢支	一二六	
昭和三九年(あ)二五九三	麻薬取締法違反	寺本光夫	四・一三	三	棄却	東京高	一三一	
昭和三九年(あ)二六一八	重過失致死、道路交通法違反	倉橋幸男	四・一三	三	棄却	名古屋高	一三六	
昭和三九年(あ)二六五六	公職選挙法違反	前田勝治郎	四・一三	三	棄却	東京高	一四三	
昭和三九年(あ)二六九〇	公職選挙法違反	高下達弘	四・一三	三	棄却	広島高	一四八	
昭和三九年(あ)二六九六	公職選挙法違反	坂本繁三郎	四・一三	三	棄却	仙台高	一六二	
昭和三九年(あ)二七〇〇	窃盗	今井豊治	四・一三	三	棄却	東京高	一六八	
昭和三九年(あ)二七〇三	強盗致傷、銃砲刀剣類等所持取締法違反	阪本康信	四・一三	三	棄却	東京高	一七三	
昭和三九年(あ)二八九六	覚せい剤取締法違反	秋川信雄	四・一三	三	棄却	札幌高	一九一	

昭和四〇年(あ)	二四九	私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使、詐欺	宮原	金蔵	四・一三	三棄却	東京高	一九六
昭和三九年(あ)	二〇〇	建造物損壊、建造物侵入、侮辱、外国国章除去	郭	椿然	四・一六	三棄却	大阪高	二〇〇
昭和三九年(あ)	二三四〇	窃盗	玉井	正雄	四・一六	三棄却	東京高	二〇四
昭和三九年(あ)	二三五二	業務上過失致死	小川	隆雄	四・一六	三棄却	東京高	二〇八
昭和三九年(あ)	二三七八	恐喝、詐欺、銃砲刀剣類等所持取締法違反	西脇	一三	四・一六	三棄却	東京高	二一二
昭和三九年(あ)	二四一一	殺人	紀平	与太郎	四・一六	三棄却	名古屋高	二一五
昭和三九年(あ)	二五一一	道路交通法違反	松井	春義	四・一六	三棄却	大阪高	二一二
昭和三九年(あ)	二五一五	殺人教唆、銃砲刀剣類等所持取締法違反	杉井	重之	四・一六	三棄却	名古屋高	二一六
昭和三九年(あ)	二五五三	業務上過失致死	崔	岡寿	四・一六	三棄却	東京高	二一三三
昭和三九年(あ)	二五八〇	覚せい剤取締法違反	沢	佐太郎	四・一六	三棄却	仙台高秋田支	二三八
昭和三九年(あ)	二五九〇	窃盗	風間	清	四・一六	三棄却	東京高	二四二

昭和三九年(あ)	二五九五	詐欺	山崎	敏雄	四・一六	二棄却	大阪高	二四七
昭和三九年(あ)	二六〇一	公職選挙法違反	茂木	雅太郎外二名	四・一六	三棄却	東京高	二五三
昭和三九年(あ)	二六〇七	職業安定法違反	西田	正幸外一名	四・一六	三棄却	大阪高	二六七
昭和三九年(あ)	二六一三	詐欺幇助、賍物故買、賍物牙保	天野	正一	四・一六	三棄却	名古屋高	二七二
昭和三九年(あ)	二六二〇	詐欺、業務上横領、横領	中川	太一郎	四・一六	三棄却	大阪高	二七五
昭和三九年(あ)	二六六二	恐喝	細谷	雅彦	四・一六	三棄却	東京高	二八一
昭和三九年(あ)	二六九九	公職選挙法違反	戸国	徹	四・一六	三棄却	広島高岡山支	二八五
昭和三九年(あ)	二七二〇	公職選挙法違反	新戸	荘太郎	四・一六	三棄却	東京高	二九五
昭和三九年(あ)	二七二三	公職選挙法違反	稲見	純助外一名	四・一六	三棄却	東京高	二九九
昭和三九年(あ)	二七二九	業務上過失致死、道路交通法違反	大野	忠三	四・一六	三棄却	東京高	三〇四
昭和三九年(あ)	二七四三	公職選挙法違反	藤井	章道	四・一六	三棄却	広島高岡山支	三〇八

昭和三九年(あ)二八〇七	詐欺、業務上横領	青木寅二 外一名	四・一六	二	棄却	大阪高	三一一
昭和四〇年(あ)九四	公職選挙法違反	沢田辰生	四・一六	二	棄却	大阪高	三二三

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和三七年(あ)三四一	有価証券偽造、同行使、私文書偽造、同行使、詐欺	盛山浩郎	昭和四〇年四・二〇	三	棄却	仙台高	一
昭和三八年(あ)一一〇七	枉法収賄、収賄	上田萬寿男	四・二〇	三	棄却	大阪高	四
昭和三八年(あ)二三四三	殺人	上田司郎	四・二〇	三	棄却	高松高	九
昭和三八年(あ)二四三九	現住建造物放火、詐欺	小村厚 外一名	四・二〇	三	棄却	大阪高	一七
昭和三八年(あ)二四五三	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	中村雄三	四・二〇	三	棄却	東京高	三三
昭和三八年(あ)二五三五	業務上過失致死	小室政男	四・二〇	三	棄却	東京高	五二
昭和三八年(あ)二五五九	詐欺、貸金業等の取締に関する法律違反、暴行	中島千太郎	四・二〇	三	棄却	福岡高	五六
昭和三九年(あ)二三一四	強盗、傷害	斎藤勝昭	四・二〇	三	棄却	札幌高	九〇
昭和三九年(あ)一六九四	関税法違反、外国為替及び外国貿易管理法違反	孫錫文	四・二二	二	棄却	広島高	九四

昭和三九年(わ)一七六二	兇器準備集合、銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	吉村喜代春	四・二一	二棄却	大阪高	九八		
昭和三九年(わ)一七七三	重過失致死	井原俊雄	四・二一	二棄却	高松高	一〇二		
昭和三九年(わ)一九六五	業務上過失致死	北川宣夫	四・二一	二棄却	名古屋高	一〇七		
昭和三九年(わ)一九〇一	強姦	藤間孝一	四・二二	二棄却	広島高松江支	一一一		
昭和三八年(わ)一七五九	贈賄	山本勝三	四・二三	一棄却	大阪高	一一五		
昭和三九年(わ) 八五〇	横領	渡部鉄雄	四・二二	一棄却	仙台高秋田支	一一九		
昭和三九年(わ)一四四〇	物品税法違反	米山恵三	四・二二	一棄却	大阪高	一二九		
昭和三九年(わ)一二二八	詐欺	安国男	四・二二	一棄却	名古屋高	一三八		
昭和三九年(わ)一三三六	器物毀棄	石橋一男	四・二三	一棄却	東京高	一四二		
昭和三九年(わ)一六三〇	公職選挙法違反	熊谷儀兵衛	四・二三	一棄却	仙台高	一四八		
昭和三九年(わ)一六八五	公職選挙法違反	細谷新太郎	四・二三	一棄却	仙台高	一五三		

昭和三九年(わ)二七一三	政治資金規正法違反	森富久子	四・二二	一棄却	東京高	一五八		
昭和三九年(わ)一九三二	道路運送法違反	小黒七郎	四・二六	二棄却	東京高	一六二		
昭和三九年(わ)二八八七	窃盗、窃盗未遂	高石弘志	四・二六	二棄却	高松高	一六五		
昭和四〇年(わ) 一一八	詐欺、詐欺未遂	増田誠孝	四・二六	二棄却	大阪高	一六九		
昭和四〇年(わ) 二〇四	農業委員会等に関する法律違反	内田昇	四・二六	二棄却	札幌高	一七五		
昭和三九年(わ)二五七九	脅迫	安部清	四・二八	二棄却	仙台高秋田支	一七九		
昭和三九年(わ)二五八五	有印公文書偽造、同行使、詐欺	川崎清	四・二八	二棄却	名古屋高金沢支	一〇二		
昭和三九年(わ)一六四一	有印私文書偽造、同行使、背任、詐欺	久保誠	四・二八	二棄却	仙台高	二一〇		
昭和三九年(わ)一八三九	詐欺、窃盗	瀧内忠一	四・二八	二棄却	札幌高	二一四		
昭和三九年(わ)一八六一	業務上過失傷害、過失往来危険	橋谷勝二	四・二八	二棄却	札幌高	二二六		
昭和三九年(わ)一八八九	単純収賄、贈賄幇助	安永義雄	四・二八	二棄却	高松高	二三九		

昭和三九年(あ)二九一六	道路交通法違反、業務上過失傷害	近藤記夫	四・二八	二	棄却	仙台高	二三九
昭和三九年(あ)二九二二	業務上過失傷害	園田武正	四・二八	二	棄却	大阪高	二四二
昭和四〇年(あ)二二一	公職選挙法違反	吉岡孝俊	四・二八	二	棄却	名古屋高	二四七
昭和四〇年(あ)二三六	公職選挙法違反	松本卯助	四・二八	二	棄却	福岡高	二五二
昭和四〇年(あ)二五三	公職選挙法違反	仙波守 外五名	四・二八	二	棄却	東京高	二六二
昭和四〇年(あ)二八一	公職選挙法違反	萩原正夫	四・二八	二	棄却	広島高岡山支	二七三
昭和四〇年(あ)三一三	公職選挙法違反	川口博憲	四・二八	二	棄却	福岡高	二七九
昭和三九年(あ)二二二四	窃盗	久保田秋子	四・三〇	二	棄却	高松高	二八四
昭和三九年(あ)二七一六	業務上横領、傷害	志賀清彦	四・三〇	二	棄却	東京高	二九一
昭和三九年(あ)二七八三	強姦未遂	甲斐茂	四・三〇	二	棄却	福岡高宮崎支	二九五
昭和三九年(あ)二八一六	児童福祉法違反	水野政子	四・三〇	二	棄却	名古屋高	三〇四

昭和三九年(あ)二八五三	売春防止法違反	松本ふよ	四・三〇	二	棄却	大阪高	三〇九
昭和三九年(あ)二八七八	強盗	板屋弘	四・三〇	二	棄却	東京高	三一三
昭和三九年(あ)二九〇八	窃盗	亀田安彦	四・三〇	二	棄却	大阪高	三一九
昭和三九年(あ)二九一〇	麻薬取締法違反	井浦武義	四・三〇	二	棄却	大阪高	三二三
昭和三九年(あ)二九一三	強姦、銃砲刀剣類等所持取締法違反	永松政年	四・三〇	二	棄却	福岡高	三二七
昭和三九年(あ)二九一九	業務上過失致死	松尾健彦	四・三〇	二	棄却	大阪高	三三〇
昭和三九年(あ)二九三七	業務上過失致死傷、道路交通法違反	真木信一	四・三〇	二	棄却	広島高	三三四
昭和四〇年(あ)二七八	公職選挙法違反	泉富春 外一名	四・三〇	二	棄却	札幌高函館支	三三八

事件番号	事件名	被告人又は申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
特別抗告							
昭和四〇年(し)一三	付審判請求事件の抗告棄却決定に対する特別抗告	藤沢明哲	昭和四〇年四・九	二	棄却	福岡高	一
昭和四〇年(し)一六	付審判請求事件の抗告棄却決定に対する抗告	近藤理一	四・九	二	棄却	東京高	三
昭和四〇年(し)一九	虞犯、窃盗保護事件の抗告棄却の決定に対する再抗告	長村太郎外一名（長村英二）	四・九	二	棄却	高松高	九
昭和四〇年(し)一四	強盗殺人、死体遺棄被告事件の異議申立却下決定に対する特別抗告	宮地正之	四・一三	三	棄却	名古屋高金沢支	一一
昭和四〇年(し)二〇	弁護士法違反被告事件の再審請求棄却決定に対する即時抗告を棄却する決定に対する特別抗告	中山酉蔵	四・一四	二	棄却	福岡高	一三
昭和四〇年(し)一五	付審判請求事件の抗告棄却決定に対する特別抗告	江田政治	四・一九	一	棄却	名古屋高	一六
昭和三九年(し)九〇	強盗殺人被告事件の再審請求棄却決定に対する即時抗告	加藤新一	四・二二	一	棄却	広島高	一九
昭和四〇年(し)一二	公職選挙法違反被告事件の裁判官忌避申立却下決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告	風早八十二（外三名）（山田ふさ）	四・二二	一	棄却	東京高	三〇

死亡						
昭和三六年(あ)一一六二	爆発物取締罰則違反、器物損壊	井内秀雄	四・六	二	公訴棄却	大阪高	三四
昭和四〇年(あ)一〇三	売春防止法違反	松本カナヱ	四・九	二	公訴棄却	大阪高	三六
訴訟費用							
昭和三九年(あ)二八四三	殺人、傷害	鳴尾功	四・一三	三	負担		三八
昭和四〇年(あ)一八三	麻薬取締法違反	木村勉	四・一九	一	負担		三九
昭和四〇年(せ)四一	傷害	川股弘	四・二二	一	棄却		四一
昭和四〇年(せ)四二	傷害	川股弘	四・二二	一	棄却		四二
昭和四〇年(せ)四三	恐喝	藤原利市	四・三〇	三	棄却		四三
昭和四〇年(せ)四七	窃盗	斎藤秀吉	四・三〇	二	棄却		四四
決定に対する異議申立							

昭和四〇年(す)七六	強盗、傷人、住居侵入	長谷川知久	四・九	二	棄却		四五
昭和四〇年(す)七九	公職選挙法違反	鴨志田勇	四・九	二	棄却		四八
昭和四〇年(す)八〇	詐欺、贈賄	安西義明(吉村嘉夫)	四・一三	三	棄却		五〇
昭和四〇年(す)八一	強姦致傷、傷害	重松典雄	四・一三	三	棄却		五三
昭和四〇年(す)八三	公務執行妨害	別城遺一(片田猛)	四・一六	二	棄却		五七
昭和四〇年(す)七一	公職選挙法違反	海野普吉(河合平太郎外二名)	四・二一	一	棄却		六〇
昭和四〇年(す)八四	業務上過失傷害、道路交通法違反	柴田和臣	四・二八	一	棄却		六五
昭和四〇年(す)七五	強盗殺人	吉本金治	四・三〇	一	棄却		六七
昭和四〇年(す)八五	窃盗	滝口正晴	四・三〇	三	棄却		七五
昭和四〇年(す)八七	詐欺	浅野陳	四・三〇	二	棄却		八二
昭和四〇年(す)八九	窃盗	河合英信	四・三〇	三	棄却		八五

その他

昭和四〇年(す) 六五	窃盗被告事件の異議申立棄却決定に対する異議	斎藤秀吉	四・二	二	棄却			八九
昭和四〇年(す) 七四	窃盗、横領被告事件の上告棄却決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告	人見(金坂)福松	四・九	二	棄却			九〇
昭和四〇年(す) 八二	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正の申立	杉森梅慶	四・二〇	三	棄却			九一

刑事不成立(全)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四〇年(あ) 三一七	賭博場開帳	高橋豊	昭和四〇年四・二	二	棄却	名古屋高金沢支	九七
昭和三八年(あ)二一八七	道路運送法違反	神谷善房外一名	四・一三	三	棄却	福岡高	九九
昭和三九年(あ)二三三五	公職選挙法違反	小柳小太郎	四・一三	三	棄却	東京高	一〇一
昭和四〇年(あ) 四一〇	道路交通法違反、業務上過失傷害	内藤清	四・一五	二	棄却	大阪高	一〇三
昭和四〇年(あ) 四〇八	有価証券偽造、同行使、詐欺贈賄	淡輪雅夫	四・一六	二	棄却	札幌高	一〇五
昭和四〇年(あ) 四二六	業務上過失傷害、過失往来妨害	安商春	四・二〇	三	棄却	大阪高	一〇七
昭和四〇年(あ) 四一四	道路交通法違反、業務上過失致死	笹尾政可	四・二一	一	棄却	大阪高	一〇九
昭和四〇年(あ) 四七九	恐喝未遂	佐藤勇	四・二一	二	棄却	東京高	一一一
昭和四〇年(あ) 四八七	公職選挙法違反	藤野金十郎	四・二二	二	棄却	東京高	一一三

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和四十年五月分

最高裁判所事務総局

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。

		頁
判決（全）……（四日―二七日）……（六件）……		一
決定（1）……（一日―二〇日）……（五九件）……		三
決定（2）……（二四日―二九日）……（三八件）……		九
雑（全）……（四日―二八日）……（三四件）……		一三
不成立（全）……（四日―二七日）……（一六件）……		一七

昭和四〇年(あ)	四七四	道路運送法違反	磯貝忠左エ門	四・二三	二棄却	名古屋高	一一五
昭和四〇年(あ)	四三八	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	古久保正	四・二六	二棄却	大阪高	一一七
昭和四〇年(あ)	四八四	業務上過失傷害	岩倉邦之	四・二八	二棄却	東京高	一一九
昭和四〇年(あ)	四四三	常習賭博	金東植	四・三〇	三棄却	仙台高秋田支	一二一
昭和四〇年(あ)	五一四	業務上過失傷害、道路交通法違反	寺田正	四・三〇	二棄却	東京高	一二三

刑事判決（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和三八年(あ)　八六五	談合行為、同幇助	小川昇外三一名	昭和四〇年五・四	三	棄却	大阪高	一
昭和三八年(あ)一二〇六	関税法違反	真境名米子外一名	五・四	三	破棄差戻	福岡高宮崎支	三五
昭和三九年(あ)一二四五	傷害、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、暴行、窃盗、器物毀棄、職務強要	西森積外一一名	五・二〇	一	棄却	高松高	四三
昭和三九年(あ)一三八三	窃盗、賍物運搬、賍物牙保、賍物故買	本郷武良外三名	五・二一	二	棄却	大阪高	七八
昭和三八年(あ)　一九八	関税法違反、物品税法違反	植田豊男外一名	五・二五	三	破棄自判	名古屋高	九四
昭和三七年(あ)一五三九	火薬類取締法違反、業務上過失致死	朴三秀	五・二七	一	破棄差戻	名古屋高	一〇一

刑事決定（1）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和三九年(あ)二八七三	賍物故買	大崎邦雄	昭和四〇年五・一	二	棄却	東京高	一
昭和三九年(あ)二九二七	道路運送法違反、業務上過失致死、業務上過失傷害、道路交通法違反	龍見孫一	五・一	二	棄却	大阪高	七
昭和三九年(あ)一五五六	業務上過失致死	永田毅	五・四	二	棄却	大阪高	一〇
昭和三九年(あ)二八九九	公職選挙法違反	斎藤信男	五・四	三	棄却	札幌高	一五
昭和四〇年(あ)一一九	覚せい剤取締法違反	入江正枝	五・四	三	棄却	大阪高	二一
昭和四〇年(あ)一八二	恐喝未遂	吉田光雄	五・四	三	棄却	大阪高	二四
昭和三九年(あ)二六九八	公職選挙法違反	伊原利七	五・八	二	棄却	広島高岡山支	三〇
昭和三九年(あ)二一一一	傷害、威力業務妨害、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	榊原初男	五・一八	三	棄却	名古屋高金沢支	四一
昭和三九年(あ)二二五二	詐欺	管野信勝	五・一八	三	棄却	大阪高	四六

昭和三九年(あ)二五七〇	有価証券偽造、同行使	江本広治	五・一八	三棄却	福岡高	五一
昭和三九年(あ)二六〇四	猥褻図画販売、たばこ専売法違反、売春防止法違反	河合種次郎	五・一八	三棄却	東京高	五八
昭和三九年(あ)二六三二	窃盗	村上武宏	五・一八	三棄却	高松高	六一
昭和三九年(あ)二六三七	業務上過失致死傷	小泉正夫	五・一八	三棄却	仙台高	六四
昭和三九年(あ)二六四五	業務上過失傷害、道路交通法違反	菊地啓禎	五・一八	三棄却	東京高	六七
昭和三九年(あ)二六五〇	道路交通法違反、重過失致死	姜相信	五・一八	三棄却	東京高	七二
昭和三九年(あ)二六六七	傷害致死	佐藤清	五・一八	三棄却	東京高	七六
昭和三九年(あ)二六七〇	窃盗	鹿久保由雄	五・一八	三棄却	東京高	八〇
昭和三九年(あ)二六七三	窃盗、詐欺、恐喝、強盗	大塚大造	五・一八	三棄却	東京高	八六
昭和三九年(あ)二六八一	恐喝未遂、覚せい剤取締法違反	甲本亘	五・一八	三棄却	広島高松江支	九七
昭和三九年(あ)二六九三	道路交通法違反、道路運送法違反	金成夫	五・一八	三棄却	広島高	一〇一

昭和三九年(あ)二七〇九	傷害	中原正志	五・一八	三棄却	東京高	一〇五
昭和三九年(あ)二七一七	業務上横領	清水守	五・一八	三棄却	東京高	一一一
昭和三九年(あ)二七三七	業務上過失致死、道路交通法違反	岩瀬義明	五・一八	三棄却	東京高	一一八
昭和三九年(あ)二七四八	傷害、恐喝未遂	田中増雄	五・一八	三棄却	大阪高	一二二
昭和三九年(あ)二七五三	監禁、銃砲刀剣類等所持取締法違反	永嶋顕雄	五・一八	三棄却	東京高	一二七
昭和三九年(あ)二七五九	実用新案法違反	荏原精一	五・一八	三棄却	東京高	一三四
昭和三九年(あ)二七七六	公職選挙法違反	雨宮忠義	五・一八	三棄却	東京高	一三九
昭和三九年(あ)二七八七	道路交通法違反	綿引政次	五・一八	三棄却	東京高	一四三
昭和三九年(あ)二七九六	傷害、詐欺、銃砲刀剣類等所持取締法違反	松葉徳松	五・一八	三棄却	名古屋高	一四六
昭和三九年(あ)二八五一	公職選挙法違反	伊藤利彦外一名	五・一八	三棄却	札幌高	一五一
昭和三九年(あ)二八七一	公職選挙法違反	飯田廣枝	五・一八	三棄却	東京高	一五六

昭和三九年(あ)二八八二	公職選挙法違反	太田忠蔵	五・一八	三	棄却	仙台高	一六〇
昭和三九年(あ)二二四八	公職選挙法違反	中川博	五・一九	二	棄却	福岡高	一六三
昭和三八年(あ)三一二二	公務執行妨害、中型機船底曳網漁業取締規則違反	平山宇三郎 外一名	五・二〇	一	棄却	福岡高	一七二
昭和三九年(あ)二二七〇	売春防止法違反	益田すみえ 外三名	五・二〇	二	棄却	広島高	一八七
昭和三九年(あ)二三四四	有価証券偽造、同行使、詐欺	白井利八	五・二〇	一	棄却	東京高	一九五
昭和三九年(あ)二三七九	傷害	佐藤康	五・二〇	一	棄却	東京高	一九九
昭和三九年(あ)二三九四	傷害、銃砲刀剣類等所持取締法違反、暴行	登口太喜雄 外一名	五・二〇	一	棄却	高松高	二〇三
昭和三九年(あ)二四三〇	関税法違反、物品税法違反	山内庸稀	五・二〇	一	棄却	大阪高	二〇七
昭和三九年(あ)二四八四	売春防止法違反	末廣明	五・二〇	二	棄却	福岡高	二一一
昭和三九年(あ)二四九七	業務上過失致死	前薗保	五・二〇	一	棄却	福岡高宮崎支	二一七
昭和三九年(あ)二五一三	殺人未遂	杉浦秋男	五・二〇	一	棄却	名古屋高	二三〇

昭和三九年(あ)二五二五	強姦	阪本寛	五・二〇	一	棄却	札幌高	二三八
昭和三九年(あ)二五三〇	売春防止法違反	牧野しな子	五・二〇	一	棄却	名古屋高	二四三
昭和三九年(あ)二五四八	業務上過失致死、業務上過失傷害	山田全	五・二〇	一	棄却	東京高	二四六
昭和三九年(あ)二五五四	物品税法違反	高井正典	五・二〇	一	棄却	東京高	二五一
昭和三九年(あ)二五八四	道路交通法違反	酒井七郎	五・二〇	一	棄却	名古屋高金沢支	二五五
昭和三九年(あ)二六〇五	業務上過失傷害	徳田研二	五・二〇	一	棄却	東京高	二五九
昭和三九年(あ)二六〇八	恐喝	横川茂昭	五・二〇	一	棄却	大阪高	二七二
昭和三九年(あ)二六四三	詐欺	佐藤清	五・二〇	一	棄却	東京高	二七五
昭和三九年(あ)二六五一	業務上過失致死	佐藤満	五・二〇	一	棄却	東京高	二七八
昭和三九年(あ)二六五四	道路交通法違反、過失致死	井嶋キイ	五・二〇	一	棄却	東京高	二八六
昭和三九年(あ)二六六五	脅迫、暴行、傷害	大場春男	五・二〇	一	棄却	東京高	二九二

昭和三九年(あ)二六九七	業務上過失傷害、道路交通法違反	坂内孔	五・二〇	一棄却	仙台高	二九七	
昭和三九年(あ)二七〇五	窃盗未遂	陳俊碩	五・二〇	一棄却	東京高	三〇二	
昭和三九年(あ)二八五二	公職選挙法違反	伊藤孫作	五・二〇	一棄却	仙台高秋田支	三〇六	
昭和三九年(あ)二八五六	傷害	佐々木満	五・二〇	二棄却	東京高	三〇九	
昭和三九年(あ)二八八三	公職選挙法違反	阿部半助	五・二〇	一棄却	仙台高	三一六	
昭和三九年(あ)二九三〇	公職選挙法違反	板井満	五・二〇	一棄却	福岡高	三一九	

刑事決定（2）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和三九年(あ)一八九九	売春防止法違反、麻薬取締法違反、同幇助、覚せい剤取締法違反	酒井イネ	昭和四〇年五・二四	二	棄却	大阪高	一
昭和三九年(あ)一九八	関税法違反、物品税法違反、外国為替及び外国貿易管理法違反	株式会社日光社外一名	五・二五	三	棄却	名古屋高	五
昭和三八年(あ)一四九一	詐欺	保坂宇三郎	五・二五	三	棄却	東京高	二〇
昭和三八年(あ)一五〇二	賍物故買	姜斗翊	五・二五	三	棄却	東京高	三〇
昭和三八年(あ)一五七八	物品税法違反	藤野敬次	五・二五	三	棄却	大阪高	三七
昭和三八年(あ)二二二五	詐欺、証券取引法違反、私印偽造	内村留五郎	五・二五	三	棄却	東京高	四三
昭和三八年(あ)二八二五	単純収賄	谷本一外一名	五・二五	三	棄却	大阪高	四七
昭和三九年(あ)二三二九	公職選挙法違反	小野実外二名	五・二五	三	棄却	福岡高	五四
昭和三九年(あ)二四四三	詐欺未遂	梁仁哲	五・二五	三	棄却	東京高	五八

昭和三九年(わ)二五五〇	有価証券偽造、同行使、詐欺	増	子	多 三	五・一二五	三	棄却
昭和三九年(わ)二七三四	業務上過失傷害	土	田	登喜夫	五・二五	三	棄却
昭和三九年(わ)二七六四	業務上過失傷害	近	藤	武	五・二五	三	棄却
昭和三九年(わ)二七九〇	業務上過失傷害	溝	口	亀雄	五・二五	三	棄却
昭和三九年(わ)二八六八	窃盗	斎	藤	金一	五・二五	三	棄却
昭和三九年(わ)二八七九	恐喝	大	熊	道一	五・二五	三	棄却
昭和四〇年(わ)一七	詐欺	藤	堂	茂雄	五・二五	三	棄却
昭和四〇年(わ)二九	強姦致傷	坂	根	和昌	五・二五	三	棄却	広島高松江支
昭和四〇年(わ)一四〇	公職選挙法違反	松	本	東	五・二五	三	棄却	福岡高
昭和四〇年(わ)二〇〇	傷害、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	寄	田	弘	五・二五	三	棄却	大阪高
昭和四〇年(わ)二〇八	公職選挙法違反	小	松	誠 外八名 一	五・二五	三	棄却	東京高

昭和四〇年(あ)	一六二	売春防止法違反	平	馬	明	五・二九	二棄却	大阪高	一七九
昭和四〇年(あ)	一九一	道路交通法違反、業務上過失致死	小笠原	泰	三	五・二九	二棄却	大阪高	一八二
昭和四〇年(あ)	二〇九	殺人	渡	辺	町夫	五・二九	二棄却	仙台高	一八五
昭和四〇年(あ)	二四四	放火、同未遂、窃盗	吉	沼	満寿	五・二九	二棄却	東京高	一九一
昭和四〇年(あ)	三一一	森林法違反、窃盗	五	所	隆雄	五・二九	二棄却	福岡高	二〇六
昭和四〇年(あ)	三二六	公職選挙法違反	奥	ノ木	徳二	五・二九	二棄却	東京高	二一八
昭和四〇年(あ)	五一六	公職選挙法違反	岡	田	卯三郎 外四名	五・二九	二棄却	東京高	二二二

刑事雑（全）

事件番号	事件名	被告人又は申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
	判決訂正申立						
昭和四〇年(み)	一五	名誉毀損、業務妨害	堀	岡	文吉	昭和四〇年五・一八	三棄却		九三
昭和四〇年(み)	一三	殺人、窃盗、死体遺棄	北		弥八	五・二〇	一棄却		九九
昭和四〇年(み)	一四	私文書偽造、同行使、詐欺、業務上横領	小	森	荏穐	五・二〇	一棄却		一一一
	特別抗告								
昭和四〇年(し)	二八	強姦致傷、傷害被告事件の上告棄却決定に対する異議申立	重		松典雄	五・四	三棄却		一一四
昭和四〇年(し)	一〇	刑の執行猶予取消決定についてした抗告棄却決定に対する抗告	佐々木		昌志	五・八	二棄却	大阪高	一一六
昭和四〇年(し)	二四	付審判請求の抗告棄却決定に対する特別抗告	近	藤	理一	五・一八	三棄却	高松高	一一九
昭和四〇年(し)	二七	付審判請求の抗告棄却決定に対する特別抗告	近	藤	理一	五・一八	三棄却	高松高	一二二

昭和四〇年(し)	二三	強盗殺人、窃盗被告事件の再審請求事件についてした即時抗告棄却決定に対する抗告	小	高	喜久夫 外一名	五・二〇	二棄却	東京高	一二四
昭和四〇年(し)	二六	付審判請求の抗告棄却決定に対する抗告	近	藤	理一	五・二〇	二棄却	高松高	一二九
昭和四〇年(し)	三二	恐喝未遂被告事件の勾留取消請求却下決定に対する準抗告棄却決定に対する抗告、	須	貝	一正	五・二〇	二棄却	東京地	一三二
昭和四〇年(し)	三四	恐喝被告事件の準抗告棄却決定に対する抗告	永	野	栄三	五・二四	二棄却	東京地	一三六
昭和四〇年(し)	二五	付審判請求の抗告棄却決定に対する抗告	近	藤	理一	五・二六	一棄却	高松高	一四〇
昭和四〇年(し)	三七	付審判請求の抗告棄却決定に対する特別抗告	勝	部	輝雄	五・二六	二棄却	福岡高宮崎支	一四三
昭和四〇年(し)	三〇	窃盗保護事件の抗告棄却決定に対する再抗告	福	田	優子	五・二七	二棄却	大阪高	一四九
昭和四〇年(し)	二九	地方公務員法違反被告事件の証拠決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告	糸	井	一 外一四名	五・二八	一棄却	京都地	一五三
死亡									
昭和三八年(あ)	八六五	談合行為	井	上	治隆	五・四	三公訴棄却	大阪高	一五五
昭和三九年(あ)二八七〇		公職選挙法違反	小	玉		五・七	二公訴棄却	東京高	一五七

訴訟費用

昭和三八年(あ)	一九八	関税法違反、物品税法違反、外国為替及び外国貿易管理法違反	金	子	二郎	五・二五	三棄却	名古屋高	一五九
昭和三八年(あ)	一九八	関税法違反、物品税法違反、外国為替及び外国貿易管理法違反	名古屋近鉄モータス株式会社（旧商号近畿モーターズ株式会社）			五・二五	三公訴棄却	名古屋高	一六一
昭和三九年(あ)一四六〇		住居侵入、強盗殺人	菊	地	倉一	五・二五	三棄却	仙台高	一六三
昭和三九年(あ)二一一一		傷害	上	出	隆三	五・一八	三負担		一六五
昭和四〇年(あ)	二一七	窃盗未遂	中	岡	美代子	五・一八	三負担		一六六
昭和四〇年(せ)	四九	詐欺、業務上横領、横領	中	川	太一郎	五・一八	三免除		一六七
昭和四〇年(せ)	五二	麻薬取締法違反	木	村	勉	五・二〇	一棄却		一六九
昭和四〇年(せ)	五六	麻薬取締法違反	趙	斗	年	五・二〇	二棄却		一七〇
昭和四〇年(せ)	四四	窃盗、恐喝	金	應	鐘	五・二四	二棄却		一七二
昭和四〇年(あ)	四七一	売春防止法違反	日	置	ミツエ	五・二五	二負担		一七三

昭和四〇年(あ)	八一六	窃盗	溝脇利彦	五・一二六	二	負担	一七四
		決定に対する異議申立					
昭和四〇年(す)	九八	詐欺	丸山俊雄外一名	五・一八	三	棄却	一七六
昭和四〇年(す)	九九	脅迫	安部清	五・二四	二	棄却	一七七
昭和四〇年(す)	一〇六	恐喝未遂	吉田光雄	五・二五	三	棄却	一八〇
		その他					
昭和四〇年(す)	九四	詐欺被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	丸山俊雄外一名	五・一八	三	棄却	一八三
昭和四〇年(す)	一〇一	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	松本卯助	五・二六	二	棄却	一八五
昭和四〇年(す)	一〇五	公職選挙法違反被告事件の上告棄却決定に対する訂正申立	吉岡孝俊	五・二七	二	棄却	一八七

刑事不成立（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審	原本綴丁数
昭和四〇年(あ)	四一九	業務上過失致死傷、道路交通法違反	尾形肇治	昭和四〇年五・四	三	棄却	仙台高秋田支	一二五
昭和四〇年(あ)	四八二	業務上過失致死	浅野辰夫	五・四	三	棄却	東京高	一二七
昭和四〇年(あ)	三七九	業務上過失致死、道路交通法違反	佐藤光一	五・一一	三	棄却	東京高	一二九
昭和四〇年(あ)	四九六	業務上過失致死、道路交通法違反	土江博	五・一一	三	棄却	広島高松江支	一三一
昭和四〇年(あ)	五六七	窃盗	野又敏雄	五・一八	三	棄却	仙台高	一三二
昭和四〇年(あ)	六一二	公職選挙法違反	木下貴富外四名	五・一八	三	棄却	東京高	一三四
昭和四〇年(あ)	六一七	外国人登録法違反	李貞江	五・一八	三	棄却	東京高	一三七
昭和四〇年(あ)	六二九	業務上過失致死傷	小林晟吾	五・一八	三	棄却	札幌高	一三九
昭和四〇年(あ)	六六一	道路交通法違反	長島章	五・一八	三	棄却	名古屋高金沢支	一四一